

現行計画	改訂案	考え方等
<p style="text-align: center;">第1編</p> <p style="text-align: center;">新・旭川市ごみ処理基本計画</p> <p style="text-align: center;">【改訂版】</p> <p style="text-align: center;">(第2版)</p>	<p style="text-align: center;">第1編</p> <p style="text-align: center;">新・旭川市ごみ処理基本計画</p> <p style="text-align: center;">【改訂版】</p> <p style="text-align: center;">(第3版) (素案)</p>	<p>【見直しのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none">・ **** は「現行計画」を修正している部分を指します。

第1 基本計画見直しの趣旨

1 計画見直しの背景・必要性

本市では、平成28年（2016年）3月に「“恵まれた環境との共生・美しい循環のまちあさひかわ”を目指して」を基本理念とし、平成28年度から平成39年度（令和9年度）までの12年間を計画期間とする「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」を策定しました。

計画では、平成31年度（令和元年度）を中間目標年次として設定し、計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行うこととしています。

近年の廃棄物をとりまく状況を振り返りますと、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」により、廃棄物関連では食品ロス削減、海洋ごみ対策などが国際的な課題として注目されるようになりました。また、これまでも温室効果ガスの排出抑制は重要な課題でしたが、「パリ協定」の発効により、より大幅な排出抑制が求められることになりました。平成30年に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、このような国際的な状況や国内の社会的・経済的動向を踏まえ、持続可能な社会づくりに向けた取組が示されたところです。

こういった社会情勢の変化やごみ処理に関わる法制度^{注1}の整備状況などを踏まえるとともに、これまで進めてきた施策の効果・有効性を踏まえ、計画の見直しを行いました。

【主な廃棄物関連法等の概要と改正状況】^{注1}

名称（通称）	概要	制定	直近の改正（施行年月）
廃棄物処理法	・廃棄物の処理や適正処理の推進 ・排出者や処理業者に対する処理基準等について規定	昭和45年12月	平成30年4月
家電リサイクル法	・家電の引取りとリサイクル及び消費者の費用負担等について規定	平成10年6月	平成23年7月
食品リサイクル法	・事業者から排出される食品循環資源の資源化について規定	平成12年6月	平成26年11月
容器包装リサイクル法	・ペットボトル等容器包装類の分別と資源化について規定	平成7年6月	平成23年8月
循環型社会形成推進基本法	・廃棄物を含め循環型社会のあるべき姿、3Rについて規定	平成12年6月	平成24年9月
小型家電リサイクル法	・使用済小型電子機器等の資源化について規定	平成24年8月	改正なし
北海道廃棄物処理計画	・道内のごみ処理方針や資源化率などを規定	第5次計画（令和2年～令和6年） 令和2年3月策定予定	

第1 基本計画見直しの趣旨

1 計画見直しの背景・必要性

本市では、平成28年3月に「“恵まれた環境との共生・美しい循環のまちあさひかわ”を目指して」を基本理念とし、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とする「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」を策定しました。

計画策定後、「持続可能な開発目標（SDGs）」の国連での採択、「パリ協定」の発効、「第4次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定などの国内外の社会的・経済的動向や、関連施策の進捗状況などを踏まえ、令和2年度に必要な見直しを行いました。

近年の廃棄物を取り巻く状況はその後とも変化し続けており、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、国内におけるプラスチックの資源循環の促進等を行うため、国、地方公共団体、事業者、消費者等の役割などが示されました。

また、国で公表している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、令和5年3月に旭川市食品ロス削減推進計画を策定し、行政、消費者、事業者等が連携して食品ロスの削減に取り組むこととしました。

新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】では、令和5年度を中間目標年次として設定していることから、こうした社会情勢の変化やごみ処理に関わる法制度^{注1}の整備状況、これまで進めてきた施策の効果・有効性などを踏まえ、計画の見直しを行いました。

【主な廃棄物関連法等の概要と改正状況】^{注1}

名称（通称）	概要	制定	直近の改正（施行年月）
廃棄物処理法	・廃棄物の処理や適正処理の推進 ・排出者や処理業者に対する処理基準等について規定	昭和45年12月	令和4年6月
家電リサイクル法	・家電の引取りとリサイクル及び消費者の費用負担等について規定	平成10年6月	平成29年6月
食品リサイクル法	・事業者から排出される食品循環資源の資源化について規定	平成12年6月	令和5年6月
容器包装リサイクル法	・ペットボトル等容器包装類の分別と資源化について規定	平成7年6月	平成23年8月
循環型社会形成推進基本法	・廃棄物を含め循環型社会のあるべき姿、3Rについて規定	平成12年6月	平成24年6月
小型家電リサイクル法	・使用済小型電子機器等の資源化について規定	平成24年8月	改正なし
食品ロス削減推進法	・食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等について規定	令和元年5月	改正なし
プラスチック資源循環法	・プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置について規定	令和3年6月	令和4年6月

西暦表示を削除（以下同）

前回の見直し内容を記載

前回見直し後の国内外の状況変化（食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法等）を踏まえて内容を修正

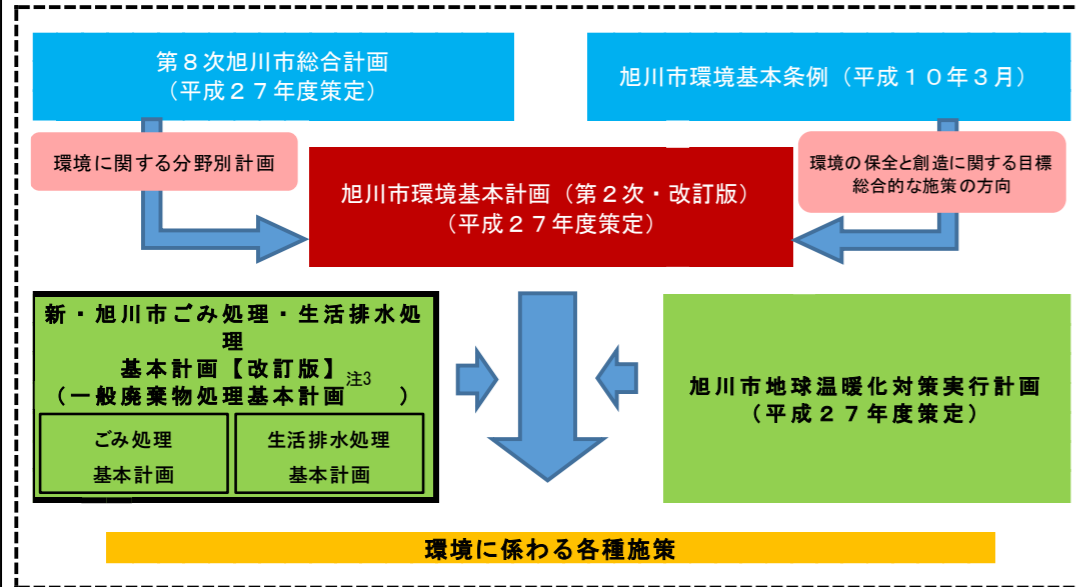
図表更新

廃棄物処理法（R4.6改正）：刑法等の一部改正に伴う改正
食品リサイクル法（R5.6改正）：デジタル社会形成基本法の改正に伴う改正

食品ロス削減推進法を追加
プラスチック資源循環法を追加。R4.6改正あり：刑法等の一部改正に伴う改正

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{注1}」の規定に基づき策定するものです。第8次旭川市総合計画や、旭川市環境基本計画（第2次・改訂版）^{注2}との整合性を図っており、本市の将来にわたる廃棄物の処理に関わる基本的・総合的な指針となるものです。



第8次旭川市総合計画

本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために市政運営の長期的な方向を示す計画で、分野別各種計画の基本となる最上位の計画です。
この総合計画の基本施策9において「豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。また、快適な生活環境の確保はもとより、3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進や地域特性を活かしたエネルギーの有効活用の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。」と規定しています。

注1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、昭和45年に制定された法律です。

注2 旭川市環境基本計画

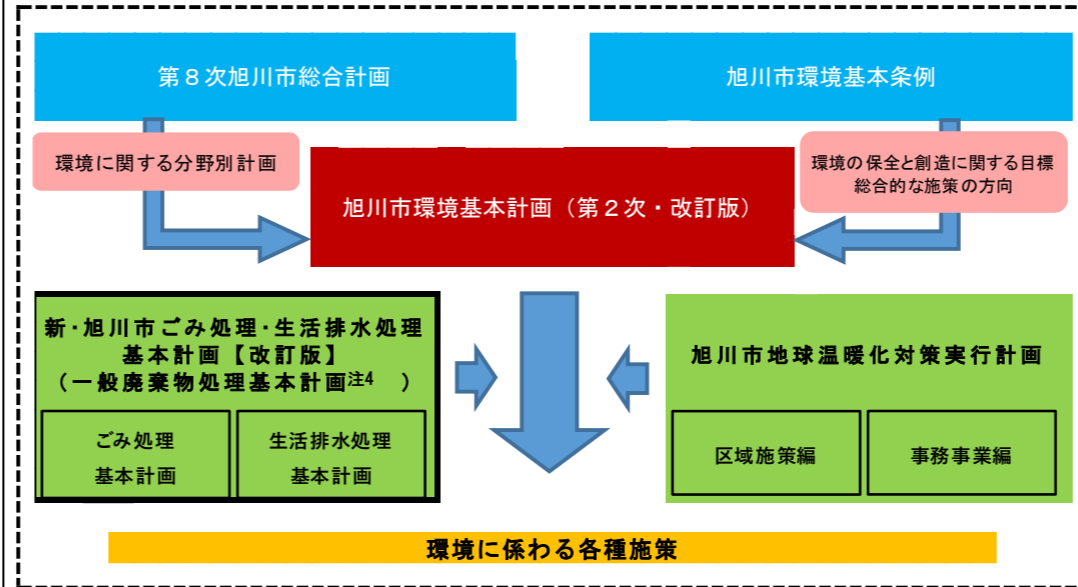
旭川市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針を定めるものです。

注3 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を定めることとされ、基本的な事項を定める「基本計画」と基本計画の実施に必要な各年度の事業を定める「実施計画」の策定が規定され、さらに一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に区分し、それぞれの計画を定めることとしています。

2 計画の位置付け

新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{注2}」の規定に基づき策定するものです。第8次旭川市総合計画や、旭川市環境基本計画（第2次・改訂版）^{注3}との整合性を図っており、本市の将来にわたる廃棄物の処理に関わる基本的・総合的な指針となるものです。



第8次旭川市総合計画

本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために市政運営の長期的な方向を示す計画で、分野別各種計画の基本となる最上位の計画です。
この総合計画の基本**政策**9において「豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。また、快適な生活環境の確保はもとより、3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進や地域特性を**生かした**エネルギーの有効**利用**の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。」と**示**しています。

注2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、昭和45年に制定された法律です。

注3 旭川市環境基本計画

旭川市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針を定めるものです。

注4 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項**により**、市町村**には**基本的な事項を定める「基本計画」と基本計画の実施に必要な各年度の事業を定める「実施計画」の策定が**義務付けられており**、さらに一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に区分**することとされています**。

注を1ページ目からの連番に修正（以下同）

図表更新

計画の策定年度を削除

温暖化対策実行計画に区域施策編と事務事業編を追記

総合計画本文と揃えるため、施策→政策、活用→利用に修正

3 計画区域

本市の行政区域全域とします。

なお、適正なごみ処理を推進する見地から、広域的な施策の展開も視野に入れ、必要に応じて他市町村や関係機関との連携・協力体制を構築していきます。

4 計画期間

本計画の期間は、第8次旭川市総合計画の計画期間と同様に、平成28年度（2016年度）から令和9年度（2027年度）までの12年間とします。

また、次の中間目標年次を令和5年度（2023年度）とし、施策の進捗状況等に応じて必要な見直しを行いながら、計画を推進していきます。

計画目標年次：令和9年度（2027年度）

中間目標年次：令和5年度（2023年度）

年度 (西暦)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
計画 期間	計画 開始			中間 目標				中間 目標				計画 目標
目標	← 計画期間					→						
				見直し 基準年				見直し 基準年				

3 計画区域

本市の行政区域全域とします。

なお、適正なごみ処理を推進する見地から、広域的な施策の展開も視野に入れ、必要に応じて他市町村や関係機関との連携・協力体制を構築していきます。

4 計画期間

本計画の期間は、第8次旭川市総合計画の計画期間と同様に、平成28年度から令和9年度までの12年間とします。

計画目標年次：令和9年度

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画 期間	計画 開始			中間 目標				中間 目標				計画 目標
目標	← 計画期間 →											
				見直し 基準年				見直し 基準年				

最終期間となるため中間目標の項目削除

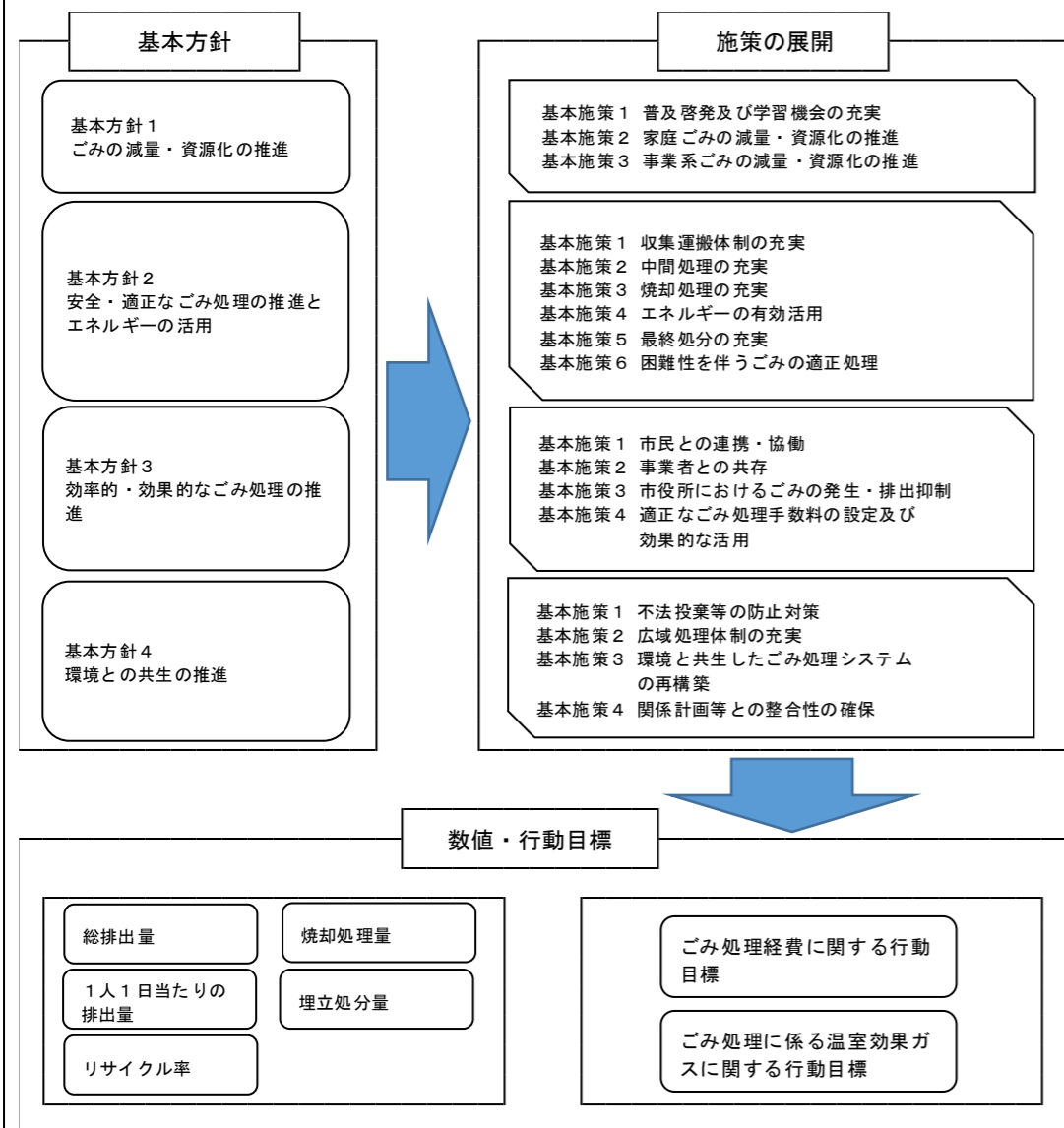
最終期間となるため中間目標の項目削除

第2 本市のごみ処理の現状・課題

1 「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」の施策の体系

平成28年度に策定した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」の施策の体系は次のとおりであり、これに基づき様々な施策を展開してきました。

基本理念：“恵まれた環境との共生・美しい循環のまちあさひかわ”をめざして

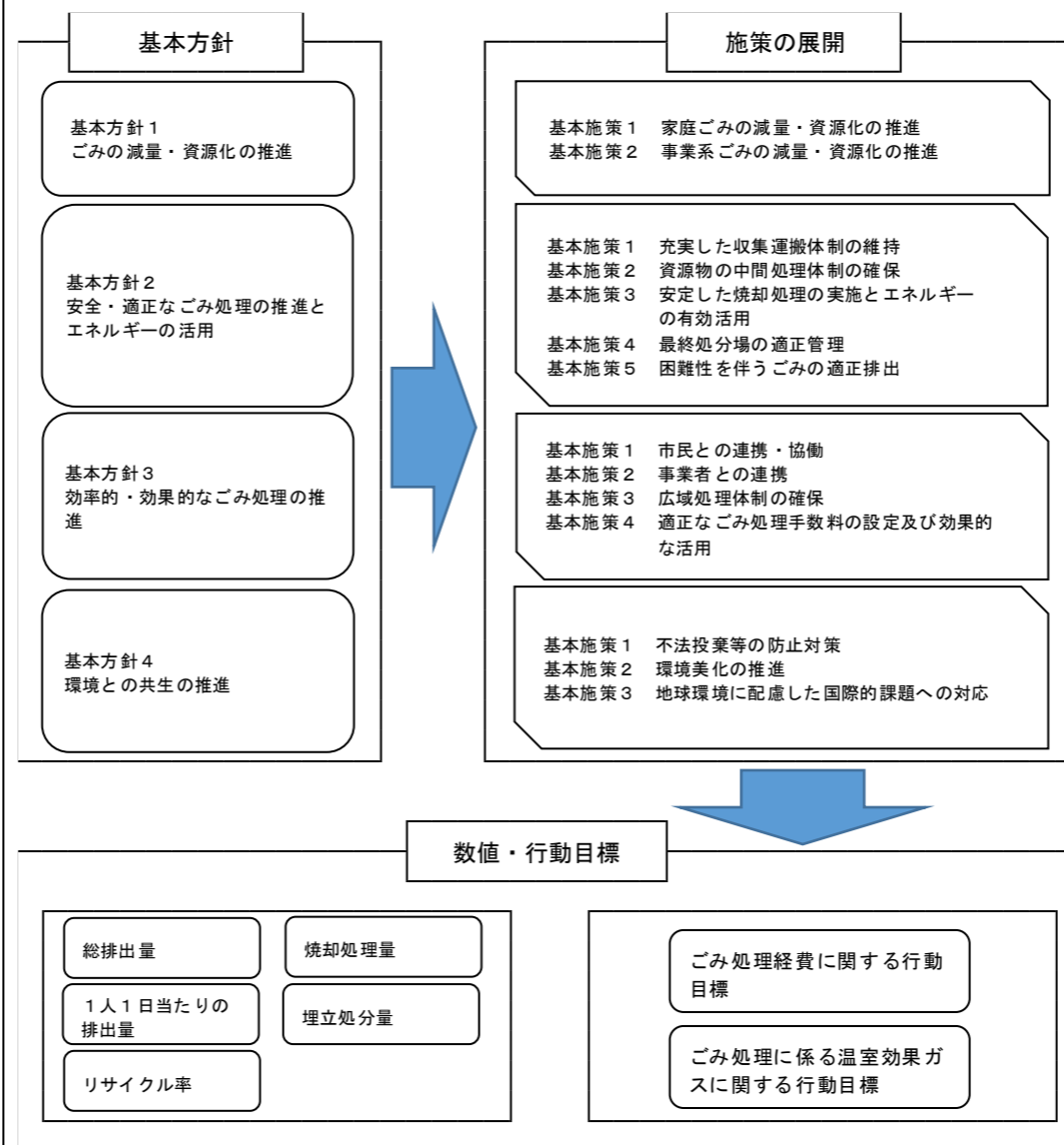


第2 本市のごみ処理の現状・課題

1 「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第2版)」の施策の体系

令和2年度に改訂した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第2版)」の施策の体系は次のとおりであり、これに基づき様々な施策を展開してきました。

基本理念：“恵まれた環境との共生・美しい循環のまちあさひかわ”を目指して



図表更新

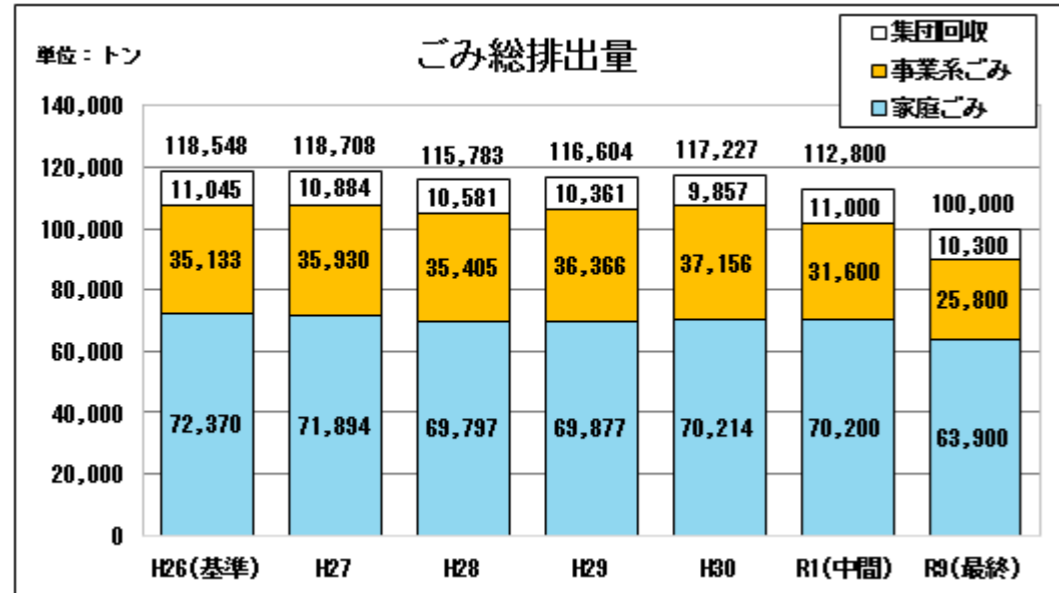
施策の展開について、第2版のものに修正

2 数値目標の達成状況

(1) ごみの排出の状況

ア ごみの総排出量

計画の基準年度からの家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収を合わせたごみ総排出量の推移は次のとおりです。



ごみの総排出量（家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収）は、計画の基準年（平成26年度）の実績値118,548トンに対し、平成30年度は117,227トンと、1,321トン減少しましたが、令和元年度の中間目標値までは4,427トン、令和9年度の最終目標値までは17,227トンの減量が必要です。

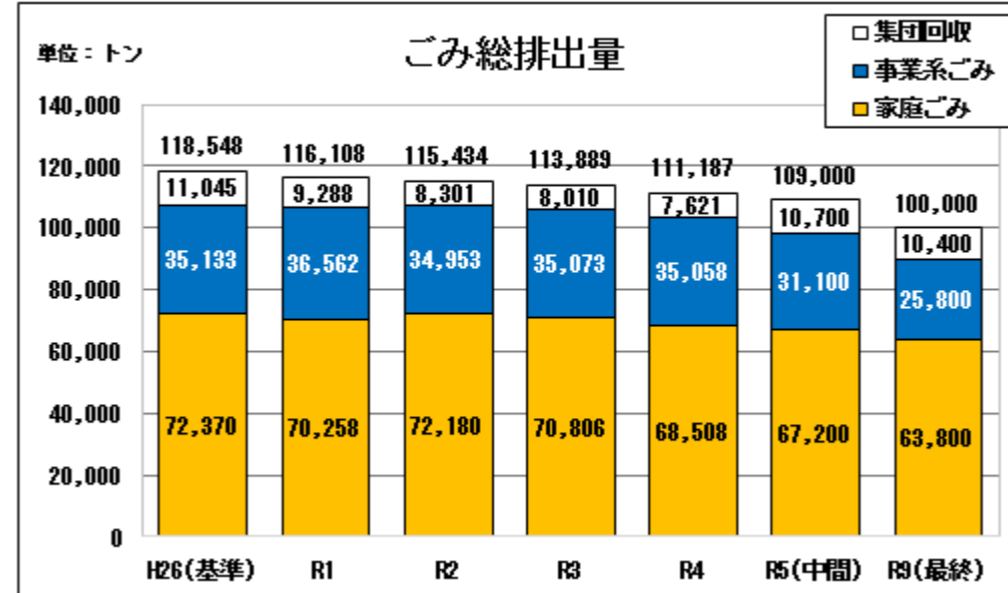
内訳を見ると、家庭ごみは計画の目標値を達成できるペースで減少していますが、事業系ごみはおおむね増加傾向で推移しています。

2 数値目標の達成状況

(1) ごみの排出の状況

ア ごみの総排出量

計画の基準年度**及び令和元年度以降**の家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収を合わせたごみ総排出量の推移は次のとおりです。



ごみの総排出量（家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収）は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値118,548トンに対し、**令和4年度は111,187トンと7,361トン減少しましたが、令和5年度の中間目標までは2,187トン、令和9年度の最終目標までは11,187トンの減量が必要であり、現状のままでは最終目標の達成は困難な状況です。**

内訳を見ると、家庭ごみは**令和2年度に増加した後は減少しています。主な要因は燃やせるごみの減少ですが、粗大ごみや廃棄物処分場への自己搬入ごみは増加しています。**

また、事業系ごみは増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

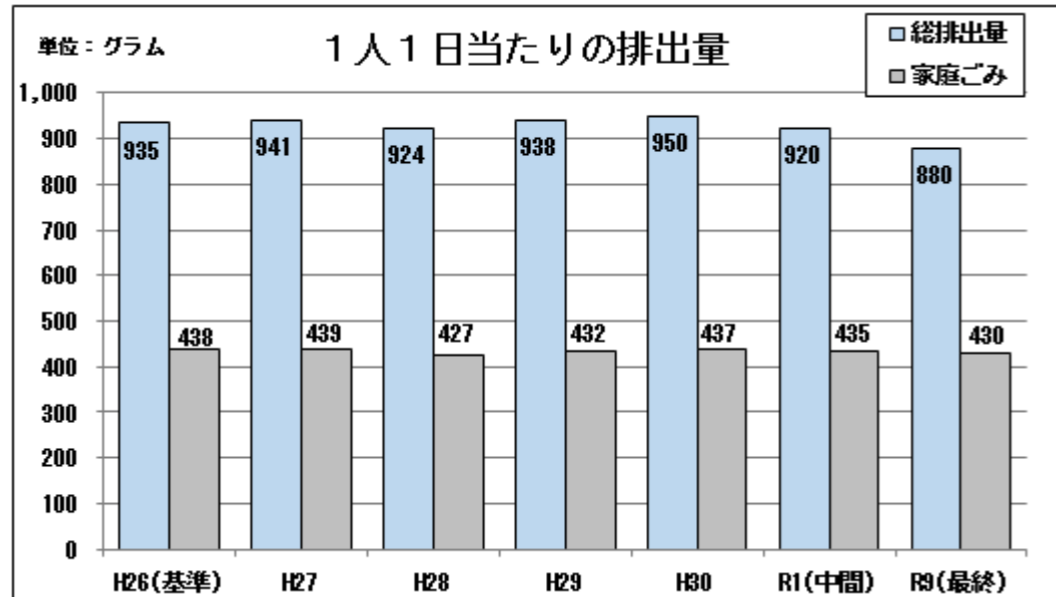
集団回収は年々減少していますが、主な要因は新聞等の発行部数の減少（令和4年度の全国の新聞発行部数は、対平成26年度比約68%）に伴う紙類の減少と考えられます。

図表更新

最新の内容に修正

イ 1人1日当たりの排出量

計画の基準年度からの市民1人当たりの1日のごみ排出量の推移は次のとおりです。



※総排出量：家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収の合計の排出原単位

※家庭ごみ：家庭ごみのうち資源物を除いた排出原単位

$$\text{1人1日当たりの排出量} = \frac{\text{年間総排出量}}{\text{人口} \times \text{年間暦日数}}$$

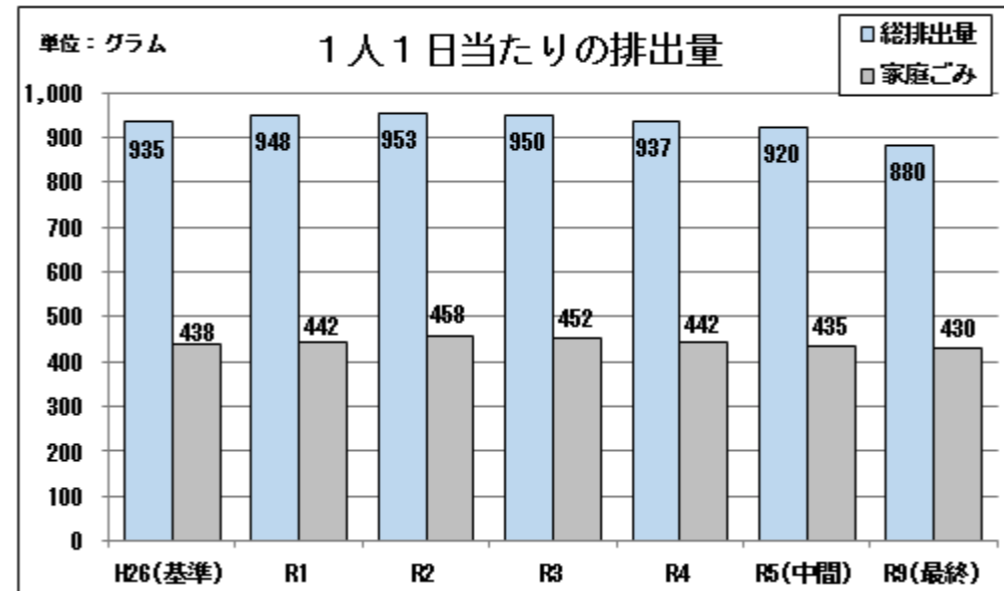
1人1日当たりの総排出量は、計画の基準年（平成26年度）の実績値935グラムに対し、平成30年度は950グラムと、15グラム増加しており、令和元年度の中間目標値までは30グラム、令和9年度の最終目標値までは70グラムの減量が必要です。

ごみの総排出量は、ごみの分別区分の拡大による資源化の推進や家庭ごみの有料化により大きく減少してからは、緩やかな減少傾向が続いています。内訳をみると、家庭ごみについては順調に減少している状況ですが、事業系ごみについては増加傾向を示しています。

事業系ごみの増加については、事業活動に伴うもののほか、家庭からの一時的多量ごみの増加によるものも考えられることから、事業者によるごみ排出量の抑制に対する取組や、一時的多量ごみの資源化を促す取組の検討が必要となります。

イ 1人1日当たりの排出量

計画の基準年度**及び令和元年度以降**の市民1人当たりの1日のごみ排出量の推移は次のとおりです。



※総排出量：家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収の**1人1日当たりの排出量の合計**

※家庭ごみ：家庭ごみのうち資源物を除いた**1人1日当たりの排出量の合計**

$$\text{1人1日当たりの排出量} = \frac{\text{年間総排出量}}{\text{人口} \times \text{年間暦日数}}$$

1人1日当たりの総排出量は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値935グラムに対し、**令和4年度は937グラムと2グラム増加しており、令和5年度の中間目標までは17グラム、令和9年度の最終目標までは57グラムの減量が必要です。**

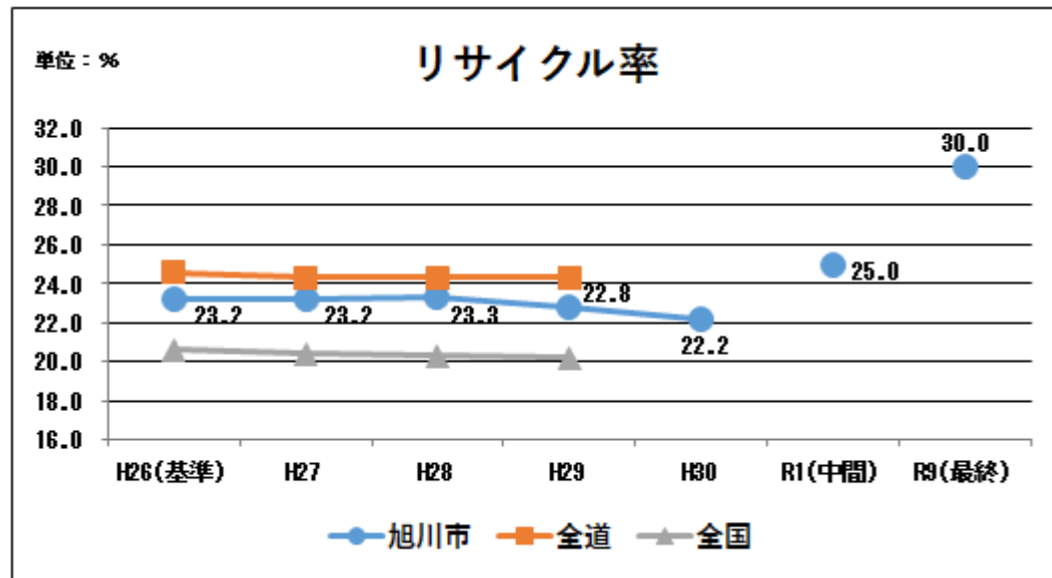
内訳を見ると、総排出量・家庭ごみの排出量ともに、令和2年度に増加した後減少しています。

図表更新

最新の内容に修正

(2) ごみの資源化の状況

計画の基準年度からのリサイクル率の推移は次のとおりです。



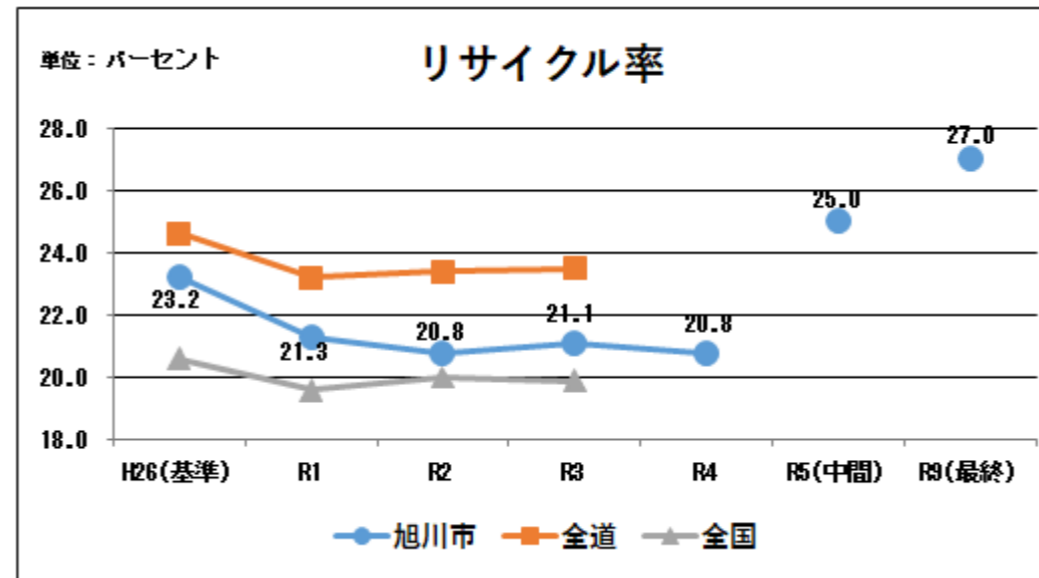
ごみの資源化の状況（リサイクル率）は、計画の基準年度（平成26年度）実績値23.2%、中間目標値（令和元年度）25.0%に対し、平成30年度は22.2%となっており、基準年度以降は横ばいの傾向が続いていましたが、減少に転じています。令和元年度の中間目標値までは2.8ポイント、令和9年度の最終目標値までは7.8ポイントの上昇が必要な状況です。

なお、本市と他都市の状況を平成29年度の実績と比較すると、全道平均は下回っているものの、全国平均は上回っており、中核市でも58市中13位となっています。

リサイクル率の低下の要因として、集団回収量、特に紙類の回収量の減少が挙げられますが、これは、近年、新聞等の発行部数が減少していることから、本市においても購読されている量が減少し、集団回収量も減少したことが考えられます。

(2) ごみの資源化の状況

計画の基準年度及び令和元年度以降のリサイクル率の推移は次のとおりです。



ごみの資源化の状況（リサイクル率）は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値23.2%に対し、令和4年度は20.8%と2.4ポイント減少しており、近年は横ばいで推移しています。令和5年度の中間目標までは4.2ポイント、令和9年度の最終目標までは6.2ポイント引き上げる必要があります。

なお、本市と全道、全国の状況を令和3年度の実績と比較すると、全道平均は下回っているものの、全国平均は上回っており、本市は全国62中核市中17位となっています。

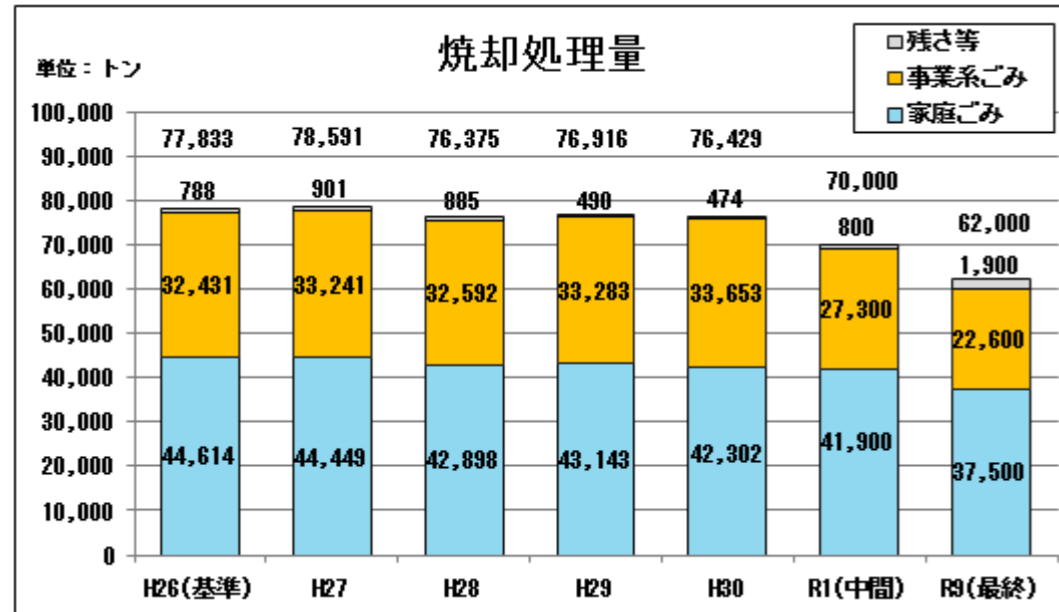
リサイクル率の低下の主な要因は、新聞等の発行部数の減少に伴う紙類の減少と考えられます。

図表更新

最新の内容に修正

(3) 焼却処理の状況

計画の基準年度からの焼却処理量の推移は次のとおりです。

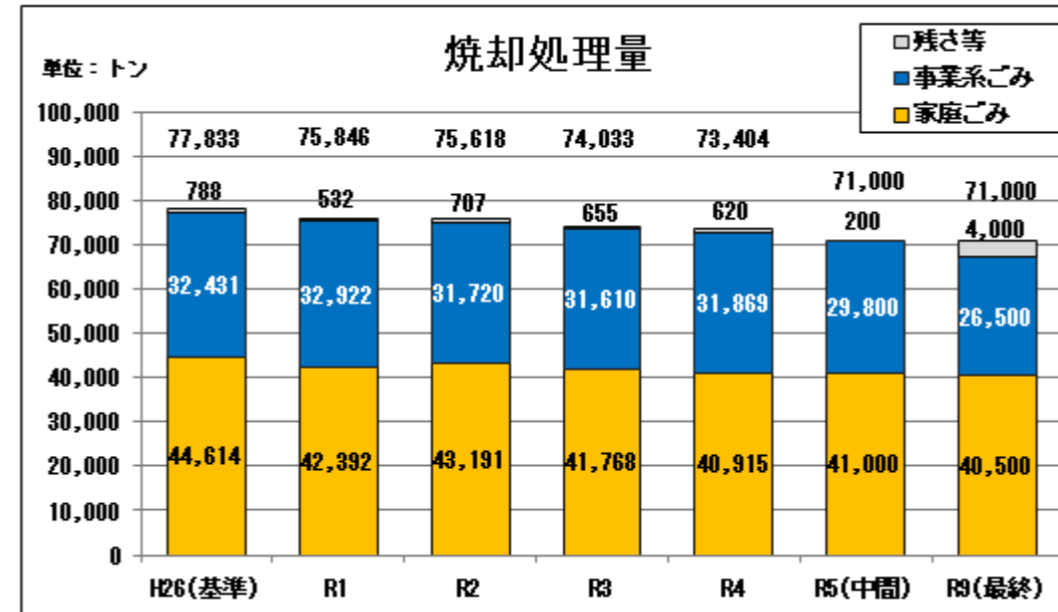


ごみの焼却処理量は、基準年度（平成26年度）実績値77,833トン、中間目標値（令和元年度）70,000トンに対し、平成30年度の実績値は76,429トンとなっており、基準年度からは1,404トンの減少となっていますが、令和元年度の間目標値までは6,429トン、令和9年度の間目標値までは14,429トンの減量が必要です。

旭川市近文清掃工場におけるごみの焼却処理量は、平成26年度以降やや減少した後に横ばいで推移しており、家庭ごみは緩やかに減少してきてはいますが、事業系ごみは少しずつ増加してきていることから、今後は、焼却処理量の減少につながる取組をさらに進めていく必要があります。

(3) 焼却処理の状況

計画の基準年度及び令和元年度以降の焼却処理量の推移は次のとおりです。



ごみの焼却処理量は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値77,833トンに対し、令和4年度の実績値は73,404トンと4,429トン減少しました。

近年の推移としては減少傾向にありますが、令和5年度の間目標及び令和9年度の間目標までは2,404トンの減量が必要です。

内訳を見ると、家庭ごみは令和2年度に増加した後減少しており、事業系ごみは増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

なお、最終目標については、①破碎・選別施設の導入、②廃プラスチック類^{注5}の焼却処理を実施した場合の処理量となっています。

図表更新

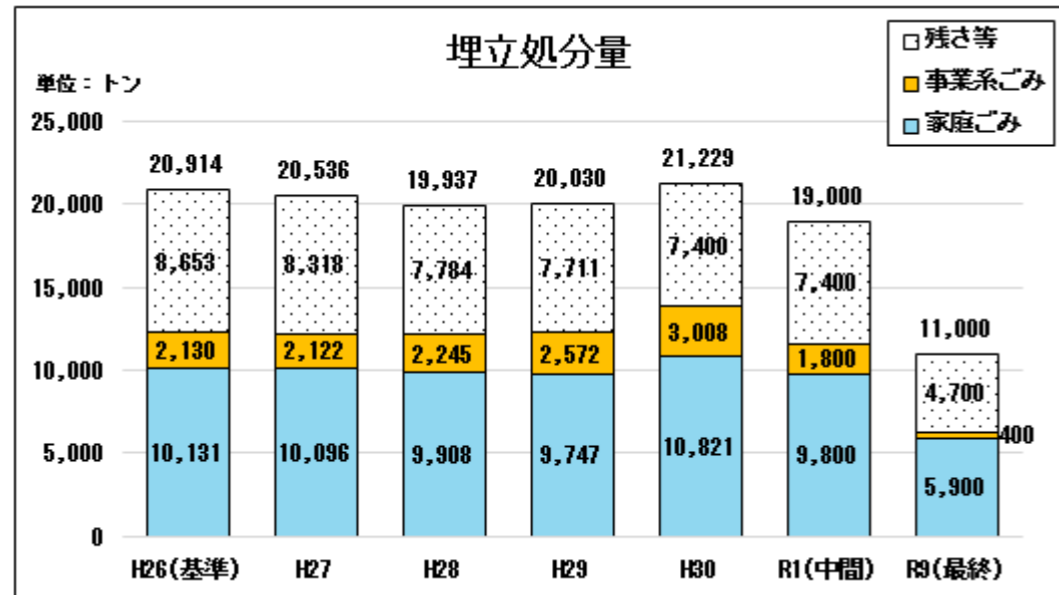
最新の内容に修正

注5 廃プラスチック類

リサイクルの対象とならないプラスチック製品や、汚れたプラスチック製容器包装を指します。

(4) 埋立処分の状況

計画の基準年度からの埋立処分量の推移は次のとおりです。

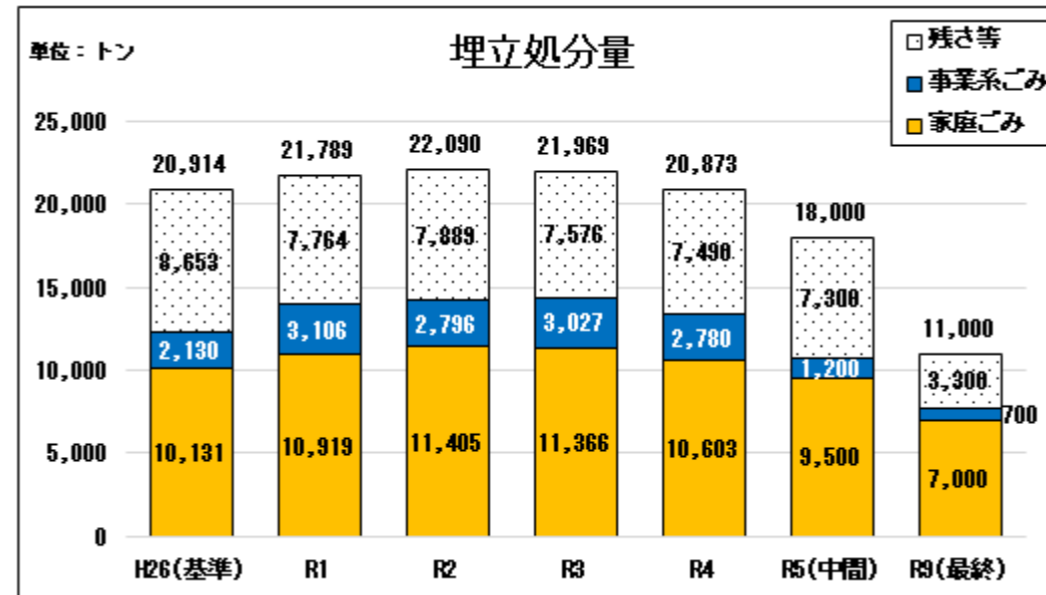


ごみの埋立処分量は、計画の基準年度（平成26年度）実績値20,914トン、中間目標値（令和元年度）19,000トンに対し、平成30年度実績値21,229トンとなっており、基準年度からは315トン増加し、令和元年度の中間目標値までは2,229トン、令和9年度の最終目標値までは10,229トンの減量が必要です。

廃棄物処分場におけるごみの埋立処分量は、平成26年度以降は横ばい傾向にあります。リサイクルの推進や中間処理施設から発生する残さの資源化などの取組により、家庭ごみや残さ等の埋立量は減少してきていますが、事業系ごみの埋立量は増加してきています。これは、事業活動に伴うもののほか、家庭からの一時的多量ごみによるものも考えられることから、それらの排出抑制に向けた取組を検討する必要があります。

(4) 埋立処分の状況

計画の基準年度及び令和元年度以降の埋立処分量の推移は次のとおりです。



ごみの埋立処分量は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値20,914トンに対し、令和4年度の実績値は20,873トンと41トン減少しました。

近年の推移としては令和2年度まで増加した後減少していますが令和5年度の中間目標までは2,873トン、令和9年度の最終目標までは9,873トンの減量が必要です。

内訳を見ると、家庭ごみは令和2年度まで増加した後減少に転じたものの減少幅は小さく、事業系ごみは増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

なお、最終目標については、①破碎・選別施設の導入、②廃プラスチック類の焼却処理を実施した場合の処理量となっています。

図表更新

最新の内容に修正

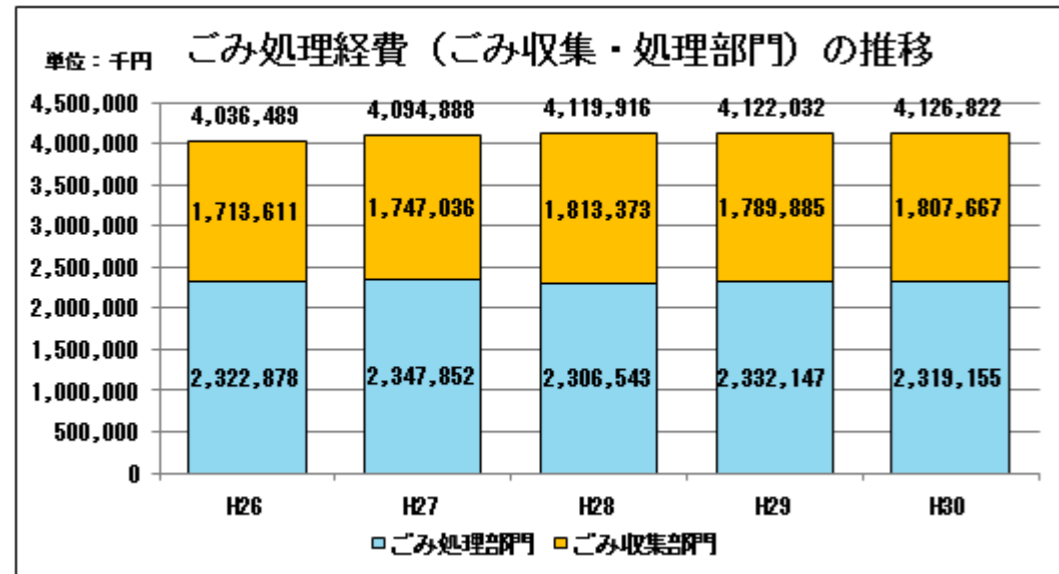
3 行動目標及び実績

(1) ごみ処理経費に関する行動目標の状況

ごみ処理経費に関する行動目標

分別の拡大等の施策は、ごみ処理経費の増加につながりますが、安全面や環境への影響に配慮しつつ、経済性に考慮した処理体制を構築することにより、ごみ処理経費の抑制を図ります。

ごみ処理経費（ごみ収集・処理部門）の推移は、次のとおりです。



家庭ごみの有料化以降、ごみ排出量の減少に応じた収集車両の減車や、ごみステーションに排出される家庭ごみ収集業務の全面委託等によりごみ処理経費を縮減してきたところですが、平成25年度から開始した旭川市近文清掃工場基幹的設備改良事業に係る経費や委託業務における労務単価の上昇により、平成26年度以降、ごみ処理経費は増加傾向にあります。

今後もごみ処理施設の整備、更新に伴い、ごみ処理経費の増加が見込まれますが、経済性の観点を常に意識しつつ、ごみ処理経費の抑制に努めていく必要があります。

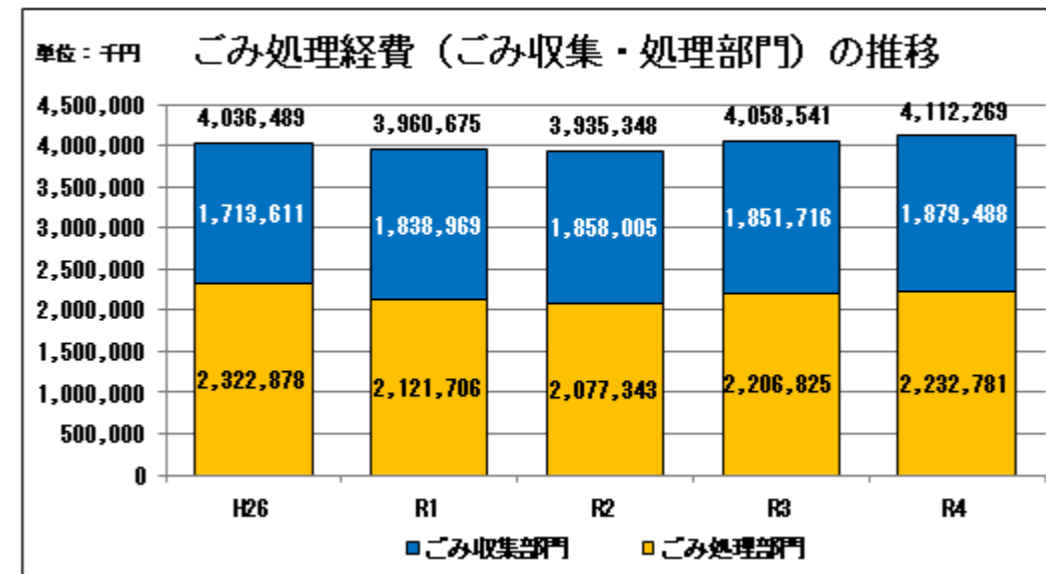
3 行動目標及び実績

(1) ごみ処理経費に関する行動目標の状況

ごみ処理経費に関する行動目標

分別の拡大等の施策は、ごみ処理経費の増加につながりますが、安全面や環境への影響に配慮しつつ、経済性を考慮した処理体制を構築することにより、ごみ処理経費の抑制を図ります。

ごみ処理経費（ごみ収集・処理部門）の基準年度及び令和元年度以降の推移は次のとおりです。



家庭ごみの有料化以降、ごみ排出量の減少に応じた収集車両の減車や、ごみステーションに排出される家庭ごみ収集業務の全面委託等により、ごみ処理経費を縮減してきたところですが、近年、光熱水費や委託業務における労務単価等の上昇、老朽化した施設設備に係る修繕費用の増加により、ごみ処理経費は増加傾向にあります。

今後はごみ処理施設の整備、更新に伴い、ごみ処理経費の増加が見込まれますが、経済性の観点を常に意識し、ごみ処理経費の抑制に努めていく必要があります。

図表更新

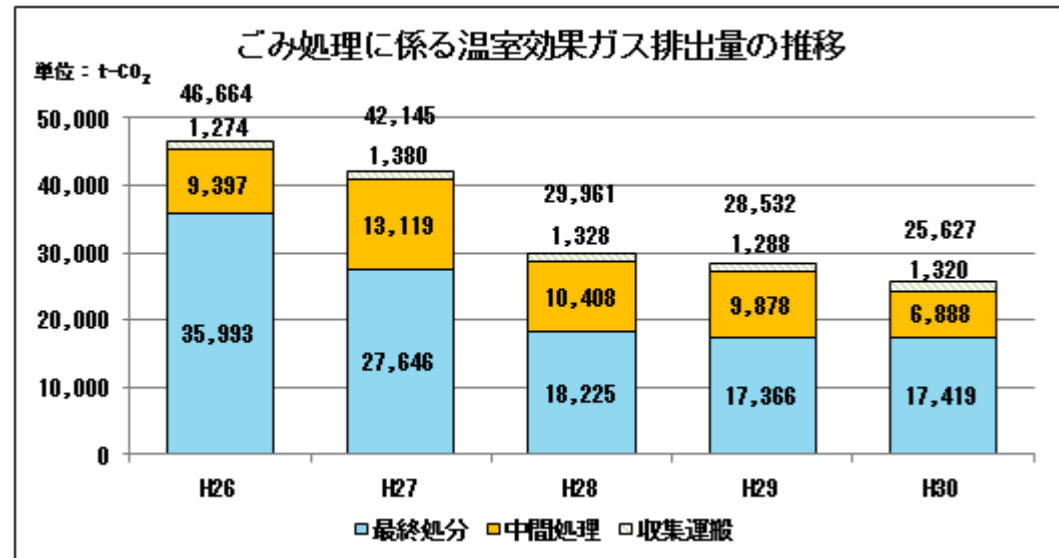
最新の内容に修正

(2) ごみ処理に係る温室効果ガスに関する行動目標の状況

温室効果ガスに関する行動目標

ごみの排出から収集運搬、中間処理・資源化、最終処分に至る処理体制の最適化を進めることにより、ごみの排出量の抑制やごみ処理施設への負担を軽減し、ごみ処理に係る温室効果ガスの発生抑制を図ります。

ごみ処理に係る温室効果ガス排出量の推移は、次のとおりです。



旭川市近文清掃工場におけるごみ焼却時に発生する熱を利用した自家発電や、収集体制の効率化など、ごみ処理に係る温室効果ガスの縮減に努めてきたところです。

今後も、収集運搬、中間処理、最終処分の各過程において、温室効果ガスの抑制に向けた取組を継続して行くことが必要です。

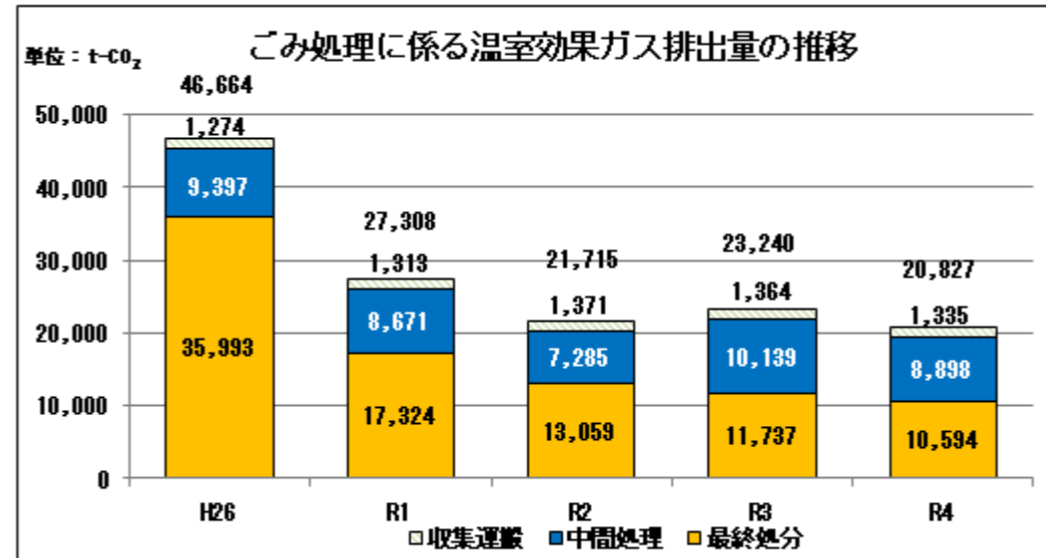
また、地球規模の課題である地球温暖化対策の一環として、旭川市地球温暖化対策実行計画（平成27年度策定）等を踏まえ、本市の廃棄物部門における温室効果ガスの発生抑制に向けた取組を進めていくことが必要です。

(2) ごみ処理に係る温室効果ガスに関する行動目標の状況

温室効果ガスに関する行動目標

ごみの排出から収集運搬、中間処理・資源化、最終処分に至る処理体制の最適化を進めることにより、ごみの排出量の抑制やごみ処理施設への負担を軽減し、ごみ処理に係る温室効果ガスの発生抑制を図ります。

ごみ処理に係る温室効果ガス排出量の基準年度及び令和元年度以降の推移は次のとおりです。



温室効果ガスの排出量は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値46,664 t-CO₂に対し、令和4年度の実績値は20,827 t-CO₂と25,837 t-CO₂減少しています。主な要因は、既にごみの埋立を終了している中園廃棄物最終処分場での排出量減少によるものです。

その他にも旭川市近文清掃工場におけるごみ焼却時に発生する熱を利用した自家発電などにより、ごみ処理に係る温室効果ガスの縮減に努めてきたところですが、今後も収集運搬、中間処理、最終処分の各過程において、温室効果ガスの抑制に向けた取組を継続していく必要があります。

また、地球規模の課題である地球温暖化対策の一環として、旭川市地球温暖化対策実行計画（地域施策編・第2版、事務事業編・第5版）等を踏まえ、本市の廃棄物部門における温室効果ガスの発生抑制に向けた取組を進めていく必要があります。

図表更新

最新の内容に修正

温暖化対策実行計画は改訂後の名称を記載

【温室効果ガスの算出対象及び排出量（平成30年度）】

処理過程	施設等	算出の対象範囲	排出量(t-CO ₂)
収集運搬	・ ごみの収集運搬 ・ 焼却灰の運搬	・ 燃料使用等による排出	1,320
中間処理	・ 近文清掃工場 ・ 近文リサイクルプラザ ・ 旭川ペットボトル中間処理センター ・ REPLAファクトリー ・ ACPRファクトリー	・ 焼却処理における排出 ・ 処理過程における電気、燃料使用における排出 ・ 場内作業車両の燃料使用等による排出	11,370 ▲4,573 91
最終処分	・ 廃棄物処分場（芳野地区） ・ 廃棄物処分場（中園地区）	・ 廃棄物の埋立による排出	6,294
		・ 処理過程における電気、燃料使用等による排出 ・ 場内作業車両の燃料使用等による排出	1,394 282
合計			25,627

- ※ 温室効果ガスの算出方法は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（環境省）及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）を参考とした。
- ※ 合計等の一部は四捨五入により値が一致しない場合がある。
- ※ 廃棄物処分場から発生する温室効果ガスについては「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、木くずについては103年間、紙、繊維については21年間、生ごみについては10年間分解し続けガスを発生することから、遡って量を算出している。（他の分野は当該年度のみ量。）

【温室効果ガスの算出対象及び排出量（令和4年度）】

処理過程	施設等	算出の対象範囲	排出量(t-CO ₂)
収集運搬	・ ごみの収集運搬 ・ 焼却灰の運搬	・ 燃料使用等による排出	1,335
中間処理	・ 近文清掃工場 ・ 近文リサイクルプラザ ・ 旭川ペットボトル中間処理センター ・ REPLAファクトリー ・ ACPRファクトリー	・ 焼却処理における排出 ・ 処理過程における電気、燃料使用における排出 ・ 場内作業車両の燃料使用等による排出	12,386 ▲3,587 99
最終処分	・ 廃棄物処分場（芳野地区） ・ 廃棄物処分場（中園地区）	・ 廃棄物の埋立による排出	7,049
		・ 処理過程における電気、燃料使用等による排出 ・ 場内作業車両の燃料使用等による排出	932 302
合計			20,827

- ※ 温室効果ガスの算出方法は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（環境省）及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）を参考とした。
- ※ 廃棄物処分場から発生する温室効果ガスについては、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、木くずについては103年間、紙、繊維については21年間、生ごみについては10年間分解し続けガスを発生することから、遡って量を算出している。（他の分野は当該年度のみ量。）

図表更新

端数調整を行い、合計を一致させたため注釈削除

4 ごみの組成

(1) 家庭ごみの組成状況

平成26年度に実施した家庭ごみ組成調査における燃やせるごみと燃やせないごみの組成状況は、次のとおりです。

ア 燃やせるごみ

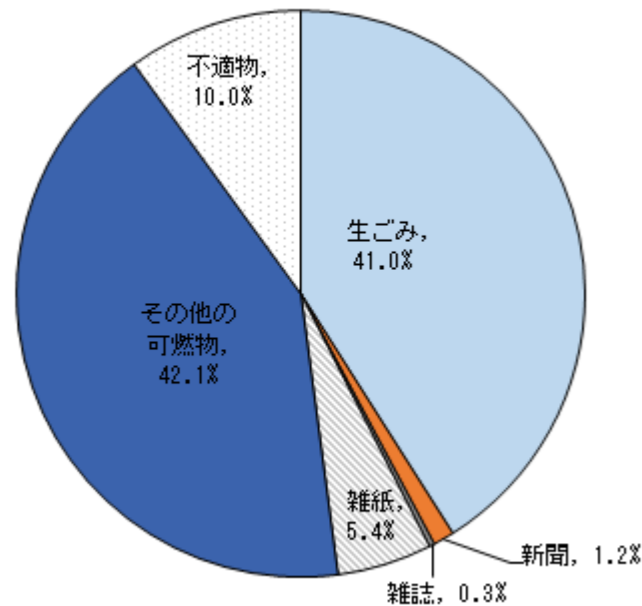
特徴として、生ごみの割合が全体の約41%を占めています。

生ごみの内訳としては、調理くずがほとんどで、そのほか食べ残し、未開封品、割り箸やたばこなどの食品以外となっています。

また、ごみの分別収集区分（13区分）における「燃やせるごみ」以外の混入（不適物）が約10%あり、その内訳は、資源化可能な布類約44%、剪定枝約22%、プラスチック製容器包装約17%、紙製容器包装約10%ほか、となっています。

なお、平成21年度に実施した調査では、生ごみの割合が約43%であり、燃やせるごみ全体に占める生ごみの割合はわずかに減少しています。

平成26年度 家庭ごみ・燃やせるごみの組成割合



4 ごみの組成

(1) 家庭ごみの組成状況

令和3年度に実施した家庭ごみ組成調査における燃やせるごみと燃やせないごみの組成状況は、次のとおりです。

ア 燃やせるごみ

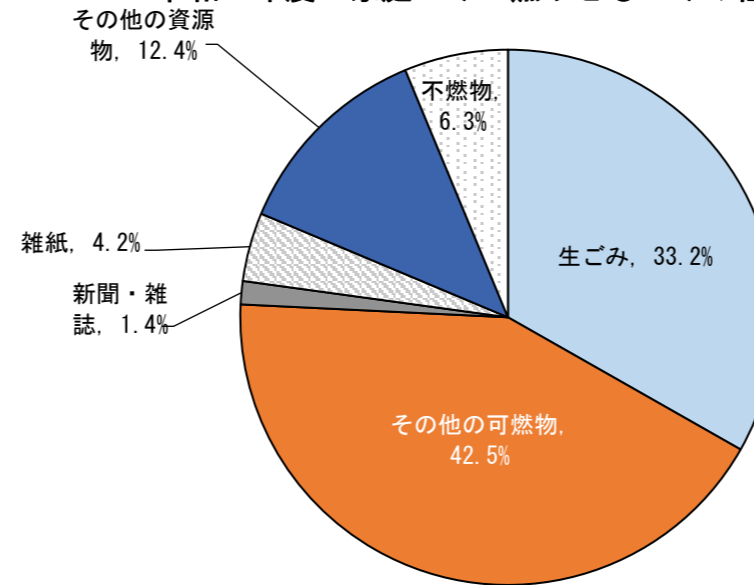
内訳は、可燃物が約76%、資源物が約18%、不燃物が約6%となっています。

特徴として、可燃物のうち、生ごみの割合が全体の約33%を占めており、内訳としては、調理くずがほとんどで、そのほか食べ残し、未開封品となっています。

平成26年度に実施した調査結果との比較では、生ごみの割合が約8ポイント減少していますが、不適物の割合が増加しています。

燃やせるごみの内訳		平成26年度	令和3年度	区分
生ごみ		41.0%	33.2%	可燃物
その他の可燃物		42.1%	42.5%	
不適物	新聞・雑誌	1.5%	1.4%	資源物
	雑紙	5.4%	4.2%	
	その他の資源物	9.6%	12.4%	
不燃物		0.4%	6.3%	不燃物

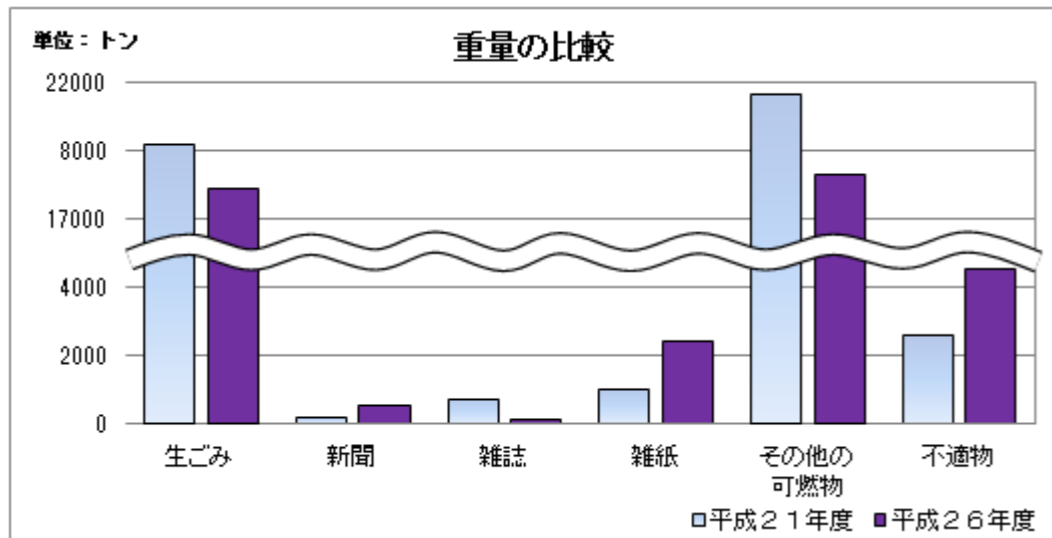
令和3年度 家庭ごみ・燃やせるごみの組成割合



最新の内容に修正

図表更新

また、平成21年度調査結果と比較するために組成割合を重量換算すると、生ごみ、その他の可燃物が減少する一方、雑紙と不適物が増加しています。



(単位: t)

燃やせるごみの内訳	平成21年度	平成26年度
生ごみ	19,836	18,287
新聞	146	522
雑誌	673	125
雑紙	984	2,396
その他の可燃物	21,575	18,760
不適物	2,564	4,524

イ 燃やせないごみ

その他の不燃物の割合が全体の約68%を占めています。その他の不燃物の内訳は、貝殻・カーペット・複合素材など資源化が困難なもの、汚れたプラスチック製容器包装、革・ゴムほかとなっています。

また、ごみの分別収集区分(13区分)における「燃やせないごみ」以外の混入(不適物)が約11%あり、その内訳は、布類約34%、資源ごみ約29%、プラスチック製容器包装約14%、剪定枝約8%、燃やせるごみ約6%ほか、となっています。

平成21年度に実施した調査では、「燃やせないごみ」以外の混入が約21%であったことから、燃やせないごみ全体に占める適正に排出されている割合が向上していることがわかります。

イ 燃やせないごみ

内訳は、不燃物が約69%、資源物が約21%、可燃物が約10%となっています。

特徴としては、燃やせるごみに比べ、不適物の割合が高くなっています。

平成26年度に実施した調査結果との比較では、可燃物の割合が約9ポイント、プラスチック製品の割合が約8ポイント増加しています。

重量換算不要のため段落削除

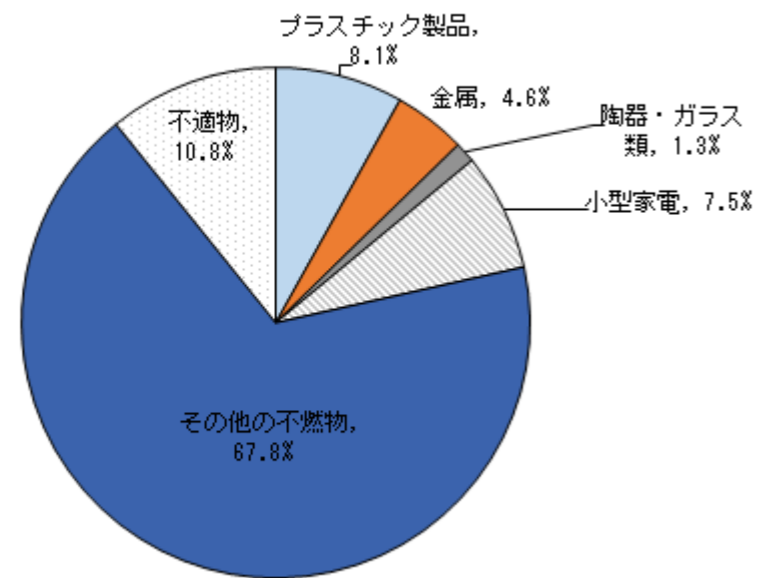
重量換算不要のためグラフと表削除

最新の内容に修正

図表更新

燃やせないごみの内訳		平成26年度	令和3年度	区分
プラスチック製品		8.1%	16.0%	不燃物
金属		4.6%	6.8%	
陶器・ガラス類		1.3%	2.8%	
その他の不燃物		67.8%	44.1%	
不適物	資源物	10.1%	20.8%	資源物
	小型家電	7.5%	-	可燃物
	可燃物	0.6%	9.5%	

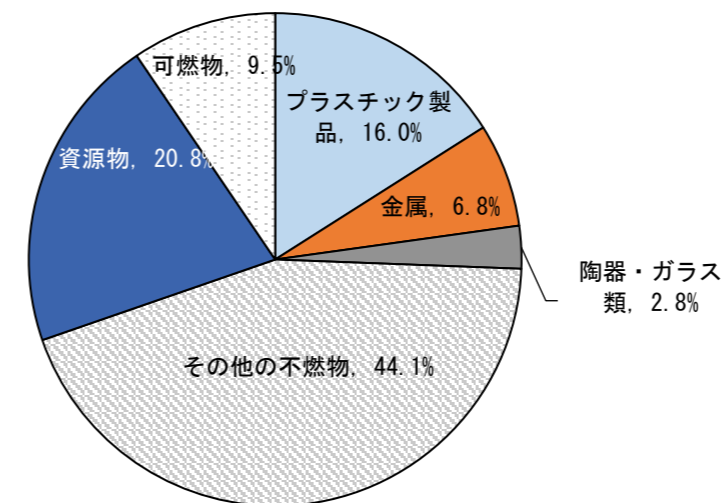
平成26年度 家庭ごみ・燃やせないごみの組成割合



※合計は端数処理により100%になりません。

また、平成21年度調査結果と比較するために組成割合を重量換算すると、拠点回収を行っているプラスチック製品、金属、小型家電のほか、陶器・ガラス類、不適物が減少し、その他の燃やせないごみが増加しています。

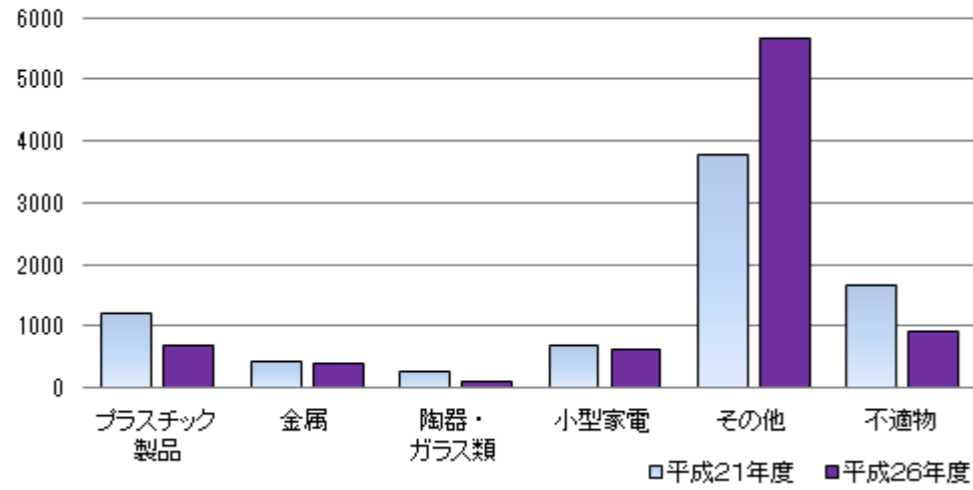
令和3年度 家庭ごみ・燃やせないごみの組成割合



重量換算不要のため段落削除

単位:t(トン)

重量の比較



(単位：t)

燃やせないごみの内訳	平成21年度	平成26年度
プラスチック製品	1,209	676
金属	425	386
陶器・ガラス類	247	111
小型家電	682	626
その他	3,779	5,673
不適物	1,665	902

平成19年度から13分別収集が開始し、既に私たちの日常生活に浸透していますが、この組成調査の結果では、布類については、現在、資源として拠点回収しているものの潜在量がまだあることや、分別区分以外の混入が燃やせるごみ及び燃やせないごみ共に約10%あることから、今後も適正な分別の徹底や、資源化の協力を呼びかける啓発等に努めていく必要があります。

(2) 事業系ごみの組成状況

平成27年度に実施した事業系ごみの組成調査における燃やせるごみと燃やせないごみの組成状況は、次のとおりです。

ア 燃やせるごみ

雑がみ・オフィスペーパー、新聞・雑誌、段ボールの資源化できる紙類が約46%、その他の紙類が約29%、厨芥（生ごみ）が約17%ほか、となっています。

なお、平成22年度に実施した調査では、資源化可能な紙類が42%であったことから、燃やせるごみ全体に占める雑がみ・オフィスペーパー、その他の紙類の割合が大きくなっている状況です。

(2) 事業系ごみの組成状況

令和3年度に実施した事業系ごみの組成調査における燃やせるごみと燃やせないごみの組成状況は、次のとおりです。

ア 燃やせるごみ

内訳は、可燃物が約80%、資源物が約16%、不燃物が約4%となっています。

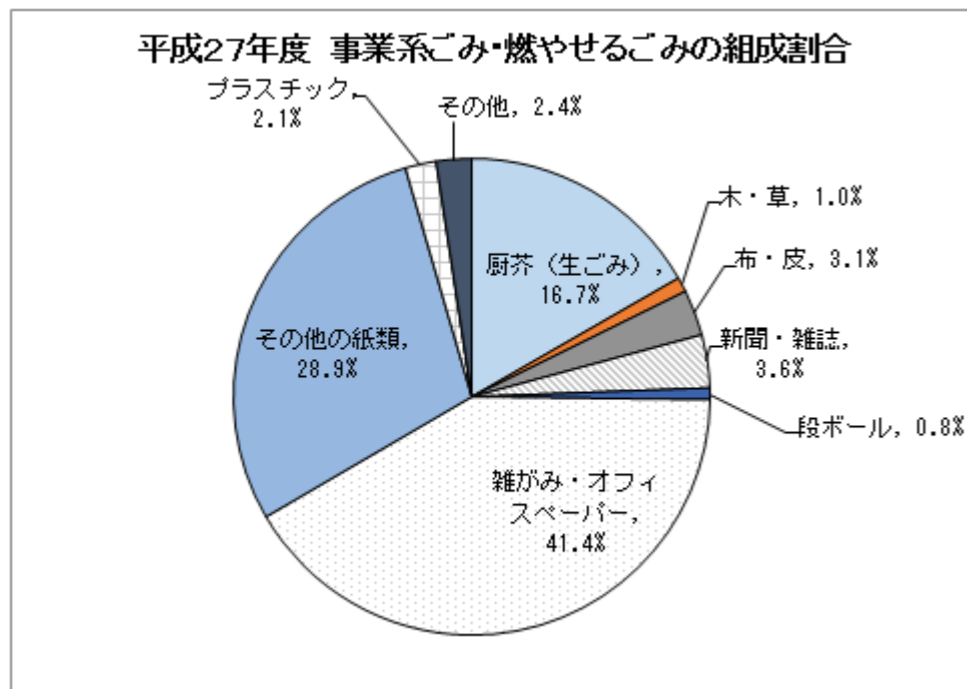
特徴としては、平成27年度に実施した調査結果との比較からも分かる通り、資源物である雑がみの割合が大きく減少しています。

重量換算不要のためグラフと表削除

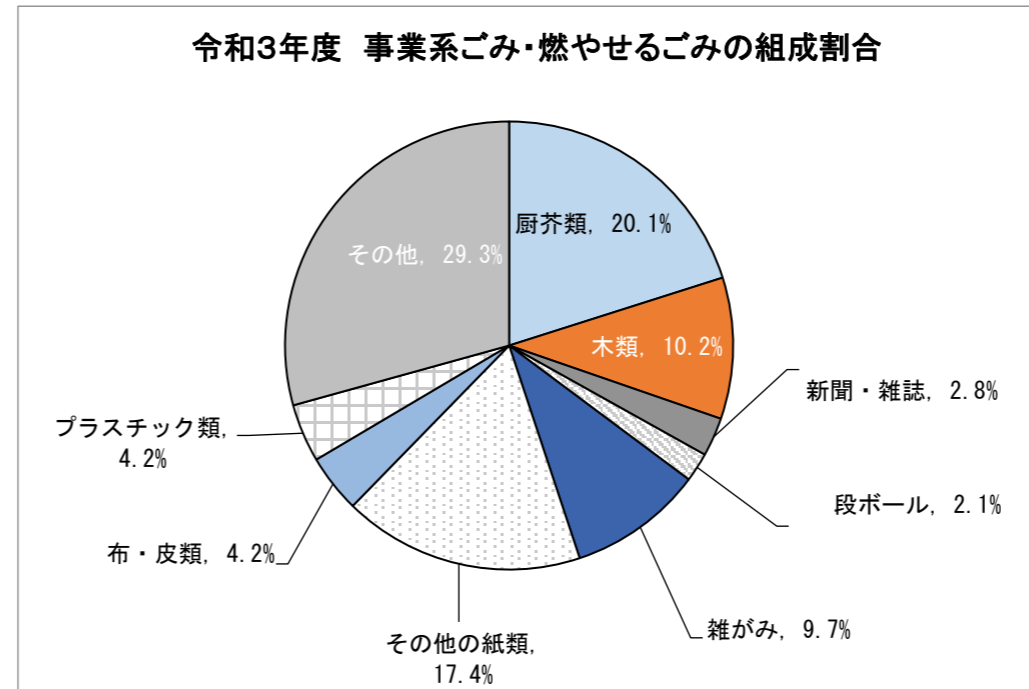
最新の内容に修正

最新の内容に修正

燃やせるごみの内訳		平成27年度	令和3年度	区分
厨芥類		16.7%	20.1%	可燃物
木類		1.0%	10.2%	
新聞・雑誌		3.6%	2.8%	資源物
段ボール		0.8%	2.1%	
雑がみ		41.4%	9.7%	
その他の紙類	(可燃物)	28.9%	16.9%	可燃物
	(資源物)		0.5%	資源物
布類		3.1%	3.7%	可燃物
皮類			0.5%	不燃物
プラスチック類	(資源物)	2.1%	0.6%	資源物
	(不燃物)		3.6%	不燃物
その他	(可燃物)	2.4%	29.0%	可燃物
	(不燃物)		0.3%	不燃物

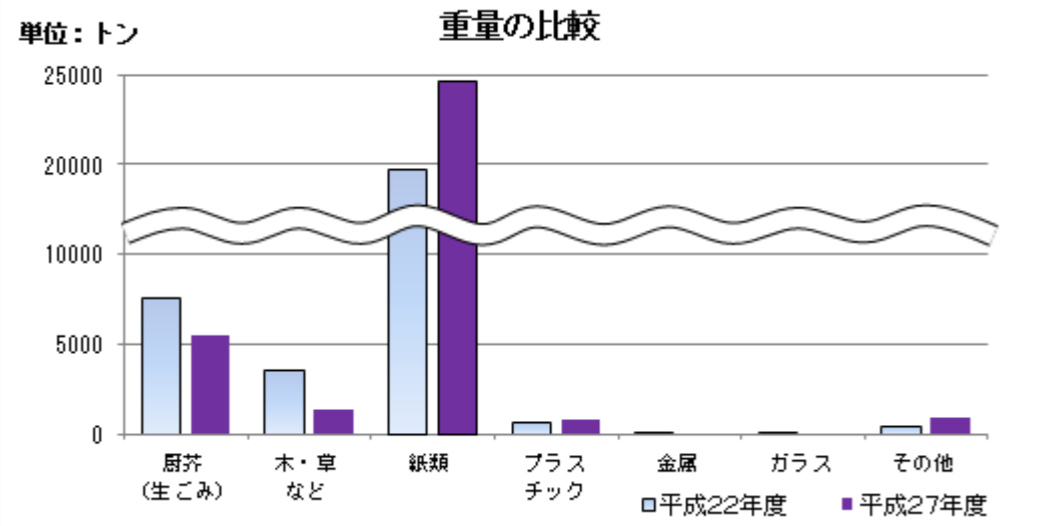


また、平成22年度調査結果と比較するために組成割合を重量換算すると、厨芥(生ごみ)、木・草などが減少する一方、紙類が大きく増加しています。



※上表のうち、布類と皮類を「布・皮類」。その他の紙類(資源物)とその他の紙類(可燃物)を「その他の紙類」プラスチック類(資源物)とプラスチック類(不燃物)を「プラスチック類」、その他燃やせるごみとその他燃やせないごみを「その他」へ統合しています

重量換算不要のため段落削除



(単位：t)

燃やせるごみの内訳	平成22年度	平成27年度
厨芥 (生ごみ)	7,572	5,545
木・草など	3,548	1,366
紙類	18,387	24,824
プラスチック	657	693
金属	10	3
ガラス	84	1
その他	377	808

イ 燃やせないごみ

プラスチック製容器包装，発泡スチロール，ペットボトルの資源化できるプラスチック類が約45%を占め，ゴミ袋を含めたその他のプラスチックが約19%，布・革が約9%ほか，となっております。

イ 燃やせないごみ

内訳は、不燃物が約93%、資源物が約5%、可燃物が2%となっています。

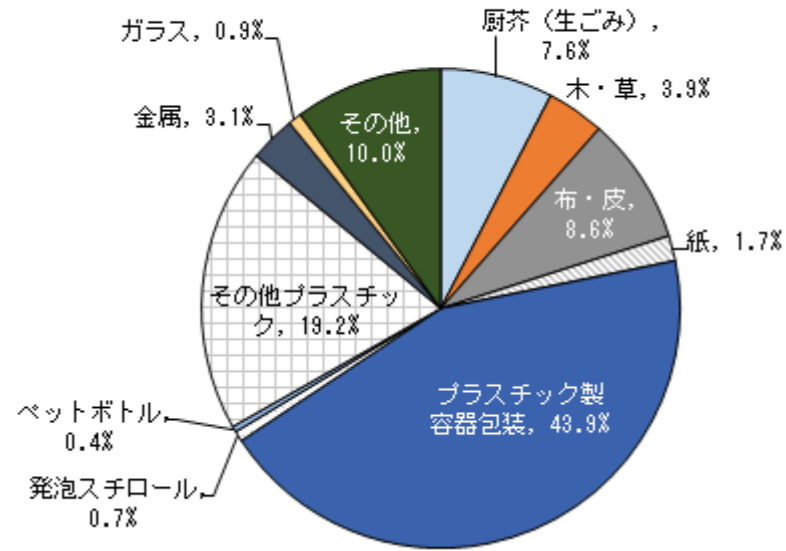
特徴としては、平成27年度に実施した調査結果との比較からも分かるとおり、資源物であるプラスチック製容器包装の割合が約40ポイント減少するとともに、厨芥類や木類などの可燃物の割合が約11ポイント減少しています。

重量換算不要のためグラフと表削除

重量換算不要のため表削除

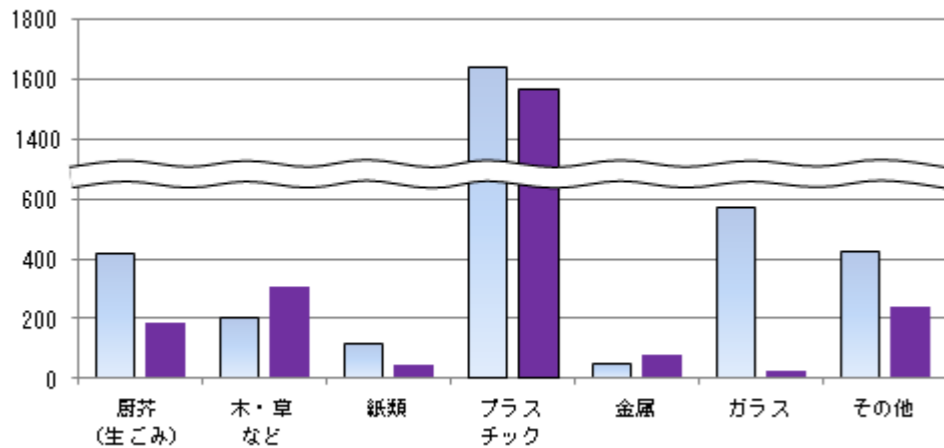
最新の内容に修正

平成27年度 事業系ごみ・燃やせないごみの組成割合



また、平成22年度調査結果と比較するために組成割合を重量換算すると、厨芥（生ごみ）、ガラス類が大きく減少する一方、プラスチックが依然として多くなっています。

単位：トン 重量の比較

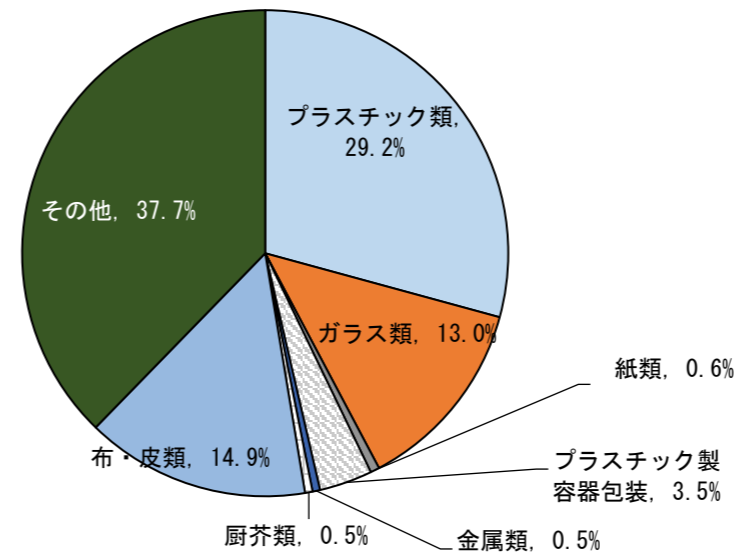


(単位：t)

燃やせないごみの内訳	平成22年度	平成27年度
厨芥（生ごみ）	414	166
木・草など	203	271
紙	117	40
プラスチック	1,639	1,399
金属	48	69
ガラス	570	21
その他	421	213

燃やせないごみの内訳		平成27年度	令和3年度	区分
プラスチック類		19.2%	29.2%	不燃物
ガラス類		0.9%	13.0%	
紙類		1.7%	0.6%	資源物
プラスチック製容器包装		43.6%	3.5%	
発泡スチロール		0.7%	0.0%	
ペットボトル		0.4%	0.0%	
金属類		3.3%	0.5%	
厨芥類		7.6%	0.5%	可燃物
木類		3.9%	0.0%	
皮類		8.8%	14.8%	不燃物
布類			0.1%	可燃物
その他	(不燃物)	9.8%	36.3%	不燃物
	(可燃物)		1.4%	可燃物

令和3年度 事業系ごみ・燃やせないごみの組成割合



※上表のうち、布類・皮類を「布・皮類」。その他燃やせるごみ、その他燃やせないごみを「その他」に統合しています。

図表更新

重量換算不要のため、この段落削除

重量換算不要のため、このグラフ削除

燃やせるごみの「雑がみ・オフィスペーパー」は、民間資源化ルートへの誘導など、排出抑制・資源化に向けた取組の拡充が、課題として浮き彫りになっています。

また、燃やせないごみの「プラスチック製容器包装」は、分別の徹底等を更に図っていくことが必要となっています。

平成27年度の調査において混入量が多かった燃やせるごみの「雑がみ」や燃やせないごみの「プラスチック製容器包装」の割合については、令和3年度の調査では大きく減少していることが確認されましたが、今後も適正な分別の徹底や、資源化の協力を呼びかける啓発等に努めていく必要があります。

最新の内容に修正

5 ごみ処理・資源化施設

(1) 焼却施設

旭川市近文清掃工場は、本市のごみ焼却施設として、平成8年1月からの家庭ごみの5分別収集と併せて試験稼働を開始し、市内で発生する家庭の「燃やせるごみ」のほか、事業系の「燃やせるごみ」の一部及び非公開文書・肉骨粉、鷹栖町の家庭の「燃やせるごみ」などを段階的に受け入れてきました。

本工場は、全連続燃焼式ストーカ炉や高性能ろ過式集じん機（バグフィルタ）により、280t／日の処理が可能であり、ダイオキシン類の発生抑制や排ガス中の有害物質を除去しながら、安全で確実な処理を進めています。

焼却時の熱エネルギーは電力や蒸気に変えて、本工場の電気や暖房・給湯、ロードヒーティングとして使用するほか、近文ふれあいセンターの電気や温水プール、近文リサイクルプラザの電気や暖房として有効活用し、余剰電力については売電しています。

平成24年度からは、プラスチック製容器包装中間処理施設で発生する「プラごみ残さ」の一部を本工場に焼却し、蒸気量や発電量の増加を図る取組を試行的に実施し、平成27年度から全量焼却を開始しています。

施設の老朽化に伴う機能回復と延命化、及びCO₂削減のため、平成24年度に策定した「旭川市近文清掃工場長寿命化計画」に基づき、平成25年度から平成28年度まで基幹的設備改良工事を実施しました。



5 ごみ処理・資源化施設

(1) 焼却施設

旭川市近文清掃工場は、本市のごみ焼却施設として、平成8年1月からの家庭ごみの5分別収集と併せて試験稼働を開始し、市内で発生する家庭の「燃やせるごみ」のほか、事業系の「燃やせるごみ」の一部及び非公開文書・肉骨粉、鷹栖町の家庭の「燃やせるごみ」などを段階的に受け入れてきました。

本工場は、全連続燃焼式ストーカ炉や高性能ろ過式集じん機（バグフィルタ）により、280トン／日の処理が可能であり、ダイオキシン類の発生抑制や排ガス中の有害物質を除去しながら、安全で確実な処理を進めています。

焼却時の熱エネルギーは電力や蒸気に変えて、本工場の電気や暖房・給湯、ロードヒーティングとして利用するほか、近文ふれあいセンターの電気や温水プール、近文リサイクルプラザの電気や暖房として有効活用し、余剰電力については売電しています。

平成24年度からは、プラスチック製容器包装中間処理施設で発生する「プラごみ残さ」の一部を本工場に焼却し、蒸気量や発電量の増加を図る取組を試行的に実施し、平成27年度から全量焼却を開始しています。

施設の老朽化に伴う機能回復と延命化、及びCO₂削減のため、平成24年度に策定した「旭川市近文清掃工場長寿命化計画」に基づき、平成25年度から平成28年度まで基幹的設備改良工事を実施しました。



【焼却施設の概要】

施設名	旭川市近文清掃工場
所在地	旭川市近文町13丁目
稼働	平成8年1月
敷地面積	33,368.26㎡
延床面積	9,126.16㎡(工場棟・管理棟・その他)
処理能力	280t/日(140t/24時間×2炉)
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
排ガス処理設備	有害ガス除去装置・ろ過式集じん機
熱利用	発電出力 2,100kW(自家発電) 近文清掃工場 … 給湯・暖房・ロードヒーティング 近文市民ふれあいセンター … 熱・電力供給 近文リサイクルプラザ … 熱・電力供給

【年度別焼却処理量】

年度	焼却処理量(t)
平成21年度	77,009
平成22年度	78,118
平成23年度	78,585
平成24年度	80,308
平成25年度	79,106
平成26年度	77,833
平成27年度	78,591
平成28年度	76,375
平成29年度	76,916
平成30年度	76,429

【焼却施設の概要】

施設名	旭川市近文清掃工場
所在地	旭川市近文町13丁目
稼働	平成8年1月
敷地面積	33,368.26㎡
延床面積	9,126.16㎡(工場棟・管理棟・その他)
処理能力	280t/日(140t/24時間×2炉)
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
排ガス処理設備	有害ガス除去装置・ろ過式集じん機
熱利用	発電出力 2,100kW(自家発電) 近文清掃工場 … 給湯・暖房・ロードヒーティング 近文市民ふれあいセンター … 熱・電力供給 近文リサイクルプラザ … 熱・電力供給

【年度別焼却処理量】

年度	焼却処理量(t)	年度	焼却処理量(t)
平成25年度	79,106	平成30年度	76,474
平成26年度	77,833	令和元年度	75,846
平成27年度	78,591	令和2年度	75,618
平成28年度	76,375	令和3年度	74,033
平成29年度	76,916	令和4年度	73,404

※鷹栖町可燃ごみ搬入量を含む

(2) 最終処分場

旭川市廃棄物処分場は、平成15年7月に供用を開始したごみを埋立処分する最終処分場で、周辺環境への負荷低減に配慮しつつ、即日覆土や高度な浸出水処理を行うなど、安全で適正な維持管理に努めています。

本処分場への搬入は、家庭の「燃やせないごみ」と「粗大ごみ」、事業系の「燃やせないごみ」、中間処理後の残さなどです。

当初の埋立期間は平成30年3月までの15年間でしたが、平成25年度に地域との協議により令和12年3月まで埋立期間を延長しました。

埋立処分と併せて行っている浸出水処理については、埋立期間の延長に伴い、浸出水処理施設の設備や機器類等の老朽化による経年劣化が懸念され、適宜、状態に応じた補修及び更新が必要となっています。



旭川市廃棄物処分場
(平成15年6月)



最終処分場の概念図

(2) 最終処分場

旭川市廃棄物処分場は、平成15年7月に供用を開始したごみを埋立処分する最終処分場で、周辺環境への負荷低減に配慮しつつ、即日覆土や高度な浸出水処理を行うなど、安全で適正な維持管理に努めています。

本処分場への搬入は、家庭の「燃やせないごみ」と「粗大ごみ」、事業系の「燃やせないごみ」、中間処理後の残さなどです。

当初の埋立期間は平成30年3月までの15年間でしたが、平成25年度に地域との協議により令和12年3月まで埋立期間を延長しました。

埋立処分と併せて行っている浸出水処理については、埋立期間の延長に伴い、浸出水処理施設の設備や機器類等の老朽化が懸念され、適宜、状態に応じた補修及び更新が必要となっています。



旭川市廃棄物処分場
(平成15年6月)



最終処分場の概念図

老朽化による経年劣化→老朽化に修正

【最終処分場の概要】

施設名	旭川市廃棄物処分場			
所在地	旭川市江丹別町芳野71番地			
稼働	平成15年7月			
総面積	1,797,225㎡			
埋立可能面積	約132,000㎡			
埋立可能容積	約1,840,000㎡			
使用期間	平成15年7月～令和12年3月			
汚水処理施設	処理能力	600㎡/日(300㎡/日×2)		
	処理方式	凝集沈殿 + 生物処理(硫化+脱窒) + 膜ろ過 + 活性炭吸着		
	放流水素規制	BOD(生物化学的酸素要求量)	20mg/l以下	
		COD(化学的酸素要求量)	30mg/l以下	
		SS(浮遊物質)	10mg/l以下	
T-N(窒素含有量)		10mg/l以下		
建築物	管理棟, 計量棟, 水処理棟, 休憩所, 保管庫			
附帯設備	洗車場, 受水槽室, 飛散防止ネット, カラス捕獲わな, 照明灯等			

【年度別埋立処分量】

年度	埋立処分量(t)	年度	埋立処分量(t)
平成21年度	25,860	平成26年度	20,914
平成22年度	24,324	平成27年度	20,536
平成23年度	22,231	平成28年度	19,937
平成24年度	21,467	平成29年度	20,030
平成25年度	20,855	平成30年度	21,229

【最終処分場の概要】

施設名	旭川市廃棄物処分場			
所在地	旭川市江丹別町芳野71番地			
稼働	平成15年7月			
総面積	1,797,225㎡			
埋立可能面積	約132,000㎡			
埋立可能容積	約1,840,000㎡			
使用期間	平成15年7月～令和12年3月			
汚水処理施設	処理能力	600㎡/日(300㎡/日×2)		
	処理方式	凝集沈殿 + 生物処理(硫化+脱窒) + 膜ろ過 + 活性炭吸着		
	放流水素規制	BOD(生物化学的酸素要求量)	20mg/l以下	
		COD(化学的酸素要求量)	30mg/l以下	
		SS(浮遊物質)	10mg/l以下	
T-N(窒素含有量)		10mg/l以下		
建築物	管理棟, 計量棟, 水処理棟, 休憩所, 保管庫			
附帯設備	洗車場, 受水槽室, 飛散防止ネット, カラス捕獲わな, 照明灯等			

【年度別埋立処分量】

年度	埋立処分量(t)	年度	埋立処分量(t)
平成25年度	20,855	平成30年度	21,229
平成26年度	20,914	令和元年度	21,789
平成27年度	20,536	令和2年度	22,090
平成28年度	19,937	令和3年度	21,969
平成29年度	20,030	令和4年度	20,873

図表更新

(3) 資源化施設

旭川市近文リサイクルプラザは、平成8年1月からの家庭ごみの5分別収集と併せて稼働を開始しました。

本施設では、空き缶・空きびん・紙パック・家庭金物の選別処理及び保管を行っています。

【リサイクルプラザの概要】

施設名	旭川市近文リサイクルプラザ
所在地	旭川市近文町13・14丁目
稼働	平成8年1月
敷地面積	11,864.61㎡
延床面積	管理棟 748.44㎡ 工場棟 1,277.90㎡ その他 76.56㎡
施設内容	選別・圧縮処理施設、保管施設、粗大ごみ再生品展示室、リサイクル情報コーナー
処理能力	130t/週(26t/日×5日)
処理方式	家庭金物・生きびん・カレット：手選別 空き缶・金属類：機械自動選別 紙パック：保管
熱利用	隣接する近文清掃工場からの熱、電力の供給 蒸気：暖房・給湯・ロードヒーティング 電力：電灯・資源化機器動力



近文リサイクルプラザ



近文リサイクルプラザの選別ライン

(3) 資源化施設

旭川市近文リサイクルプラザは、平成8年1月からの家庭ごみの5分別収集と併せて稼働を開始しました。

本施設では、空き缶・空きびん・紙パック・家庭金物の選別処理及び保管を行っています。

【リサイクルプラザの概要】

施設名	旭川市近文リサイクルプラザ
所在地	旭川市近文町13・14丁目
稼働	平成8年1月
敷地面積	11,864.61㎡
延床面積	管理棟 748.44㎡ 工場棟 1,277.90㎡ その他 76.56㎡
施設内容	選別・圧縮処理施設、保管施設、粗大ごみ再生品展示室、リサイクル情報コーナー
処理能力	130t/週(26t/日×5日)
処理方式	家庭金物・生きびん・カレット：手選別 空き缶・金属類：機械自動選別 紙パック：保管
熱利用	隣接する近文清掃工場からの熱、電力の供給 蒸気：暖房・給湯・ロードヒーティング 電力：電灯・資源化機器動力



近文リサイクルプラザ



近文リサイクルプラザの選別ライン

図表追加

【年度別アルミ缶資源化量】

年度	資源化量 (t)	年度	資源化量 (t)
平成25年度	559	平成30年度	603
平成26年度	574	令和元年度	610
平成27年度	600	令和2年度	653
平成28年度	631	令和3年度	668
平成29年度	623	令和4年度	648

【年度別スチール缶資源化量】

年度	資源化量 (t)	年度	資源化量 (t)
平成25年度	576	平成30年度	395
平成26年度	543	令和元年度	385
平成27年度	418	令和2年度	388
平成28年度	406	令和3年度	372
平成29年度	397	令和4年度	335

【年度別鉄くず資源化量】

年度	資源化量 (t)	年度	資源化量 (t)
平成25年度	104	平成30年度	85
平成26年度	104	令和元年度	81
平成27年度	103	令和2年度	80
平成28年度	99	令和3年度	82
平成29年度	89	令和4年度	72

【年度別カレット^{注6}資源化量】

年度	資源化量 (t)	年度	資源化量 (t)
平成25年度	2,079	平成30年度	1,852
平成26年度	2,060	令和元年度	1,848
平成27年度	2,095	令和2年度	1,872
平成28年度	1,977	令和3年度	1,866
平成29年度	1,949	令和4年度	1,850

注6 カレット
 ガラスびんを原料用に細かく砕き、キャップなどの異物を取り除いたもの。
 旭川市では、白色・茶色・その他の色に選別し、日本容器包装リサイクル協会に引き渡しています。
 引き渡したカレットは、リサイクルガラスの原料や、舗装用骨材などに活用されています。

【年度別紙パック資源化量】

年度	資源化量 (t)	年度	資源化量 (t)
平成25年度	104	平成30年度	86
平成26年度	97	令和元年度	88
平成27年度	91	令和2年度	91
平成28年度	91	令和3年度	89
平成29年度	85	令和4年度	82

(4) 中間処理施設（民間施設）

分別区分に応じた適切な処理の推進とともに、処理体制の充実と確保を図るため、分別収集したペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の中間処理（選別、圧縮梱包、保管等）は、民間事業者に委託しています。

今後も、民間事業者と連携し、効率的かつ計画的な処理体制の構築に努める必要があります。

ア ペットボトル

【旭川ペットボトル中間処理センター】

施設名	旭川ペットボトル中間処理センター
所在地	旭川市永山北3条7丁目
稼働	平成13年1月
敷地面積	4,791㎡
建物面積	125㎡（管理棟）991㎡（工場棟）
施設規模	3.6t/日（600kg/時間）
処理方式	破袋、手選別、機械圧縮・自動梱包、保管
主要施設	計量器 1基（最大30t、最小10kg） 選別コンベア 1基（幅0.9m、長さ10m） ペットボトル減容機 2基 （処理能力400kg/時間、200kg/時間）
施設設置者	株式会社 旭川一般廃棄物処理社



旭川ペットボトル
中間処理センター



旭川ペットボトル中間処理センターの選別ライン

(4) 中間処理施設（民間施設）

分別区分に応じた適切な処理の推進とともに、処理体制の充実と確保を図るため、分別収集したペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の中間処理（選別、圧縮梱包、保管等）は、民間事業者に委託しています。

今後も、民間事業者と連携し、効率的かつ計画的な処理体制の構築に努める必要があります。

ア ペットボトル

【旭川ペットボトル中間処理センター】

施設名	旭川ペットボトル中間処理センター
所在地	旭川市永山北3条7丁目
稼働	平成13年1月
敷地面積	4,791㎡
建物面積	125㎡（管理棟）991㎡（工場棟）
施設規模	4.8t/日（600kg/時間）
処理方式	破袋、手選別、機械圧縮・自動梱包、保管
主要施設	計量器 1基（最大30t、最小10kg） 選別コンベア 1基（幅0.9m、長さ10m） ペットボトル減容機 2基 （処理能力400kg/時間、200kg/時間）
施設設置者	株式会社 旭川一般廃棄物処理社



旭川ペットボトル
中間処理センター



旭川ペットボトル中間処理センターの選別ライン

【年度別ペットボトル資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	1,461	平成30年度	1,479
平成26年度	1,436	令和元年度	1,565
平成27年度	1,440	令和2年度	1,524
平成28年度	1,458	令和3年度	1,599
平成29年度	1,458	令和4年度	1,563

施設規模：3.6t/日→4.8t/日へ修正

図表追加

イ プラスチック製容器包装

【REPLAファクトリー】

施設名	REPLA（リプラ）ファクトリー
所在地	旭川市工業団地5条3丁目
稼働	平成18年6月
敷地面積	8,882.89㎡
建物面積	3,273.15㎡
施設規模	40.44t/日（3.37t/時間）
処理方式	破袋，機械自動選別，手選別，機械圧縮・自動梱包，保管
主要施設	計量器，受入ホッパー，破袋機，供給コンベア，風力選別機，手選別コンベア，磁選機，サイクロン，搬送コンベア，バグフィルタ，圧縮梱包機，不適物袋詰装置，消臭剤噴霧装置，脱臭装置
施設設置者	旭川環境整備事業協同組合



REPLAファクトリー



REPLAファクトリーの選別ライン

イ プラスチック製容器包装

【REPLAファクトリー】

施設名	REPLA（リプラ）ファクトリー
所在地	旭川市工業団地5条3丁目
稼働	平成18年6月
敷地面積	8,882.89㎡
建物面積	3,273.15㎡
施設規模	40.44t/日（3.37t/時間）
処理方式	破袋，機械自動選別，手選別，機械圧縮・自動梱包，保管
主要施設	計量器，受入ホッパー，破袋機，供給コンベア，風力選別機，手選別コンベア，磁選機，サイクロン，搬送コンベア，バグフィルタ，圧縮梱包機，不適物袋詰装置，消臭剤噴霧装置，脱臭装置
施設設置者	旭川環境整備事業協同組合



REPLAファクトリー



REPLAファクトリーの選別ライン

【年度別プラスチック製容器包装資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	5,770	平成30年度	5,500
平成26年度	5,787	令和元年度	5,442
平成27年度	5,723	令和2年度	5,586
平成28年度	5,711	令和3年度	5,553
平成29年度	5,608	令和4年度	5,447

図表追加

ウ 紙製容器包装

【ACPRファクトリー】

施設名	ACPR（エーシーピーアール）ファクトリー
所在地	旭川市流通団地2条5丁目
稼働	平成18年6月
敷地面積	3,077㎡
建物面積	1,239㎡
施設規模	64.0t/日（8.0t/時間）
処理方式	破袋、手選別、機械圧縮・自動梱包、保管
主要施設	計量器、投入ホッパー、供給コンベア、手選別コンベア、搬送コンベア、圧縮梱包機
施設設置者	株式会社 北海紙業



ACPRファクトリー



ACPRファクトリーの選別ライン

ウ 紙製容器包装

【ACPRファクトリー】

施設名	ACPR（エーシーピーアール）ファクトリー
所在地	旭川市流通団地2条5丁目
稼働	平成18年6月
敷地面積	3,077㎡
建物面積	1,239㎡
施設規模	64.0t/日（8.0t/時間）
処理方式	破袋、手選別、機械圧縮・自動梱包、保管
主要施設	計量器、投入ホッパー、供給コンベア、手選別コンベア、搬送コンベア、圧縮梱包機
施設設置者	株式会社 北海紙業



ACPRファクトリー



ACPRファクトリーの選別ライン

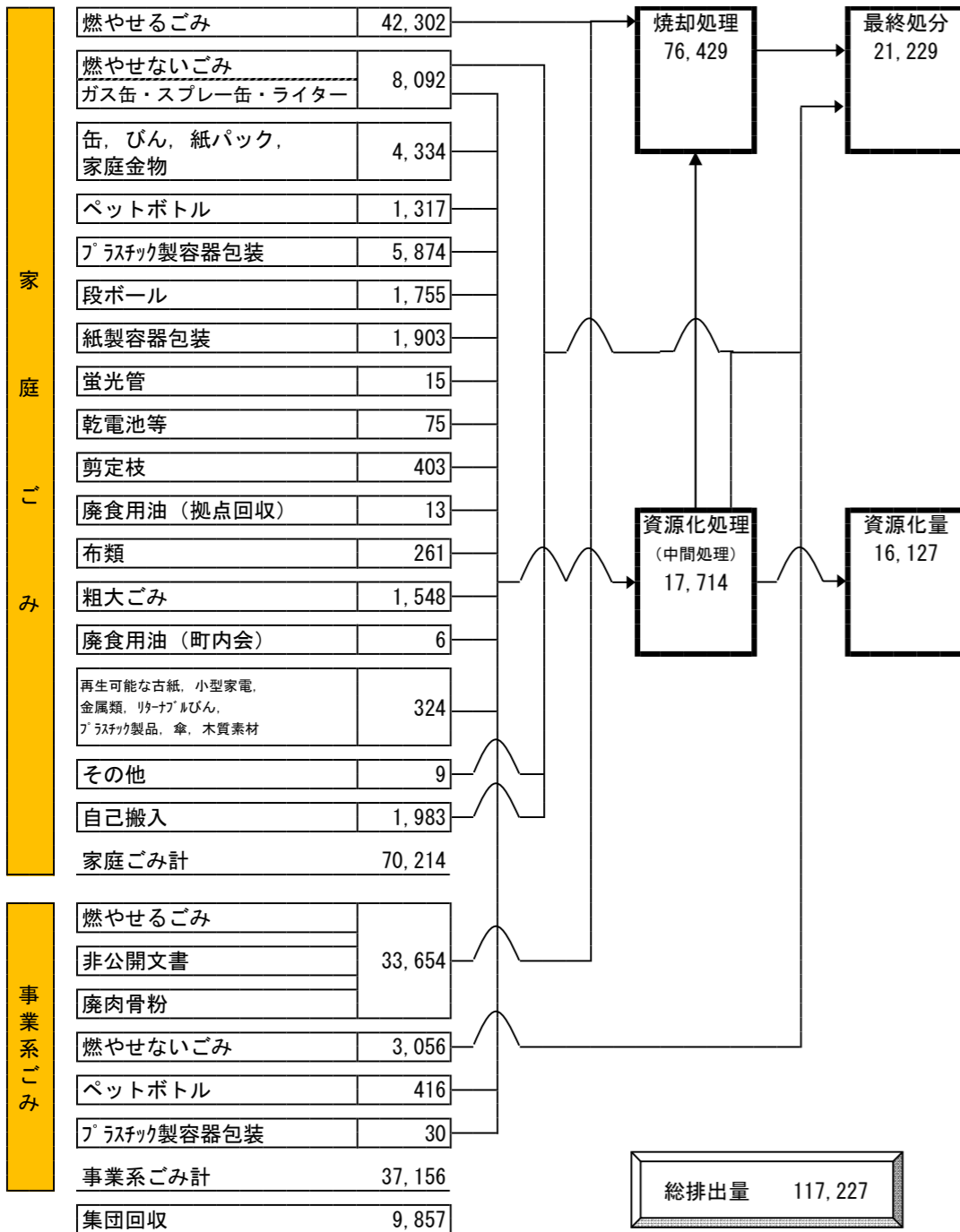
【年度別紙製容器包装資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	1,899	平成30年度	1,621
平成26年度	1,835	令和元年度	1,575
平成27年度	1,800	令和2年度	1,474
平成28年度	1,740	令和3年度	1,476
平成29年度	1,692	令和4年度	1,494

図表追加

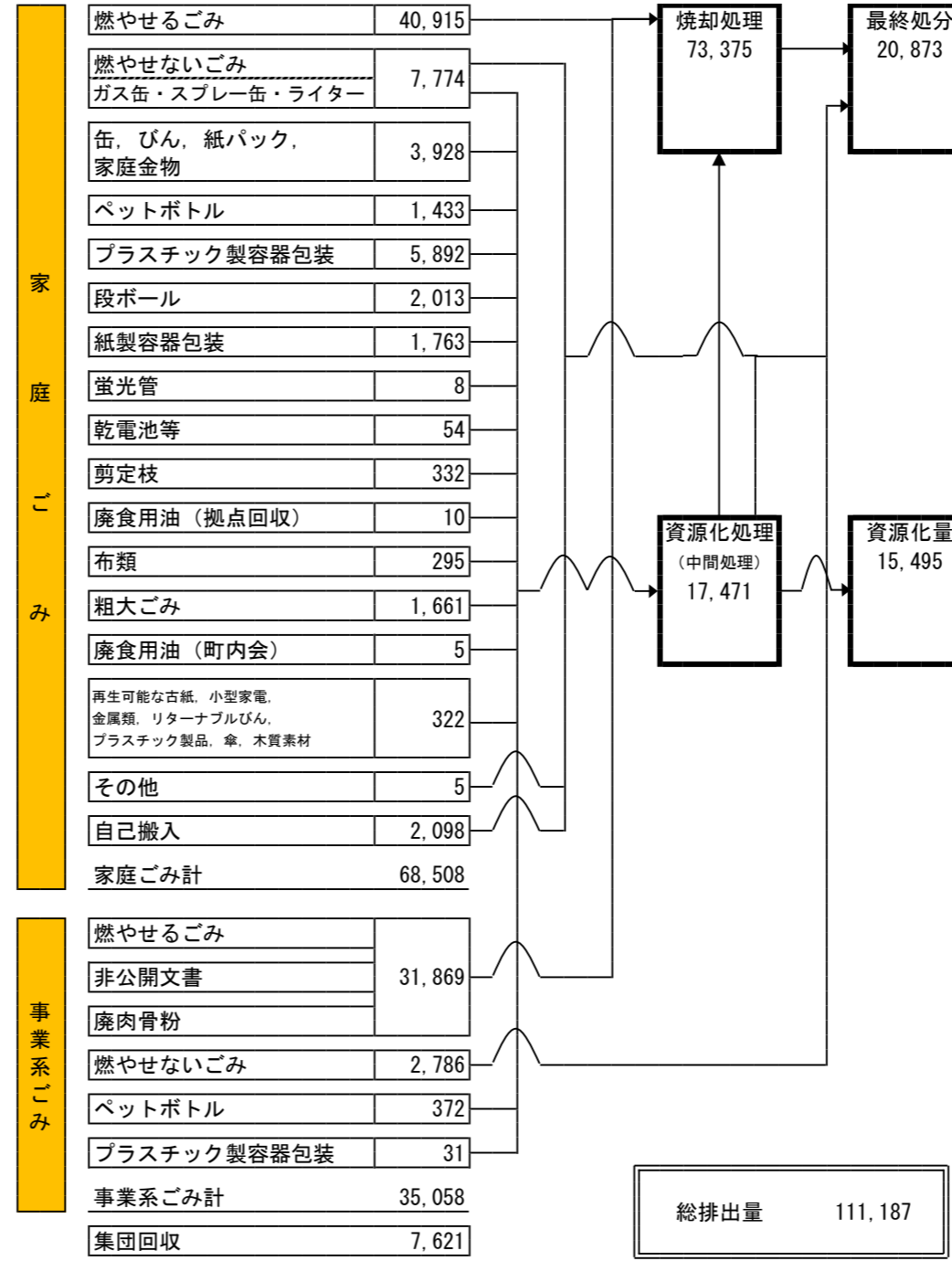
6 ごみ処理体系（収集・運搬・処理）

(1) 本市のごみ処理基本体系図（ごみ処理フロー）



6 ごみ処理体系（収集運搬・処理）

(1) 本市のごみ処理基本体系図（ごみ処理フロー）



※処理量は令和4年度実績（単位：t）

図表更新

(2) 家庭ごみの収集・運搬の状況

ア 分別区分等

【分別収集区分（13分別）】

家庭ごみの種類	収集形態	収集運搬	処理・処分方法
1 燃やせるごみ	ステーション 収集	委託	焼却
2 燃やせないごみ, ガス缶・スプレー缶・ライター			埋立 資源化
3 缶・びん・紙パック・家庭金物			資源化
4 ペットボトル			
5 プラスチック製容器包装			
6 段ボール			
7 紙製容器包装			
8 蛍光管			
9 乾電池（体温計を含む）			
10 剪定枝	戸別収集	直営	資源化・埋立
11 廃食用油	拠点回収	委託	
12 布類		直営	
13 粗大ごみ	戸別収集		

イ 収集回数等

【収集回数】

区分	市街地収集	郊外収集
燃やせるごみ	週2回	週1回 (一部週2回)
燃やせないごみ, ガス缶・スプレー缶・ ライター, 乾電池・蛍光管	隔週1回(2週に1回)	
紙製容器包装, 段ボール	隔週1回(2週に1回)	
缶・びん・紙パック・家庭金物	週1回	
プラスチック製容器 包装ペットボトル	週1回	

(2) 家庭ごみの収集運搬の状況

ア 分別区分等

【分別収集区分（13分別）】

家庭ごみの種類	収集形態	収集運搬	処理・処分方法
1 燃やせるごみ	ステーション 収集	委託	焼却
2 燃やせないごみ, ガス缶・スプレー缶・ライター			埋立 資源化
3 缶・びん・紙パック・家庭金物			資源化
4 ペットボトル			
5 プラスチック製容器包装			
6 段ボール			
7 紙製容器包装			
8 蛍光管			
9 乾電池（体温計を含む）			
10 剪定枝	戸別収集	直営	資源化・埋立
11 廃食用油	拠点回収	委託	
12 布類		直営	
13 粗大ごみ	戸別収集		

イ 収集回数等

【収集回数】

区分	市街地収集	郊外収集
燃やせるごみ	週2回	週1回 (一部週2回)
燃やせないごみ, ガス缶・スプレー缶・ ライター, 乾電池・蛍光管	隔週1回(2週に1回)	
紙製容器包装, 段ボール	隔週1回(2週に1回)	
缶・びん・紙パック・家庭金物	週1回	
プラスチック製容器包装, ペットボトル	週1回	

(3) 集団回収の状況

本市では、集団回収を推進するため、「再生資源回収奨励金制度^{注1}」を、平成10年度から続けています。

家庭からの、紙類、びん類、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶）を、各団体において独自に回収し、回収業者に売却した重量に応じて、奨励金を市から交付しています。

【平成30年（1月～12月）の実施状況】

奨励金申請団体	939団体（登録団体1,015団体） （内訳） 町内会715団体、自治会61団体、老人クラブ12団体、 学校45校、幼稚園・保育園12園、少年団39団体、 その他55団体
奨励金交付総額	約3,453万円
資源回収総重量	約9,857t （内訳） 紙類：約9,647t、びん類：約82t、 金属類：約119t、布類：約8t

(3) 集団回収の状況

本市では、集団回収を推進するため、「再生資源回収奨励金制度^{注7}」を、平成10年度から続けています。

家庭からの、紙類、びん類、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶）を、各団体において独自に回収し、回収業者に売却した重量に応じて、奨励金を市から交付しています。

【令和4年（1月～12月）の実施状況】

奨励金申請団体	890団体（登録団体980団体） （内訳） 町内会695団体、自治会63団体、老人クラブ11団体、 学校32校、幼稚園・保育園6園、少年団34団体、 その他49団体
奨励金交付総額	約2,665万円
資源回収総重量	約7,621t （内訳） 紙類：約7,470t、びん類：約47t、 金属類：約101t、布類：約3t

図表更新

注1 再生資源回収奨励金制度

町内会、PTAなどボランティア団体による再生資源の回収活動が安定的に行われ、ごみの減量・資源化を効率的に進められるよう、金銭的に支援する制度。

注7 再生資源回収奨励金制度

町内会、PTAなどボランティア団体による再生資源の回収活動が安定的に行われ、ごみの減量・資源化を効率的に進められるよう、金銭的に支援する制度。

(4) 事業系ごみの収集・運搬の状況

事業活動に伴い排出される一般廃棄物は、事業者（排出者）の自己処理責任を義務付けており、事業系ごみについては、事業者自らによる運搬、または一般廃棄物収集運搬業の許可を有する許可業者による収集・運搬を行っています。

【分別区分（6区分）】

事業系一般廃棄物の種類	収集・運搬	処分方法
1 燃やせるごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者、又は排出事業者自らによる自己搬入	焼却
2 燃やせないごみ		埋立
3 ペットボトル		資源化
4 プラスチック製容器包装		
5 古紙	古紙業者	資源化
6 空き缶	金属業者	

(5) 収集・運搬体制

平成31年4月1日現在、本市の収集・運搬体制は以下のとおりとなっています。

区分	車両台数	備考
直営	8台	家庭ごみのうち、粗大ごみ、剪定枝等
委託	13社 63台	家庭ごみのうち、直営以外のごみ
許可	10社 156台	家庭の一時的多量ごみ及び事業系ごみ
限定許可	85社 681台	伐採後の木の根（枝、ぼさ ^{注1} 含む。）、及び特定家庭用機器

注1 ぼさ

笹、ススキ、根曲がり竹、草の類に準じるもので、その葉も含まれます。

(4) 事業系ごみの収集運搬の状況

事業活動に伴い排出される一般廃棄物は、事業者（排出者）の自己処理責任を義務付けており、事業系ごみについては、事業者自らによる運搬、又は一般廃棄物収集運搬業の許可を有する許可業者による収集運搬を行っています。

【分別区分（6区分）】

事業系一般廃棄物の種類	収集・運搬	処分方法
1 燃やせるごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者、又は排出事業者自らによる自己搬入	焼却
2 燃やせないごみ		埋立
3 ペットボトル		資源化
4 プラスチック製容器包装		
5 古紙	古紙業者	資源化
6 空き缶	金属業者	

(5) 収集運搬体制

令和5年4月1日現在、本市の収集運搬体制は以下のとおりとなっています。

区分	車両台数	備考
直営	8台	家庭ごみのうち、粗大ごみ、剪定枝等
委託	12社 63台	家庭ごみのうち、直営以外のごみ
許可	10社 156台	家庭の一時的多量ごみ及び事業系ごみ
限定許可	85社 681台	伐採後の木の根（枝、ぼさ ^{注8} 含む。）、及び特定家庭用機器

注8 ぼさ

笹、ススキ、根曲がり竹、草の類に準じるもので、その葉も含まれます。

最新の内容に修正

7 アンケート調査

令和元年度旭川市民アンケート調査における、「環境に対する意識や取組」についての状況（前回調査平成27年度との比較）は、次のとおりです。

全体として、ごみの減量化やリサイクルに対する意識は高いものの、行動している割合がやや低下していることから、具体的な取組の推進に努める必要があります。

I 環境に対する意識や取組についておたずねします。

問1 ふだんの生活から、ごみの減量化や省エネなど、環境に配慮した行動をしていますか。

(単位：%)

回答	令和元年度	平成27年度	増減
行動している	82.1	86.2	▲4.1
行動していない	16.7	11.0	5.7

※「無回答」は除く。

問2 どのような行動をしていますか（問1で「行動している」と回答した方のみ）。

回答	令和元年度	平成27年度	増減
マイバッグなどを利用して、レジ袋の削減や過剰包装を控えるよう努めている	89.8	90.8	▲1.0
町内会などが行う資源回収に協力している	71.5	72.5	▲1.0
生ごみの堆肥化など、ごみの再資源化に取り組んでいる。	19.1	23.2	▲4.1
環境にやさしい製品（エコマーク製品など）を購入するようにしている	16.5	20.6	▲4.1
環境学習会や地域の美化活動に参加している	9.7	12.5	▲2.8

※「無回答」は除く。
※一部抜粋。

7 アンケート調査

令和5年度旭川市民アンケート調査における、「環境に対する意識や取組」についての状況（前回調査令和元年度との比較）は、次のとおりです。

全体として、ごみの減量化やリサイクルに対する意識は高いものの、行動している割合がやや低下していることから、具体的な取組の推進に努める必要があります。

I 環境に対する意識や取組についておたずねします。

問1 ふだんの生活から、ごみの減量化や省エネなど、環境に配慮した行動をしていますか。

(単位：%)

回答	令和元年度	令和5年度	増減
行動している	82.1	80.6	▲1.5
行動していない	16.7	18.1	1.4

※「無回答」は除く。

問2 どのような行動をしていますか（問1で「行動している」と回答した方のみ）。

回答	令和元年度	令和5年度	増減
マイバッグなどを利用して、レジ袋の削減や過剰包装を控えるよう努めている	89.8	92.9	3.1
町内会などが行う資源回収に協力している	71.5	66.0	▲5.5
生ごみの堆肥化など、ごみの再資源化に取り組んでいる。	19.1	16.4	▲2.7
環境にやさしい製品（エコマーク製品など）を購入するようにしている	16.5	16.0	▲0.5
環境学習会や地域の美化活動に参加している	9.7	8.2	▲1.5

※「無回答」は除く。
※一部抜粋。

図表更新

第3 新たなごみ処理システム

1 ごみ処理システム再構築の必要性

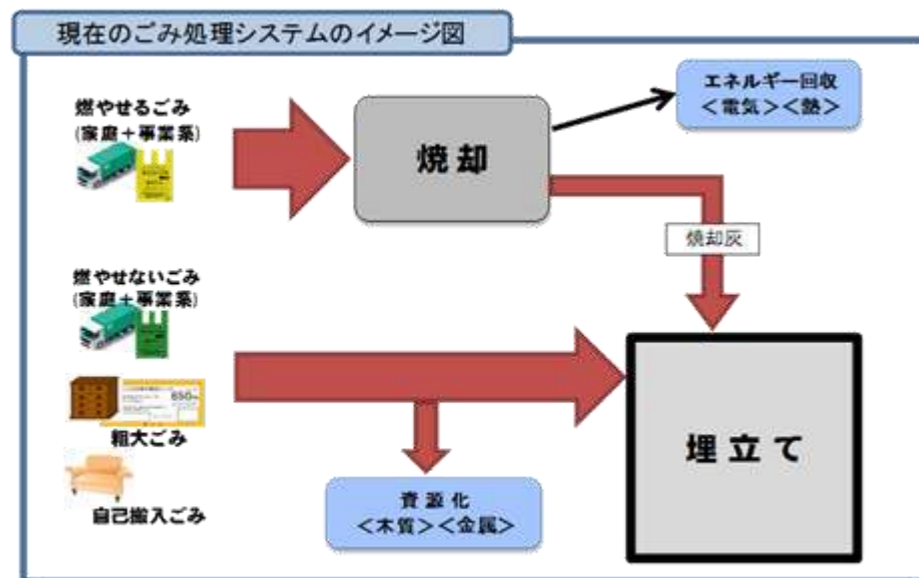
現在のごみ処理システムは、平成8年の近文リサイクルプラザ及び近文清掃工場の稼働開始による家庭ごみ分別収集の開始以降、分別収集する品目を増やしなが、現在の体系を構築してきました。

分別収集開始から20年以上が経過し、各ごみ処理施設は老朽化などの問題を抱えるようになりました。近文清掃工場については平成24年度からの基幹的設備改良工事により延命化を図りましたが、その期間は約10年間を見込んでおり、その後を見据えた施設更新について検討を開始しなければならない時期となりました。

また、平成15年に埋立処分を開始した旭川市廃棄物処分場は、当初平成30年3月までとしていた埋立期間を、地域との協定変更により令和12年3月まで延長していますが、それ以降の最終処分場の確保に向けて計画的に取り組む必要があります。

これらのことから、次の施設整備に向けた取組を進めていくために、排出から焼却処理や資源化等の中間処理を経て最終処分に至るまでの工程について見直し、環境負荷が少なく本市に適したごみ処理を進めていくために、ごみ処理システムを再構築します。

なお、近文清掃工場の延命化期間が令和8年度となっていることから、この更新時期に合わせて新たなごみ処理システムへ移行することを検討しました。



第3 ごみ処理システムの検討

1 これまでの経過

現在のごみ処理システム^{注9}は、平成8年の旭川市近文リサイクルプラザ及び旭川市近文清掃工場の稼働開始による家庭ごみ分別収集の開始以降、分別収集する品目を増やしなが、現在の体系を構築してきました。

この間、各ごみ処理施設は老朽化などの問題を抱えるようになり、旭川市近文清掃工場については、平成25年度からの基幹的設備改良工事により約10年間の延命化を図り、旭川市廃棄物処分場については、地域との協定変更により埋立期間を令和12年3月まで延長し、本市のごみ処理を安全かつ安定的に行ってきたところです。

こうした中、平成28年3月に策定した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」において、現ごみ処理施設の更新時期を踏まえ、今後のごみ処理システムの再構築に向けて検討を行うこととしました。

平成29年6月に「旭川市最終処分場整備基本構想」、平成31年4月に「旭川市清掃工場整備基本構想」を策定し、新たなごみ処理システムの基本方針の方向性などを整理するとともに、令和2年に改訂した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第2版)」において、「廃プラスチック類」の焼却や燃やせないごみ及び粗大ごみ(現在、一時的多量ごみとして旭川市廃棄物処分場に自己搬入できるごみを含む。)の破碎・選別などを目指すこととしました。

しかし、焼却施設と最終処分場については、建設費などの市場価格の高騰や電力系統の空き容量不足などの多くの課題に直面し、これまで整理した内容での施設整備の見通しが立たないことから、令和3年7月に策定した「旭川市ごみ処理施設整備基本方針」において、実現可能なごみ処理施設整備に向けた基本的な方向性を次のとおり整理しました。

- ① 焼却施設については、新設を基本とし、破碎選別施設を導入することとしましたが、事業のリスクや財政的な負担を回避するため、破碎・選別施設の導入を見送り、旭川市近文清掃工場の再延命化を基本とします。
- ② 最終処分場については、覆蓋型を基本としていましたが、現行の埋立対象物に合わせた施設整備とし、構造形式はオープン型を基本とします。

注9 ごみ処理システム
ごみが排出されてから、焼却処理や資源化等の中間処理工程を経て、最終的に埋立処分されるまでの全体的な体系を意味しています。

新たなごみ処理システムは廃止のため、章立てを変更

当初計画で想定していたごみ処理システムの内容の説明と、旭川市ごみ処理施設整備基本方針策定までの経過を記載

図表削除

2 新たなごみ処理システムの検討経過

平成28年3月に策定した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」では、ごみ処理施設の更新時期を踏まえ、今後のごみ処理システム^{注1}の再構築に向けた検討を行うとしています。また、今後のごみ処理システムでは、可能な限り最終処分量を減少させていくことや廃棄物系バイオマスの有効活用、廃棄物発電を含めた廃棄物エネルギー回収の高効率化などについて検討を進めることとしていることから、これらについてごみ処理施設整備と合わせて検討を行ってきました。

平成29年6月に策定した「旭川市最終処分場整備基本構想」では、新たなごみ処理システムの基本方針として、「最終処分量の抑制や廃棄物エネルギー回収の効果を追求し、地球温暖化に配慮した経済的なごみ処理システムの構築を目指す」とし、ごみ処理システムを具体化するため、新たに、①破碎・選別施設の導入、②廃プラスチック類^{注2}の焼却処理への移行、③メタン発酵施設の導入、の3つの方策について検討することとしました。

これらの新たな方策については、平成31年4月に策定した「旭川市清掃工場整備基本構想」において検討を行い、将来のごみ処理システムにおける中間処理システムの基本方針を次のとおり整理しました。

- ・安全性の確保や周辺環境に配慮した経済的な中間処理システムを目指す。
- ・破碎・選別施設の導入や、廃プラスチック類の焼却処理への移行により、最終処分量の削減や資源化率及びエネルギー回収の向上を目指す。
- ・廃棄物エネルギー回収については、焼却処理による高効率の熱回収を目指す。

注1 ごみ処理システム

ごみが排出されてから、焼却処理や資源化等の中間処理工程を経て、最終的に埋立処分されるまでの全体的な体系を意味しています。

注2 廃プラスチック類

リサイクルの対象とならないプラスチック製品や、汚れたプラスチック製容器包装を指します。

2 新たな課題等への対応

旭川市ごみ処理施設整備基本方針の策定に伴い、今後も現在と同様のごみ処理システムを維持していきますが、次のとおり調査検討を進めていきます。

(1) 汚れたプラスチック製容器包装の焼却処理への移行

現在、燃やせないごみとして排出され、埋立処分している汚れたプラスチック製容器包装を焼却処理へ移行するなど、旭川市近文清掃工場の処理能力の範囲内で対応可能な最終処分量の抑制及び最終処分場周辺環境への負荷の低減に向けた取組を検討します。

(2) プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル

プラスチック資源循環法が令和4年に施行され、市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

本市では現在、市内7か所で拠点回収を行い、回収物を民間事業者に売却しているため、プラスチック資源循環法で示すリサイクル方法（マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル）への転換に向けて、収集体制や資源化の方法について検討を進めていきます。

(3) 経済的かつ効果的なごみ処理システムの調査検討

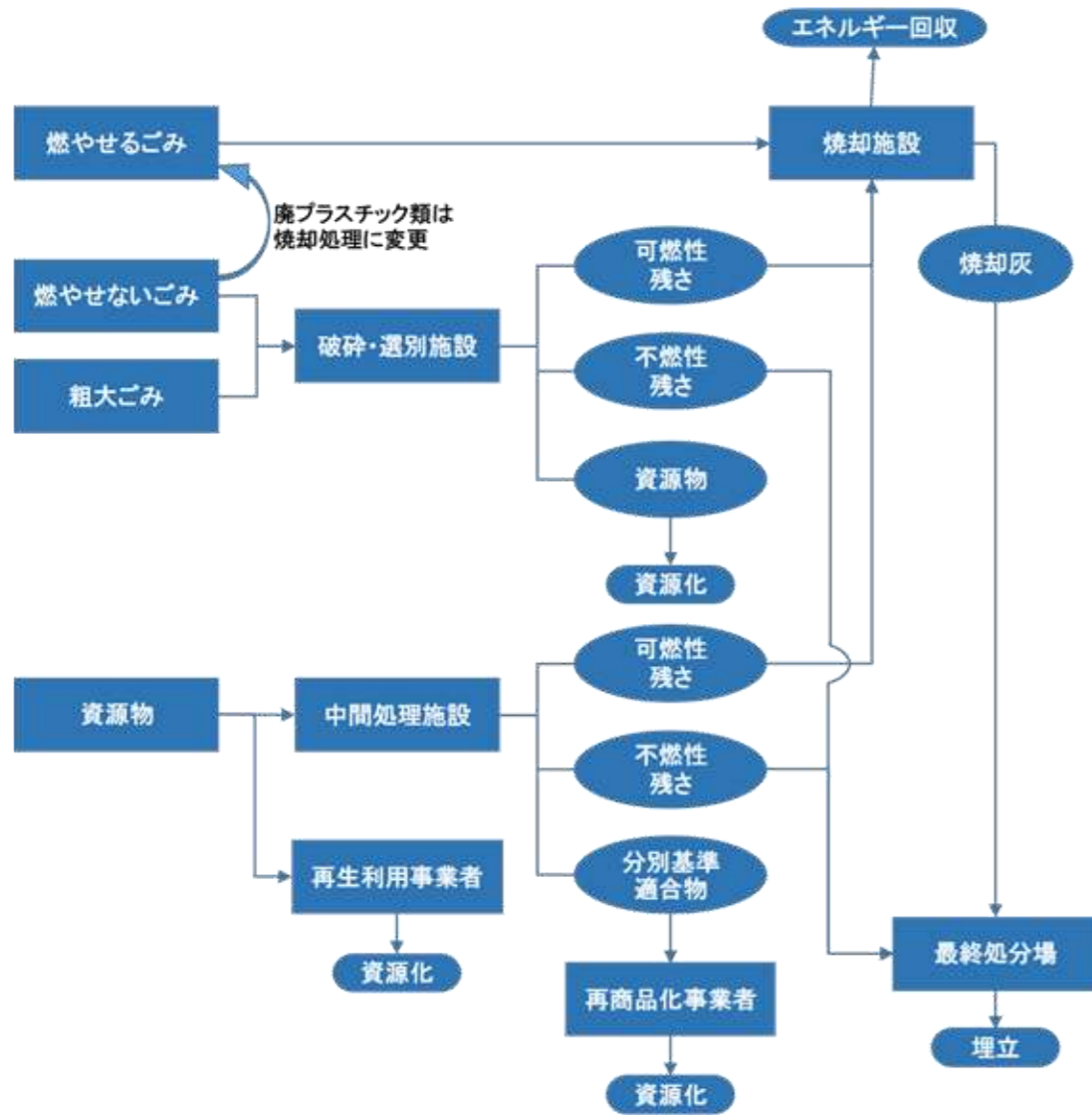
当初目指していたごみ処理システムの再構築については、旭川市近文清掃工場の再延命化期間終了後を見据えて、ごみ処理に係る国際的な動向や社会情勢を注視しながら、減量化・資源化に資する取組も含めて、より経済的かつ効果的なごみ処理システムとなるよう、引き続き調査検討を進めます。

課題提起と検討内容を記載

3 新たなごみ処理システム

(1) 新たなごみ処理システムの概要

新たなごみ処理システムのフローは、次のとおりです。



燃やせるごみは焼却施設で燃やして、熱エネルギーを回収します。なお、最終処分量の抑制と高効率なエネルギー回収を目的として、次期清掃工場の供用開始以降は、現在燃やせないごみに分別している「廃プラスチック類」を燃やせるごみとして分別することとします。

新たなごみ処理システムは廃止のため削除

図表削除

燃やせないごみ及び粗大ごみ（現在、一時的多量ごみとして廃棄物処分場に自己搬入できるごみを含む。）は破碎・選別施設で破碎し、資源物・可燃性残さ・不燃性残さに選別して、それぞれ資源化・焼却処理・埋立処分します。

資源物のうち、容器包装リサイクル法の対象品目及び家庭金物は中間処理施設において異物を取り除いた後に資源化します。その他の資源物についても、再生利用事業者へ引き渡し、資源化します。

(2) 新たなごみ処理システムへの移行

新たなごみ処理システムへの移行は、次期清掃工場の供用開始に合わせて行うこととします。

〈ごみ処理施設整備スケジュール〉

施設	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
缶・びん等資源物 中間処理施設			建設工事		供用開始							
次期清掃工場				建設工事				供用開始				
次期最終処分場							システム 移行	建設工事			供用 開始	

← 計画期間 →

なお、新たなごみ処理システムへの移行に当たっては、市民に対して十分な周知期間を設けるとともに、必要に応じて事前にモデル収集を行うなど、市民生活への影響に配慮します。

第4 基本計画

1 基本理念

「恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ」を目指して」

〈目指すイメージ〉

これまで受け継いできた本市固有の恵まれた環境と共生した「美しい循環のまち」の実現を目指して、市民・事業者・行政が共に力を合わせて、廃棄物の排出抑制・資源化・適正処理を推進します。



第4 基本計画

1 基本理念

「恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ」を目指して」

〈目指すイメージ〉

これまで受け継いできた本市固有の恵まれた環境と共生した「美しい循環のまち」の実現を目指して、市民・事業者・行政が共に力を合わせて、廃棄物の排出抑制・資源化・適正処理を推進します。



写真更新

2 基本方針

平成23年3月策定の「新・旭川市ごみ処理基本計画」に掲げた基本方針（①ごみの発生・排出抑制の推進 ②環境への負荷の配慮 ③安全で適正なごみ処理の推進 ④効率的なごみ処理体制の推進）の考え方を維持しつつ、将来的なごみ処理施設の整備等を見据え、次の4つを基本方針として施策を推進します。

基本方針

●基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

ごみの「発生・排出抑制（Reduceリデュース）」、「再使用（Reuseリユース）」、「再生利用（Recycleリサイクル）」の3Rの取組を着実に進めるとともに、「断る（Refuseリフューズ）」、「修理（Repairリペア）」、「長期使用（Long useロングユース）」を推進します。

●基本方針2 安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用

地球環境に配慮した安全で適正・確実なごみ処理の推進とともに、その過程で発生するエネルギーを有効活用します。

●基本方針3 効率的・効果的なごみ処理の推進

市民、町内会、事業者、市民団体等と市の連携・協働のもと、ごみの排出状況に柔軟に応じながら、より効率よく効果のあるごみ処理の仕組みづくりを推進します。

●基本方針4 環境との共生の推進

環境への負荷が小さい環境と共生するごみ処理を目指します。

2 基本方針

平成28年3月策定の「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」に掲げた次の4つの基本方針に沿って施策を推進します。

基本方針

●基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

ごみの「発生・排出抑制（Reduceリデュース）」、「再使用（Reuseリユース）」、「再生利用（Recycleリサイクル）」の3Rの取組を着実に進めるとともに、「断る（Refuseリフューズ）」、「修理（Repairリペア）」、「長期使用（Long useロングユース）」を推進します。

●基本方針2 安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用

地球環境に配慮した安全で適正・確実なごみ処理の推進とともに、その過程で発生するエネルギーを有効活用します。

●基本方針3 効率的・効果的なごみ処理の推進

市民、町内会、事業者、市民団体等と市の連携・協働のもと、ごみの排出状況に柔軟に応じながら、効率よく効果のあるごみ処理を推進します。

●基本方針4 環境との共生の推進

環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指し、環境との共生を推進します。

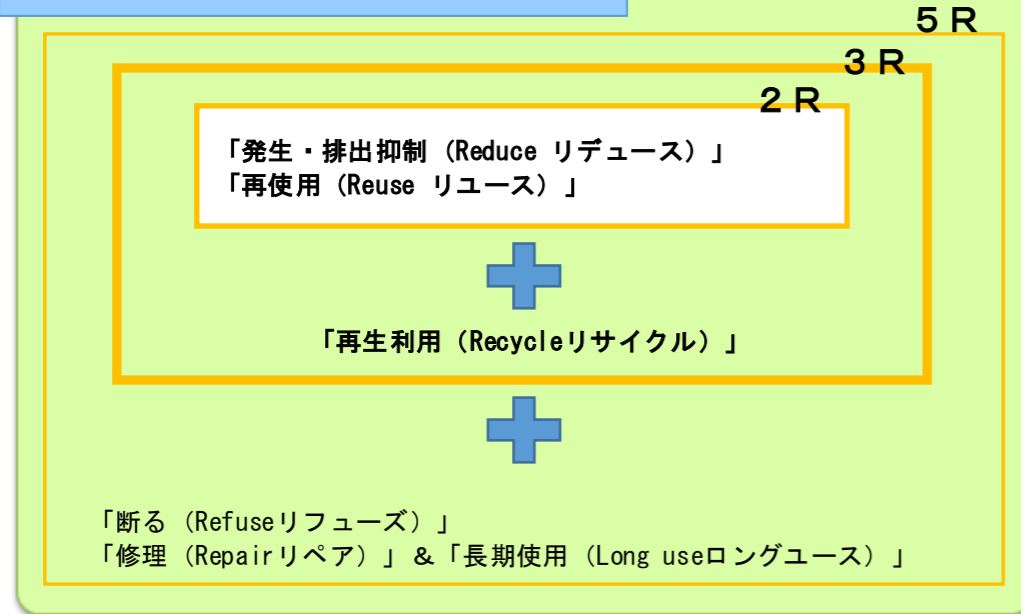
現行計画との対比内容に修正

「仕組み作りの推進」から、「ごみ処理の推進」と修正

SDGsの目標等を踏まえた内容へ修正

★これからのごみ処理

基本方針 1 ごみの減量・資源化の推進



基本方針 2 安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用

安全・適正なごみ処理
エネルギー活用

基本方針 3 効率的・効果的なごみ処理の推進

市民、事業者等との連携・協働
効率的・効果的なごみ処理

基本方針 4 環境との共生の推進

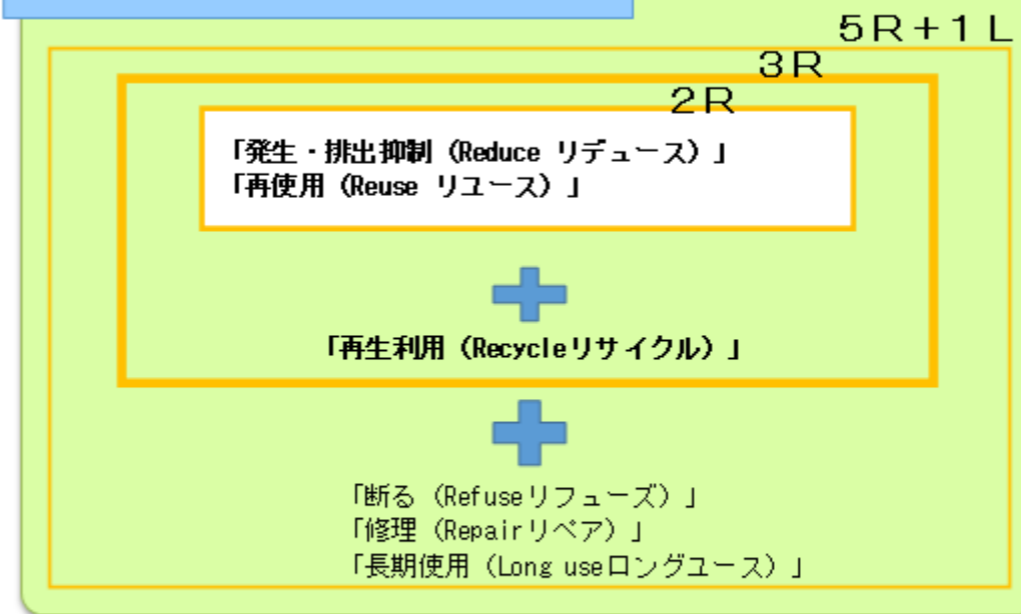
環境との共生

【基本理念】

「“恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ”を目指して」

★これからのごみ処理

基本方針 1 ごみの減量・資源化の推進



基本方針 2 安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用

安全・適正なごみ処理
エネルギー活用

基本方針 3 効率的・効果的なごみ処理の推進

市民、事業者等との連携・協働
効率的・効果的なごみ処理

基本方針 4 環境との共生の推進

環境との共生

【基本理念】

「“恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ”を目指して」

図表更新

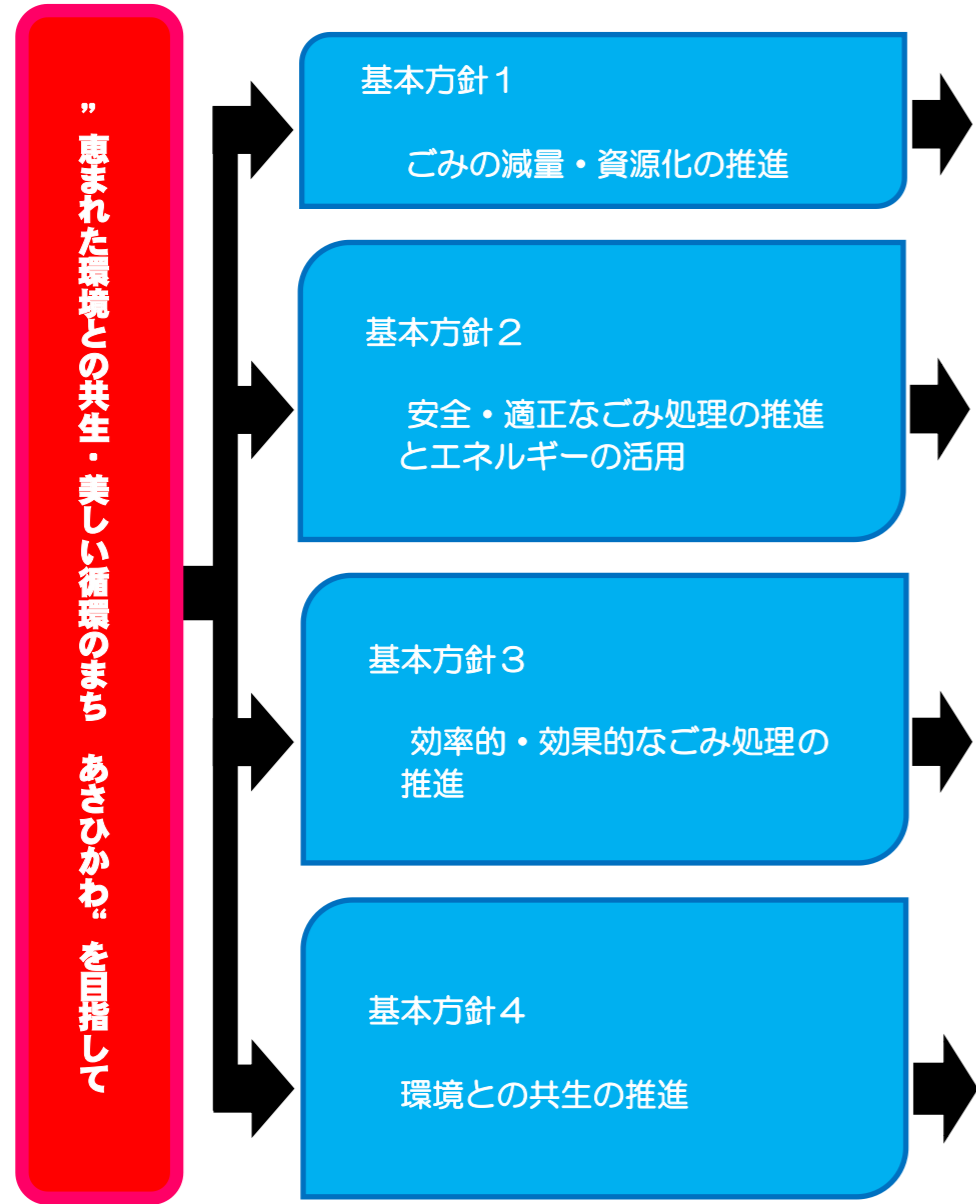
5R+1Lとした

★施策の体系



基本理念

基本方針

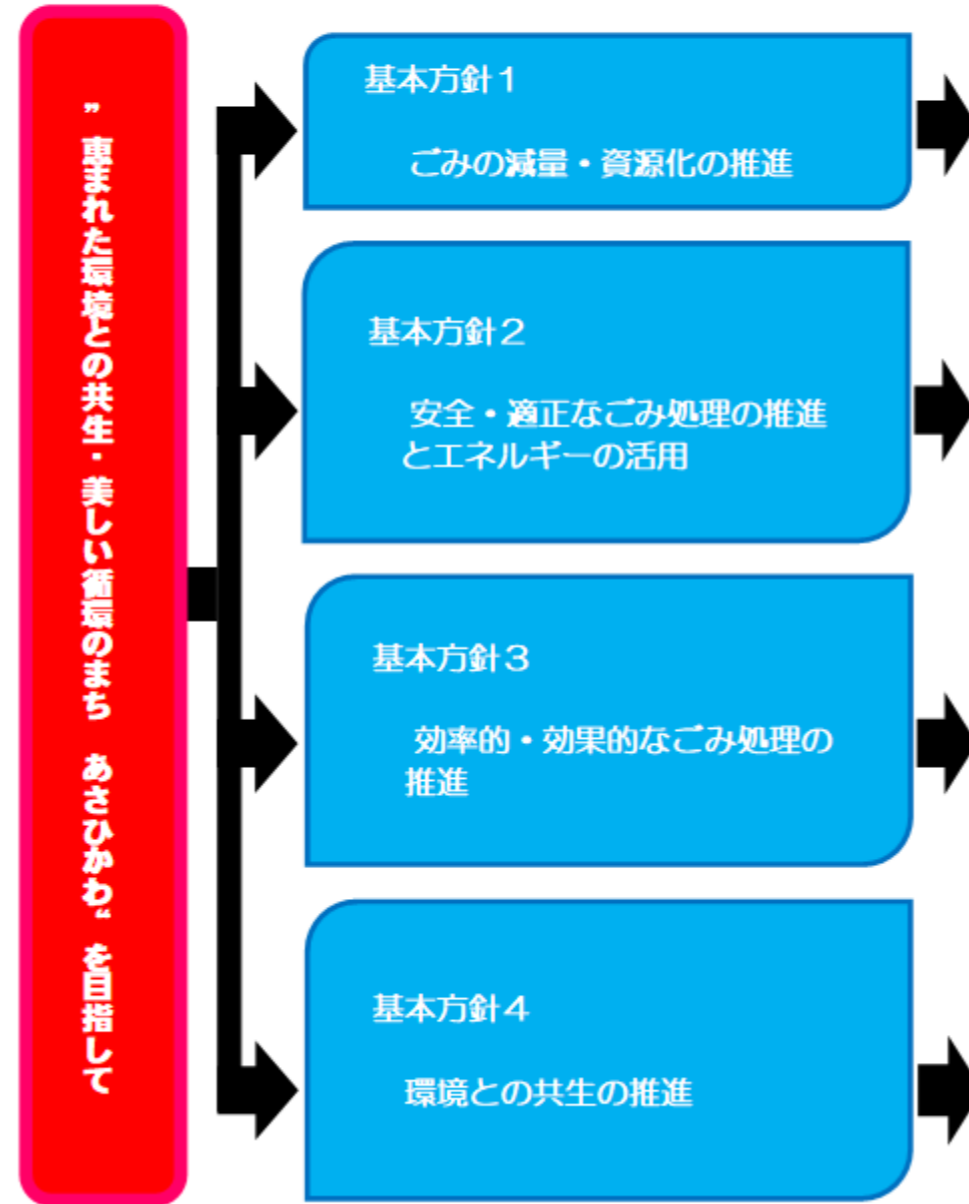


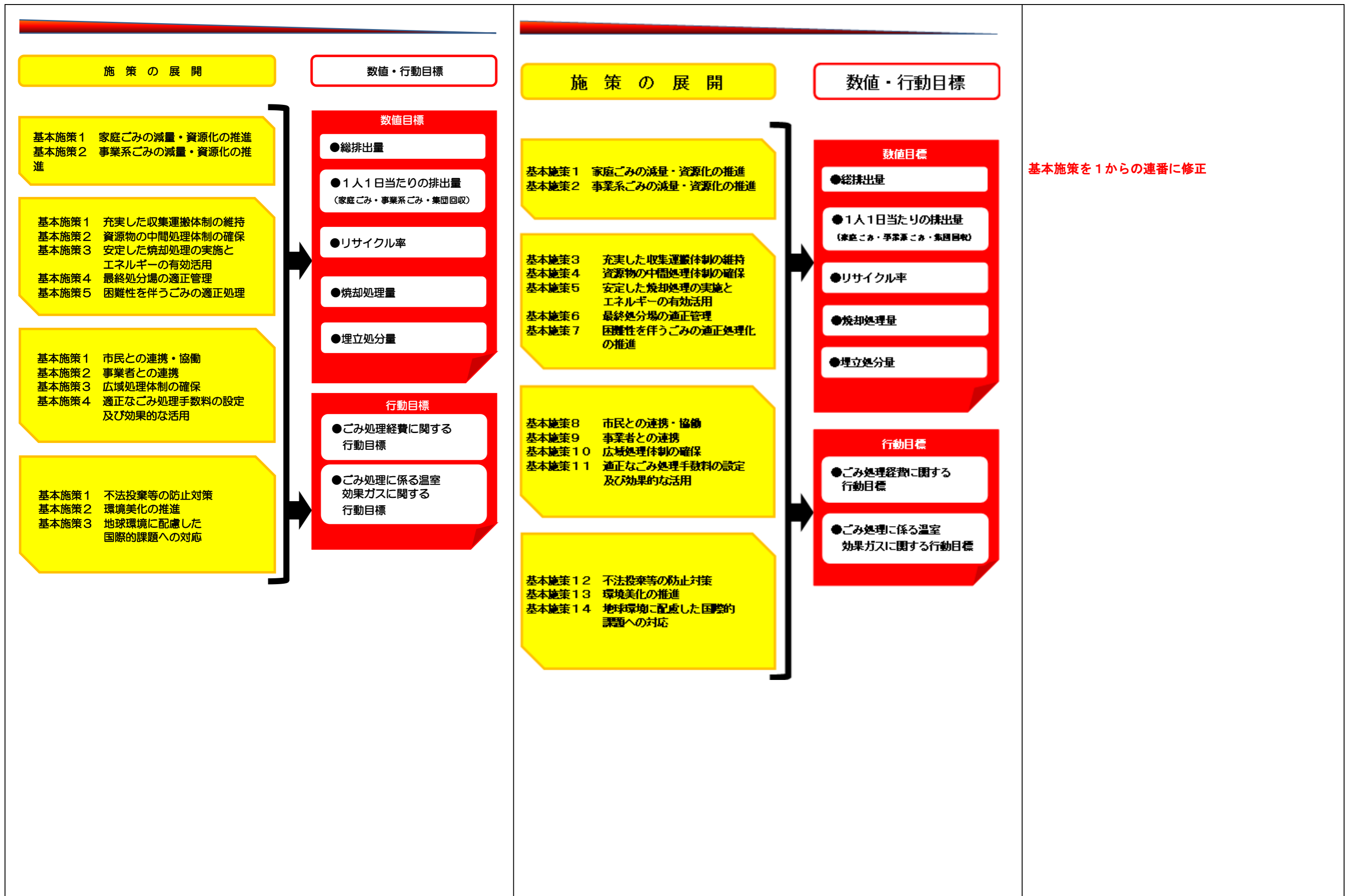
★施策の体系



基本理念

基本方針





3 基本施策及び施策の展開

4つの基本方針ごとに基本施策を設定し、施策を展開します。

●基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

以下の取組を推進します。

- ①発生・排出抑制 (Reduce リデュース)
- ②再使用 (Reuse リユース)
- ③再生利用 (Recycle リサイクル)
- ④断る (Refuse リフューズ)
- ⑤修理 (Repair リペア) & 長期使用 (Long use ロングユース)

■基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

排出する前に「ごみ」を「ごみ」としない工夫と行動を広め、家庭ごみの減量・資源化を推進します。

- 普及啓発の充実
- 「ごみの発生及び排出抑制・断る」の推進
- 「再使用」「修理」「長期使用」の推進
- 生ごみの減量等の推進
- 家庭や地域での資源循環の推進
- 資源ごみ拠点回収の充実

■基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

排出者責任や拡大生産者責任を踏まえ、自主的な事業系ごみの排出抑制や分別の徹底などにより、事業系ごみの減量・資源化を推進します。

- 普及啓発及び排出指導の充実
- 事業系生ごみ・古紙の減量・資源化の推進
- 「再使用」「修理」「長期使用」の推進
- 発生抑制の自主的な取組の推進
- 市役所におけるごみの発生・排出抑制

3 基本施策及び施策の展開

4つの基本方針ごとに基本施策を設定し、施策を展開します。

●基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

以下の取組を推進します。

- ①発生・排出抑制 (Reduce リデュース)
- ②再使用 (Reuse リユース)
- ③再生利用 (Recycle リサイクル)
- ④断る (Refuse リフューズ)
- ⑤修理 (Repair リペア)
- ⑥長期使用 (Long use ロングユース)

■基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

排出する前に「ごみ」を「ごみ」としない工夫と行動を広め、家庭ごみの減量・資源化を推進します。

- 普及啓発の充実
- 「ごみの発生及び排出抑制・断る」の推進
- 「再使用」「修理」「長期使用」の推進
- 食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進
- 家庭や地域での資源循環の推進
- 資源ごみ拠点回収の充実

■基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

排出者責任や拡大生産者責任を踏まえ、自主的な事業系ごみの排出抑制や分別の徹底などにより、事業系ごみの減量・資源化を推進します。

- 普及啓発及び排出指導の充実
- 古紙類の減量・資源化の推進
- 食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進
- 「再使用」「修理」「長期使用」の推進
- 発生抑制の自主的な取組の推進
- 市役所におけるごみの発生・排出抑制

リペアとロングユースを分けた

食品ロス削減推進計画策定を踏まえ追記

食品ロス削減推進計画策定を踏まえ追記

■基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

●普及啓発の充実

ごみの減量・資源化は、地域・事業所・家庭において着実に浸透してきています。

今後も、その意識と行動の定着・持続・向上を図るため、地域や事業者との対話を重視するとともに、環境イベントの開催やパネル展示、パンフレットの配布等により、本市のごみ処理経費やごみの排出抑制及び適切な分別の必要性などの周知・情報提供を積極的に行い、普及啓発の更なる充実を図ります。

また、ごみの減量・資源化の推進に向けては、「知識」にとどまらず「行動」することが必要であり、特に幼少期から意識付けを行うことで「実践力」を養うことが重要であることから、身近で実践しやすく、年少者から高齢者まで参加できる学習機会の提供と充実を図ります。

●「ごみの発生及び排出抑制・断る」の推進

リサイクルに比べて取組が遅れている2R（ごみの発生及び排出抑制、再使用）の推進を目的とした取組を進めていきます。また、市民団体や事業者と連携し、レジ袋の使用や使い捨て商品購入の自粛、簡易包装やバラ売り・量り売り商品の選択を促すなど、「環境にやさしい買い物」の推進を図ります。

●「再使用」「修理」「長期使用」の推進

粗大ごみとして集めた家具や自転車等の有効利用を図るとともに、壊れたものでも修理して使用したり、不要になった物を必要な人に譲り渡したり、リユースショップ等に取り取ってもらったりする行動を促す取組を進め、子供から大人まで「ものを大切にすることの大切さを広げていきます。

●生ごみの減量等の推進

燃やせるごみの約4割を占める「生ごみ」については、引き続き、堆肥化による減量化と家庭や地域での有効活用を推進するために、旭川市生ごみマイスター連絡会と連携して堆肥づくり講習会や地域での相談会等の取組を継続するほか、水切りの浸透や生ごみをなるべく出さないレシピの周知などを継続するとともに、効果的な減量・資源化の検討を進め情報を発信していきます。

また、生ごみのうち、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」についての問題意識の醸成を図ると共に、食べ残しや直接廃棄等の家庭での排出実態を踏まえた取組を進め、生ごみの排出抑制を図ります。

●家庭や地域での資源循環の推進

地域内で、紙類、びん類、布類や金属類（アルミ缶・スチール缶）などの再生資源回収の取組や、家庭から出る生ごみ等の資源化・自家処理の取組に対する支援を継続していきます。

■基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

●普及啓発の充実

ごみの減量・資源化については、その意識と行動の定着・持続・向上を図るため、地域や事業者との対話を重視するとともに、環境イベントの開催やパネル展示、パンフレットの配布等により、本市のごみ処理経費やごみの排出抑制及び適切な分別の必要性などの周知・情報提供を積極的に行い、普及啓発の更なる充実を図ります。

また、ごみの減量・資源化の推進に向けては、「知識」にとどまらず「行動」することが必要であり、特に幼少期から意識付けを行うことで「実践力」を養うことが重要であることから、身近で実践しやすく、年少者から高齢者まで参加できる学習機会の提供と充実を図ります。

●「ごみの発生及び排出抑制・断る」の推進

リサイクルに比べて取組が遅れている2R（ごみの発生及び排出抑制、再使用）の推進を目的とした取組を進めていきます。また、市民団体や事業者と連携し、レジ袋の使用や使い捨て商品購入の自粛、簡易包装やバラ売り・量り売り商品の選択を促すなど、「環境にやさしい買い物」の推進を図ります。

●「再使用」「修理」「長期使用」の推進

粗大ごみとして集めた家具や自転車等の有効利用を図るとともに、壊れたものでも修理して使用したり、不要になった物を必要な人に譲り渡したり、リユースショップ等に取り取ってもらうなど、長期使用の重要性を伝える取組を進め、子供から大人まで「ものを大切にする」ことの意識を広げていきます。

●食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進

燃やせるごみの約3割を占める「生ごみ」について、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」についての問題意識の醸成を図るとともに、食べ残しや直接廃棄等の家庭での排出実態を踏まえた取組を進め、生ごみの排出抑制を図ります。

また、発生した生ごみについては、引き続き、堆肥化による減量化と家庭や地域での有効活用を推進するために、旭川市生ごみマイスター連絡会と連携して堆肥づくり講習会や相談会を継続するほか、水切りの浸透や生ごみをなるべく出さないレシピの周知などを継続するとともに、効果的な減量・資源化の検討を進め、情報を発信していきます。

●家庭や地域での資源循環の推進

地域での、紙類、びん類、布類や金属類（アルミ缶・スチール缶）などの再生資源回収の取組や、家庭から出る生ごみ等の資源化・自家処理の取組に対する支援を継続していきます。

一人当たりのごみ排出量が横ばいであり、十分に浸透しているとは言えないため削除し、全体的に文言を修正。

ロングユースの視点を追記

生ごみの減量とは分けて、食品ロス削減の取組も実施しているため追記

相談会は主にイベント時に開催しているため、「地域での」という文言を削除

●資源ごみ拠点回収の充実

市民の利便性の向上とともに資源ごみの回収量を増やすため、品目の拡大を図るとともに、事業者との連携により、多くの人が集まる商業施設等での休日臨時拠点回収なども含め、拠点増設に向けた取組を継続します。

●資源ごみ拠点回収の充実

資源ごみの回収量を増やすために、市民への一層の周知及びさらなる拠点の増設の模索、並びに、事業者との連携により、多くの人が集まる商業施設等での休日臨時拠点回収の実施等、市民の利便性の向上に向けた取組を継続していきます。

品目の拡大予定はないため削除し、周知の強化と拠点増設、休日臨時拠点回収などで利便性向上を図る内容に修正。

■基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

●普及啓発及び排出指導の充実

事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物の分別の徹底と、適切な処理の重要性を理解してもらい、排出者責任^{注1}を踏まえ、率先して減量・資源化に取り組んでもらえるよう意識啓発を図るとともに、必要な排出指導を行います。

●事業系生ごみ・古紙の減量・資源化の推進

近年の課題である事業系生ごみ・古紙については、事業者における食品ロス削減の取組の推進や事業系古紙回収協力店制度^{注2}の拡充とともに、より効果的な手法の調査・研究を進め、減量・資源化を図ります。

●発生抑制の自主的な取組の推進

市内の百貨店、スーパー、専門店、商店街、一般小売店のうち、バラ売り・量り売り、マイバッグの販売、簡易包装の呼びかけなど、2R等に積極的に取り組む事業所・店舗を認定し広く周知する制度を継続するとともに、拡大生産者責任^{注3}の考え方を踏まえ、生産・流通・販売の各段階における有効な方策について国や関係機関に働きかけ、事業者による発生抑制の自主的な取組を推進します。

注1 排出者責任

循環型社会形成推進基本法における施策の基本理念の考え方の1つ（もう1つの考え方は「拡大生産者責任」）です。

排出者責任とは、廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の1つで、具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられます。

注2 事業系古紙回収協力店制度

資源化可能な古紙を適正な資源化ルートに誘導するため、古紙を受入れできる事業所を募集・登録し、その利用を広く排出事業者に周知することにより、古紙の減量・資源化を推進する制度です。平成26年度から実施しています。

注3 拡大生産者責任

拡大生産者責任は、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

■基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

●普及啓発及び排出指導の充実

事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物の分別の徹底と、適切な処理の重要性を理解してもらい、排出者責任^{注10}を踏まえ、率先して減量・資源化に取り組んでもらえるよう意識啓発を図るとともに、必要な排出指導を行います。

●古紙類の減量・資源化の推進

事業系古紙回収協力店制度^{注11}の周知を継続するとともに、事業者への訪問調査等の際には、分別状況の確認や排出指導のほか、古紙類の資源化について、対象品目や取組方法を紹介するなど、減量・資源化を図ります。

●食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進

旭川市食品ロス削減ポータルサイトに事業者向けコンテンツを掲載するとともに、食品関連事業者への訪問等を行い、宴会での食べ残し削減や、少量提供、期限切れ廃棄の削減などの取組について、周知・啓発に努めます。

●発生抑制の自主的な取組の推進

市内のスーパー、専門店、商店街、一般小売店のうち、ばら売り・量り売り、マイバッグの販売、簡易包装の呼びかけなど、2R等に積極的に取り組む事業所・店舗を認定し広く周知する制度を継続するとともに、拡大生産者責任^{注12}の考え方を踏まえ、生産・流通・販売の各段階における有効な方策について国や関係機関に働きかけ、事業者による発生抑制の自主的な取組を推進します。

注10 排出者責任

循環型社会形成推進基本法における施策の基本理念の考え方の1つ（もう1つの考え方は「拡大生産者責任」）です。

排出者責任とは、廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の1つで、具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられます。

注11 事業系古紙回収協力店制度

資源化可能な古紙を適正な資源化ルートに誘導するため、古紙を受入れできる事業所を募集・登録し、その利用を広く排出事業者に周知することにより、古紙の減量・資源化を推進する制度です。平成26年度から実施しています。

注12 拡大生産者責任

拡大生産者責任は、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

事業系生ごみの項目を削除し、事業系古紙回収協力店の制度や受け入れ場所を周知することで、利活用の推進を図る内容に修正

生ごみの減量とは分けて、食品ロス削減の取組も実施しているため項目を追記

市内に百貨店がなくなったため文中から削除

●市役所におけるごみの発生・排出抑制

市有施設からの事業系一般廃棄物の排出量は、年間約1,100トンであり、市役所も事業系一般廃棄物を多量に排出する一事業者としての責務を担っています。

今後も、各市有施設に対する分別排出の徹底など3Rを推進し、一事業者としての社会的責任を果たすとともに、市民や事業者の模範となるよう率先して取り組んでいきます。

●市役所におけるごみの発生・排出抑制

市役所は事業系一般廃棄物の多量排出事業者（年間約930トン（令和4年度実績））であることから、今後も分別排出の徹底など3Rを推進し、一事業者としての社会的責任を果たすとともに、市民や事業者の模範となるよう率先して取り組んでいきます。

R4実績値を記載し文章を修正

●基本方針2
安全・適正なごみ処理の推進と
エネルギーの活用

地球環境に配慮した安全で適正・確実なごみ処理とともに、その過程で発生するエネルギーの有効活用を推進します。

■基本施策1 充実した収集運搬体制の維持

市民の利便性の向上やごみの適正処理、効率的な収集などを旨として、家庭ごみ及び事業系ごみの収集運搬体制の充実を図ります。

- 家庭ごみの収集運搬体制
- 事業系ごみの収集運搬体制

■基本施策2 資源物の中間処理体制の確保

民間事業者との連携を深め、より効果的な廃棄物の資源化や体制づくりを推進し、中間処理の充実を図ります。

- 適切な中間処理の継続
- 施設の適正な維持管理の継続
- 中間処理体制の確保

■基本施策3 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

的確な管理と厳しい監視のもと、大気汚染等の抑制に配慮した廃棄物の焼却処理を継続するとともに、焼却施設の更新に向けた検討・取組を進め、焼却処理の充実を図ります。また、廃棄物の処理の過程で発生するエネルギーの有効な活用を推進します。

- 安全・適正な焼却処理と維持管理の継続
- 焼却施設の整備
- エネルギーの効率的な回収と有効活用の継続
- 廃棄物系バイオマスの活用

●基本方針2
安全・適正なごみ処理の推進と
エネルギーの活用

地球環境に配慮した安全で適正・確実なごみ処理とともに、その過程で発生するエネルギーの有効活用を推進します。

■基本施策3 充実した収集運搬体制の維持

市民の利便性の向上やごみの適正処理、効率的な収集などを旨として、家庭ごみ及び事業系ごみの収集運搬体制の充実を図ります。

- 家庭ごみの収集運搬体制の充実
- 事業系ごみの適正な収集運搬体制の維持

■基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

民間事業者との連携を深め、より効果的な廃棄物の資源化や体制づくりを推進し、中間処理の充実を図ります。

- 適切な中間処理の継続
- 施設の適正な維持管理の継続
- 中間処理体制の確保

■基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

的確な管理と厳しい監視のもと、大気汚染等の抑制に配慮した廃棄物の焼却処理を継続するとともに、焼却施設の整備に向けた検討・取組を進め、焼却処理の安定的な稼働に努めます。また、廃棄物の処理の過程で発生するエネルギーの有効な活用を推進します。

- 安全・適正な焼却処理と維持管理の継続
- 近文清掃工場の再延命化
- エネルギーの効率的な回収と有効活用の継続

基本施策を1からの連番に修正（以下同）

家庭ごみの ~ 【充実】に修正
事業系ごみの【適正な】 ~ 【維持】に修正

焼却施設の整備から工場の際延命化に修正
当初のバイオマス活用（廃棄物エネルギーを活用した電気の自営線供給）の計画がなくなったため項目削除

■基本施策4 最終処分場の適正管理

安全で適正な埋立による廃棄物の最終処分を継続するとともに、次期最終処分場の整備に向けた検討・取組を進め、最終処分の適正管理を図ります。

- 安全・適正な埋立処分と維持管理の継続
- 次期最終処分場の確保

■基本施策5 困難性を伴うごみの適正排出

困難性を伴うごみを適正に処理するため、関係する機関や団体などと連携を図りながら取組を進めます。

- 医療系ごみの適正処理の推進
- 処理困難物の適正処理の推進
- 災害時のごみ処理対策

■基本施策6 最終処分場の適正管理

安全で適正な埋立による廃棄物の最終処分を継続するとともに、次期最終処分場の整備に向けた検討・取組を進め、最終処分の適正管理を図ります。

- 安全・適正な埋立処分と維持管理の継続
- 次期最終処分場の整備

■基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

困難性を伴うごみを適正に処理するため、関係する機関や団体などと連携を図りながら取組を進めます。

- 医療系ごみの適正処理の推進
- 処理困難物の適正処理の推進
- 災害時のごみ処理対策

次期最終処分場の確保から整備に修正

■基本施策1 充実した収集運搬体制の維持

●家庭ごみの収集運搬体制

市内で排出される家庭ごみは、民間事業者への全面委託によるステーション収集を継続するほか、資源化が可能なごみの拠点回収や、高齢者や障害者のための「ふれあい収集^{注1}」など、市民の利便性に配慮した収集運搬体制を維持していくとともに、高齢化が進む地域の実情や、ごみの排出量の変化に柔軟に対応していくために適宜見直しを行い、収集運搬体制の充実を図ります。

●事業系ごみの収集運搬体制

市内で事業活動に伴い排出される事業系ごみは、排出者である事業者が自ら収集運搬を行うほか、一般廃棄物の収集運搬業の許可や再生利用業の指定を受けている者が収集運搬を行うこととします。

今後も、関係団体と連携し、排出量の変化等に応じた収集運搬体制の充実を図ります。

注1 ふれあい収集

高齢等により自力でごみを排出することが困難で、他の方の協力が得られない市民に対する戸別収集制度です。収集時に声掛けなどを行い、ひとり暮らしの高齢者の安否確認等も行っています。

■基本施策3 充実した収集運搬体制の維持

●家庭ごみの収集運搬体制の充実

市内で排出される家庭ごみは、民間事業者への全面委託によるステーション収集を継続するほか、資源化が可能なごみの拠点回収や、高齢者や障害者のための「ふれあい収集^{注13}」など、市民の利便性に配慮した収集運搬体制を維持していくとともに、高齢化が進む地域の実情や、ごみの排出量の変化に柔軟に対応していくために適宜見直しを行い、収集運搬体制の充実を図ります。

●事業系ごみの適正な収集運搬体制の維持

市内で事業活動に伴い排出される事業系ごみは、排出者である事業者が自ら収集運搬を行うほか、一般廃棄物の収集運搬業の許可や再生利用業の指定を受けている者が収集運搬を行っています。

今後も、市のごみ排出量と、収集運搬能力とを勘案し、適正な収集運搬体制を維持していきます。

注13 ふれあい収集

高齢等により自力でごみを排出することが困難で、他の方の協力が得られない市民に対する戸別収集制度です。収集時に声掛けなどを行い、ひとり暮らしの高齢者の安否確認等も行っています。

限定許可の考えから、収集運搬体制の充実→適正な収集運搬体制の維持へ修正

■基本施策2 資源物の中間処理体制の確保

●適切な中間処理の継続

一般廃棄物として排出された「缶・びん・紙パック・家庭金物」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」及び「紙製容器包装」については、適切な中間処理による資源化を継続していきます。

●施設の適正な維持管理の継続

中間処理施設の運転管理に当たっては、周辺的生活環境に影響を与えないよう指導・監視に努め、各施設の特性に応じた適正な維持管理を継続していきます。また、各施設から排出される資源化残さを適正に処理すると共に、削減に向けた取組について調査・研究を進めていきます。

●中間処理体制の確保

最終処分量の削減や資源化の推進のほか、ごみ処理の安定性を向上させるため、民間事業者との連携を図りながら、必要な中間処理体制を確保します。

旭川市近文リサイクルプラザについては、施設の老朽化や成果品の品質改善などの課題に対応するため、平成31年に策定した「缶・びん等資源物中間処理施設整備基本構想」に基づき、新たな施設整備を進めていきます。

また、事業系ごみの中間処理を目的とした民間事業者による新たな一般廃棄物処理施設の設置、処分業の許可については、事業系ごみに関わる自主的なリサイクルルートによる取組を促進するため、必要に応じて検討するものとし、関係法令等と整合した民間主体によるごみの減量・リサイクルをより効果的に推進できる体制づくりを図ります。

■基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

●適切な中間処理の継続

一般廃棄物として排出された「缶・びん・紙パック・家庭金物」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」及び「紙製容器包装」については、適切な中間処理による資源化を継続していきます。

●施設の適正な維持管理の継続

中間処理施設の運転管理に当たっては、周辺的生活環境に影響を与えないよう指導・監視に努め、各施設の特性に応じた適正な維持管理を継続していきます。また、各施設から排出される資源化処理残さを適正に処理するとともに、削減に向けた取組について調査・研究を進めていきます。

●中間処理体制の確保

最終処分量の削減や資源化の推進のほか、ごみ処理の安定性を向上させるため、民間事業者との連携を図りながら、必要な中間処理体制を確保します。

缶・びん等資源物の中間処理は、旭川市近文リサイクルプラザの老朽化や成果品の品質改善などの課題に対応するため、新たな施設（仮称）旭川市リサイクルセンターの令和7年度中の供用開始に向けて整備を進めます。

（仮称）リサイクルセンターの整備の内容を修正

事業系ごみのリサイクルについては、市で促進出来る取組がないため施策から削除

■基本施策3 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

●安全・適正な焼却処理と維持管理の継続

旭川市近文清掃工場に搬入できる燃やせるごみについては、的確な焼却管理と厳しい監視体制のもと、安全・適正な焼却処理を継続します。

また、健康への影響があるダイオキシン類などの排出物質についても、大気汚染防止法等の関係法令に基づき定期的に測定し、その情報を公表していきます。

●焼却施設の整備

旭川市近文清掃工場は、平成25年度から平成28年度まで実施した旭川市近文清掃工場基幹的設備改良事業により施設の延命化を図りました。延命化期間終了後の施設整備については、平成31年に策定した「旭川市清掃工場整備基本構想」において、廃プラスチック類の焼却や破碎・選別施設の導入といった新たな方策を取り入れた施設の新設についての方向性を示しました。今後は基本構想に基づいた次期清掃工場の整備を進めます。

●熱エネルギーの効率的な回収と有効活用の継続

「燃やせるごみ」を焼却処理する旭川市近文清掃工場においては、引き続き、熱エネルギーを効率的に回収し、焼却熱を利用するボイラーで発生した蒸気による発電と余剰蒸気を場内及び近隣施設で有効活用します。

また、プラスチック製容器包装中間処理施設から排出される「プラごみ残さ」も焼却することで、エネルギー資源として有効活用するとともに、清掃工場のエネルギー回収量の増加を図ります。

●廃棄物系バイオマスの活用

廃棄物系バイオマスについては、エネルギー資源としての有効活用が期待できるため、引き続き調査・研究をしていきます。

■基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

●安全・適正な焼却処理と維持管理の継続

旭川市近文清掃工場に搬入できる燃やせるごみについては、的確な焼却管理と厳しい監視体制のもと、安全・適正な焼却処理を継続します。

また、健康への影響があるダイオキシン類などの排出物質についても、大気汚染防止法等の関係法令に基づき定期的に測定し、その情報を公表していきます。

●近文清掃工場の再延命化

旭川市近文清掃工場については、平成8年の稼働開始から50年間の使用を目処とした再延命化工事の実施に向けて、令和4年度は、設備の現状を把握するための調査として機能判断調査を行い、令和5年度には、調査結果を踏まえ、施設の性能を保ちながら、更なる長寿命化を図るための具体的な方策を長寿命化総合計画として整理しています。

令和6年度からは再延命化工事に着工し、施設の安定的な稼働に努めていきます。

●エネルギーの効率的な回収と有効活用の継続

「燃やせるごみ」を焼却処理する旭川市近文清掃工場においては、引き続き、熱エネルギーを効率的に回収し、焼却熱を利用するボイラーで発生した蒸気による発電と余剰蒸気を場内、近隣施設等において有効活用します。

また、プラスチック製容器包装中間処理施設から排出される「プラごみ残さ」も焼却することで、エネルギー資源として有効活用するとともに、旭川市近文清掃工場のエネルギー回収量の増加を図ります。

清掃工場の延命化が決まったため維持管理の継続の項に追記

旭川市清掃工場整備基本構想がなくなったため焼却施設の整備の項を削除

当初のバイオマス活用（廃棄物エネルギーを活用した電気の自営線供給）の計画がなくなったため項目削除

■基本施策4 最終処分場の適正管理

●安全・適正な埋立処分と維持管理の継続

廃棄物処理の最終となる埋立処分と施設管理については、排出段階の減量・分別を徹底するとともに、悪臭の発散や衛生害虫の発生を防止するため即日・中間覆土を実施するほか、浸出水処理においては、定期的に水質検査を実施し、その結果を速やかに公表するなど、環境負荷に配慮した安全・適正な維持管理を行ってまいります。

また、既にごみの埋立を終了している中園廃棄物最終処分場についても、環境調査を継続し、廃止に向けたモニタリングを行ってまいります。

●次期最終処分場の確保

平成15年7月に供用を開始した現在の旭川市廃棄物処分場は、当初の埋立期間を平成30年3月までの15年間としていましたが、平成25年度の地域との協定変更により、令和12年3月までに延長されています。

令和12年4月以降の次期最終処分場の確保に向けて、平成29年に「旭川市最終処分場整備基本構想」を策定し、次期最終処分場の整備の方向性を示すと共に、平成30年には「旭川市最終処分場建設候補地比較評価方法」を策定し、次期最終処分場建設候補地の選定を進めてきました。

今後は、建設候補地の地域住民及び地権者との合意形成等、次期最終処分場建設に向けた具体的な取組を進めてまいります。

■基本施策6 最終処分場の適正管理

●安全・適正な埋立処分と維持管理の継続

廃棄物処理の最終となる埋立処分と**その**管理については、**搬入**段階の分別を徹底するとともに、悪臭の発散や衛生害虫の発生を防止するため即日・中間覆土を実施するほか、浸出水処理においては、水質検査**により放流水の安全性を確認し、定期的にその情報**を公表するなど、環境負荷に配慮した安全・適正な**埋立処分を継続**します。

また、既にごみの埋立を終了している中園廃棄物最終処分場についても、**適正な浸出水処理を継続しつつ、定期的に環境調査を実施し、**廃止に向けた**管理・監視**を行ってまいります。

●次期最終処分場の**整備**

平成15年7月に供用を開始した現在の旭川市廃棄物処分場は、当初の埋立期間を平成30年3月までの15年間としていましたが、平成25年度の地域との協定変更により、令和12年3月までに延長されています。

次期最終処分場の整備については、現最終処分場の埋立期間を見据えて、令和3年度に旭川市神居町春志内の土地を建設候補地に選定し、周辺地域や関係団体等の理解を得たことから、令和4年12月に当該地を建設地に決定しました。

令和5年度から調査、計画づくり等を進めているところであり、令和12年4月の供用開始に向けて計画的に取り組みます。

最終処分場の整備の考え方を修正し、現在の状況を記載

■基本施策5 困難性を伴うごみの適正排出

●医療系ごみの適正処理の推進

在宅医療廃棄物については、製造業者、医師会等関係団体との連携を図り、製造業者や関係機関における自主回収をはじめ、排出から処理に至るまで、適正な処理体制づくりを図ります。

●処理困難物の適正処理の推進

危険性や有害性のあるごみについては、性質、状態、種類等に応じて、適正処理困難物や排出禁止物^{注1}として位置付け、資源化も含めた適正な処理ルート^{注1}の確保を図るため、生産者責任も踏まえながら、国、関係事業者等と連携した取組を進めます。

●災害時のごみ処理対策

地震や暴風雨などの大規模な自然災害に伴って発生する大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするため、平成30年に「旭川市災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後、大規模災害が発生した際には当該計画に基づいて適正なごみ処理を実施します。また、大量の災害廃棄物が発生した場合に備え、関係機関や関係事業者などとの連携の強化を図るとともに、今後のごみ処理施設の更新においては、自然災害による影響が少ない施設の整備を検討するなど、ごみ処理を円滑に進めるための総合的な体制づくりを進めていきます。

■基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

●医療系ごみの適正処理の推進

在宅医療廃棄物については、製造業者、医師会等関係団体との連携を図り、製造業者や関係機関における自主回収をはじめ、排出から処理に至るまで、適正な処理体制づくりを図ります。

●処理困難物の適正処理の推進

危険性や有害性のあるごみについては、性質、状態、種類等に応じて、適正処理困難物や排出禁止物^{注14}として位置付け、資源化も含めた適正な処理ルート^{注14}の確保を図るため、生産者責任も踏まえながら、国、関係事業者等と連携した取組を進めます。

●災害時のごみ処理対策

地震や暴風雨などの大規模な自然災害に伴って発生する大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするため、令和4年に改訂した「旭川市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正なごみ処理を実施します。また、大量の災害廃棄物が発生した場合に備え、関係機関や関係事業者などとの連携の強化を図るとともに、ごみ処理を円滑に進めるための総合的な体制づくりを進めていきます。

改訂の内容を踏まえて文言を修正

注1 排出禁止物

「旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第9条に規定しており、「感染性のあるもの」、「有害性のあるもの」、「危険性のあるもの」、「引火性のあるもの」のほか、処理業務を困難にし、又は処理施設を損なうおそれのあるものをいいます。

注14 排出禁止物

「旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第9条に規定しており、「感染性のあるもの」、「有害性のあるもの」、「危険性のあるもの」、「引火性のあるもの」のほか、処理業務を困難にし、又は処理施設を損なうおそれのあるものをいいます。

●基本方針3
効率的・効果的なごみ処理の推進

市民、町内会、事業者、市民団体等と市の連携・協働のもと、ごみの排出状況に柔軟に応じながら、より効率よく、効果のあるごみ処理の仕組みづくりを推進します。

■基本施策1 市民との連携・協働

「ごみ」に関わる自主的な取組を促進し、地域の清潔な生活環境を維持するため、市民と市の連携・協働による取組を進めます。

- ごみステーションの適正管理
- 分別及び適正排出の徹底
- 再生資源集団回収の充実

■基本施策2 事業者との連携

民間事業者による事業展開とともに、ごみの資源化を推進します。

- 資源物回収の促進

■基本施策3 広域処理体制の確保

周辺の自治体とともに、ごみの広域処理の体制づくりに向けた調査・研究を進めます。

- 上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会における協議・研究の推進
- 広域処理体制の構築

■基本施策4 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

市の責務として適正なごみ処理手数料の設定と効果的な活用を図ります。

- 適正なごみ処理手数料の設定
- ごみ処理手数料の効果的な活用

●基本方針3
効率的・効果的なごみ処理の推進

市民、町内会、事業者、市民団体等と市の連携・協働のもと、ごみの排出状況に柔軟に応じながら、効率よく、効果のあるごみ処理を推進します。

■基本施策8 市民との連携・協働

「ごみ」に関わる自主的な取組を促進し、地域の清潔な生活環境を維持するため、市民と市の連携・協働による取組を進めます。

- ごみステーションの適正管理
- 分別及び適正排出の徹底
- 再生資源集団回収の充実

■基本施策9 事業者との連携

民間事業者による事業展開とともに、ごみの資源化を推進します。

- 資源物回収の促進

■基本施策10 広域処理体制の確保

周辺の自治体とともに、ごみの広域処理の体制づくりに向けた調査・研究を進めます。

- 上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会における協議・研究の推進
- 広域処理体制の構築

■基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

市の責務として適正なごみ処理手数料の設定と効果的な活用を図ります。

- 適正なごみ処理手数料の設定
- ごみ処理手数料の効果的な活用

■基本施策1 市民との連携・協働

●ごみステーションの適正管理

家庭ごみの収集は、各地域の町内会等が設置・管理するごみステーションへの排出を基本とします。

ごみステーションは、市内全域で9,576か所（平成31年4月1日現在）に上ります。清潔なごみステーションを確保するため、地域住民の自主的な活動の支援を継続していきます。

●分別及び適正排出の徹底

ごみの分別と適正排出の徹底と更なる理解の浸透を図るため、ごみの分別区分や排出ルールなどを説明する冊子やカレンダーの配布を継続するとともに、住民によるパトロールなど地域との対話・連携を深め、効率的な減量・資源化を進めます。

また、引っ越し時など地域の収集日に合わせた排出が困難な一時的多量ごみは、旭川市廃棄物処分場における分別ボックスの設置を継続するなど、分別を徹底するための取組を進めます。

●再生資源集団回収の充実

地域の町内会等が自主的に取り組む紙類・びん類・布類・金属類（アルミ缶・スチール缶）など再生資源の集団回収は、ごみの資源化に向けて効率性が高く、効果的な手法であることから、今後も安定的に活動できるよう支援するとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。

■基本施策2 事業者との連携

●資源物回収の促進

現在、民間事業者による資源物の回収事業が市内において展開されています。こうした中、民間事業者と市がそれぞれに持つ機能や役割を効果的に発揮するとともに相互に連携し、ごみの減量・資源化を促進していきます。

■基本施策3 広域処理体制の確保

●上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会における協議・研究の推進

上川中部地域の豊かな自然と恵まれた環境を保持するため、広域的にごみの排出抑制と減量・資源化を推進し、もって生活環境の保全及び地域衛生の向上とともに、資源循環型社会の構築を図ることを目的とする「上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会」において、本圏域に望ましい広域化システムについて協議・研究を進めます。

また、大規模な自然災害による施設の休止等、不測の事態に備えた広域処理による協力体制についての検討も進めます。

■基本施策8 市民との連携・協働

●ごみステーションの適正管理

家庭ごみの収集は、各地域の町内会等が設置・管理するごみステーションへの排出を基本とします。

ごみステーションは、市内全域で9,984か所（令和5年4月1日現在）に上ります。清潔なごみステーションを確保するため、地域住民の自主的な活動の支援を継続していきます。

●分別及び適正排出の徹底

ごみの分別や適正排出の徹底と更なる理解の浸透を図るため、ごみの分別区分や排出ルールなどを説明する冊子やカレンダーの配布を継続するとともに、住民によるパトロールなど地域との対話・連携を深め、効率的な減量・資源化を進めます。

また、旭川市廃棄物処分場へ自己搬入された、引っ越し時などの一時的多量ごみについても、処分場内に分別ボックスを設置することで、燃やせるごみや資源物を適正に処理します。

●再生資源集団回収の充実

地域の町内会等が自主的に取り組む紙類・びん類・布類・金属類（アルミ缶・スチール缶）など再生資源の集団回収は、ごみの資源化に向けて効率性が高く、効果的な手法であることから、今後も安定的に活動できるよう支援するとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。

■基本施策9 事業者との連携

●資源物回収の促進

現在、民間事業者による資源物の回収事業が市内において展開されています。こうした中、民間事業者と市がそれぞれに持つ機能や役割を効果的に発揮するとともに相互に連携し、ごみの減量・資源化を促進していきます。

■基本施策10 広域処理体制の確保

●上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会における協議・研究の推進

上川中部地域の豊かな自然と恵まれた環境を保持するため、広域的にごみの排出抑制と減量・資源化を推進し、もって生活環境の保全及び地域衛生の向上とともに、資源循環型社会の構築を図ることを目的とする「上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会」において、本圏域に望ましい広域化システムについて協議・研究を進めます。

また、大規模な自然災害による施設の休止等、不測の事態に備えた広域処理による協力体制についての検討を進めます。

令和5年度数値に修正

文章を整理

●広域処理体制の保持

他の自治体で発生したごみ及び本市で発生したごみを適正に処理するための広域処理を行う必要が生じた場合には、関係する自治体の一般廃棄物処理計画や関係法令との整合を図るとともに、関係機関等との協議を十分に図り、適切に対応していきます。

■基本施策4 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

●適正なごみ処理手数料の設定

ごみ処理に係る各種処理手数料については、実際のごみの焼却及び埋立てに必要な経費等を踏まえながら、適切な負担となるよう必要に応じて見直しを検討します。

●ごみ処理手数料の効果的な活用

ごみ処理手数料については、引き続き適正な費用負担に関わる理解と協力が得られるよう、ごみのリサイクル事業等の環境施策への活用を図ります。

●広域処理体制の保持

他の自治体で発生したごみ及び本市で発生したごみを適正に処理するための広域処理を行う必要が生じた場合には、関係する自治体の一般廃棄物処理計画や関係法令との整合を図るとともに、関係機関等との協議を十分に図り、適切に対応していきます。

■基本施策1-1 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

●適正なごみ処理手数料の設定

ごみ処理に係る各種処理手数料については、ごみの焼却処理及び埋立処分に必要な経費等を踏まえながら、適切な負担となるよう必要に応じて見直しを検討します。

●ごみ処理手数料の効果的な活用

ごみ処理手数料については、引き続き適正な費用負担に関わる理解と協力が得られるよう、ごみのリサイクル事業等の環境施策への活用を図ります。

●基本方針4 環境との共生の推進

環境への負荷が小さい環境と共生するごみ処理を目指します。

■基本施策1 不法投棄等の防止対策

豊かな自然と生活環境の保全を目指し、不法投棄等の防止に取り組みます。

- 監視体制の強化
- 普及啓発の充実

■基本施策2 環境美化の推進

清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全のため、市民や事業者等と連携した環境美化を進めます。

- 環境美化の推進

■基本施策3 地球環境に配慮した国際的課題への対応

地球環境の保全に向けた国際的課題に対応する取組を進めます。

- 国際的課題への対応

●基本方針4 環境との共生の推進

環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指し、環境との共生を推進します。

■基本施策1.2 不法投棄等の防止対策

豊かな自然と生活環境の保全を目指し、不法投棄等の防止に取り組みます。

- 監視体制の強化
- 普及啓発の充実

■基本施策1.3 環境美化の推進

清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全のため、市民や事業者等と連携した環境美化を進めます。

- 環境美化の推進

■基本施策1.4 地球環境に配慮した国際的課題への対応

地球環境の保全に向けた国際的課題に対応する取組を進めます。

- 国際的課題への対応

■基本施策 1 不法投棄等の防止対策

●監視体制の強化

不法投棄、野外焼却等のごみの不適正処理は、豊かな自然と景観を損なうばかりでなく、悪臭や土壌、地下水の汚染など、私たちの健康と生活環境に悪影響を及ぼします。

不法投棄等を未然に防止するとともに、早期に発見し速やかに対応するため、パトロール車両による監視や市民ボランティアによるパトロール及び指導など、市民や団体、関係機関と連携を図りながら監視体制の強化に努め、違反者には厳正に対処します。

また、発生したごみの不法投棄の処理に当たっては、通報・発見から処理に至るまで迅速かつ的確に対処します。

●普及啓発の充実

市民・事業者の不適正排出の防止意識を高めるため、パネル展の開催や広報、パンフレット等で理解と協力を呼びかけるなど普及啓発を充実させ、不法投棄の防止を図ります。

■基本施策 2 環境美化の推進

●環境美化の推進

本市では、旭川市ごみのポイ捨て禁止条例に基づき、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。

今後も、環境美化に向けたマナーとモラルの向上を図り、自発的な行動の輪がより広がるよう、市民と一体となって取組を進めます。

■基本施策 3 地球環境に配慮した国際的課題への対応

●国際的課題への対応

「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」は、平成27年度に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{注1}」において示された、全ての国に普遍的な目標とされているものであり、その実現に向けた取組が広がっています。

ごみの減量・資源化に関しては、目標12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」の中で、2030年度までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することや、食品廃棄物を半減することが掲げられています。

本市においてもこれらの国際的な課題に対して柔軟に対応し、ごみ減量・資源化の取組につなげていきます。

注1 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、15年間(2016年～2030年)の持続可能な開発の指針を策定した。人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げている。

■基本施策 1.2 不法投棄等の防止対策

●監視体制の強化

不法投棄、野外焼却等のごみの不適正処理は、豊かな自然と景観を損なうばかりでなく、悪臭や土壌、地下水の汚染など、私たちの健康と生活環境に悪影響を及ぼします。

不法投棄等を未然に防止するとともに、早期に発見し速やかに対応するため、パトロール車両による監視や市民ボランティアによるパトロール及び指導など、市民や団体、関係機関と連携を図りながら監視体制の強化に努め、違反者には厳正に対処します。

また、発生したごみの不法投棄の処理に当たっては、通報・発見から処理に至るまで迅速かつ的確に対処します。

●普及啓発の充実

市民・事業者の不適正排出の防止意識を高めるため、パネル展の開催や広報、パンフレット等で理解と協力を呼びかけるなど普及啓発を充実させ、不法投棄の防止を図ります。

■基本施策 1.3 環境美化の推進

●環境美化の推進

本市では、旭川市ごみのポイ捨て禁止条例に基づき、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。

今後も、環境美化に向けたマナーとモラルの向上を図り、自発的な行動の輪がより広がるよう、市民と一体となって取組を進めます。

■基本施策 1.4 地球環境に配慮した国際的課題への対応

●国際的課題への対応

「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」は、平成27年度に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{注1.5}」において示された、全ての国に普遍的な目標とされているものであり、その実現に向けた取組が広がっています。

ごみの減量・資源化に関しては、目標12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」の中で、令和1.2年度までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することや、食品廃棄物を半減することが掲げられています。

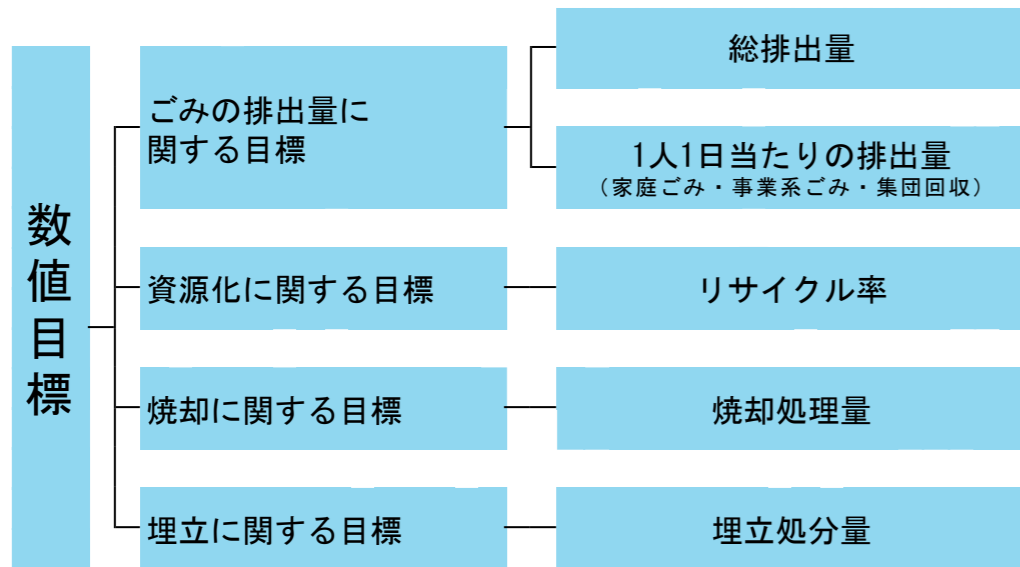
本市においてもこれらの国際的な課題に対して柔軟に対応し、ごみ減量・資源化の取組につなげていきます。

注1.5 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、15年間(平成28年～令和1.2年)の持続可能な開発の指針を策定した。人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げている。

4 数値目標

数値目標として設定する項目は、「新・旭川市ごみ処理基本計画（前計画平成23年度～平成32年度）」の数値目標を踏襲しながら、ごみの排出量・資源化・焼却・埋立に関する4項目とします。

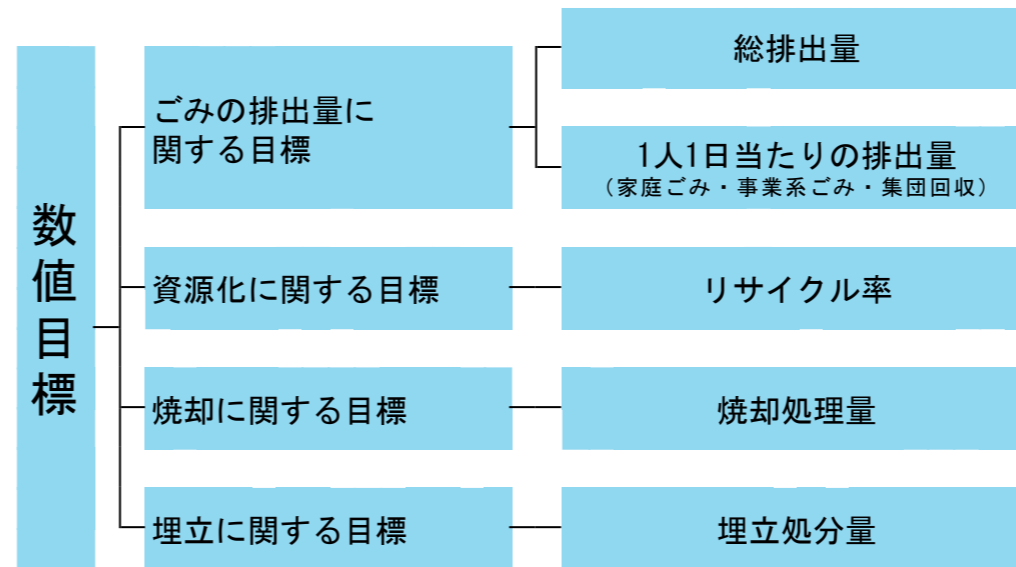


※基準年度 平成26年度実績

★数値目標見直しの考え方について
平成28年度に計画がスタートしてからの施策の進捗状況や、新たなごみ処理システムについての具体的な検討が進められてきたことにより当初想定していたごみ処理システムから変更が生じたことから、数値目標を見直すこととします。

4 数値目標

数値目標として設定する項目は、「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第2版)」の数値目標を踏襲しながら、ごみの排出量・資源化・焼却・埋立に関する4項目とします。



※基準年度 平成26年度実績

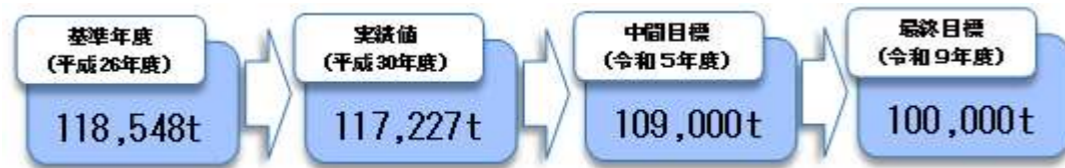
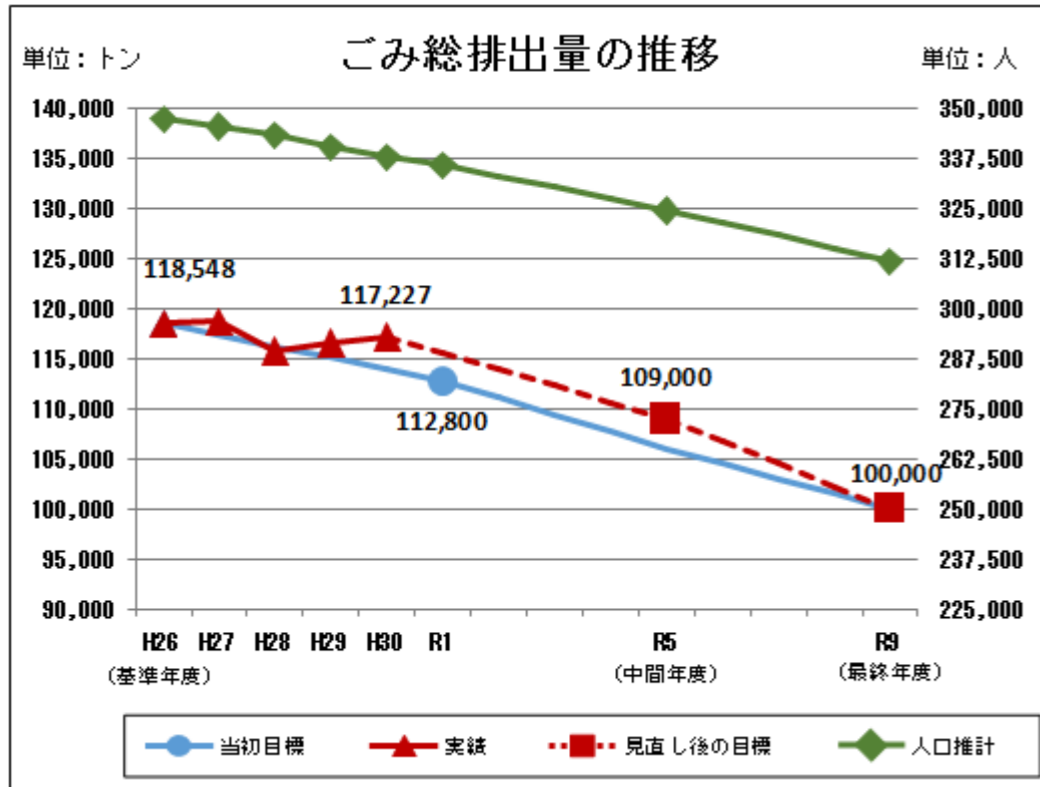
★数値目標見直しの考え方について
令和3年7月に旭川市ごみ処理施設整備基本方針を策定し、現行の基本計画が想定していた廃プラスチック類の焼却への移行や、燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別施設の導入を見送ったことにより、埋立量処分量の増加や焼却処理量・資源化量の減少が想定されるため、ごみ総排出量の目標値は変更しませんが、その他の数値目標を見直すこととします。

現行計画からの主な変更点を記載。総排出量の最終目標を変更しないことを明記

(1) ごみの排出量に関する目標

ア 総排出量

家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収 (単位：t)

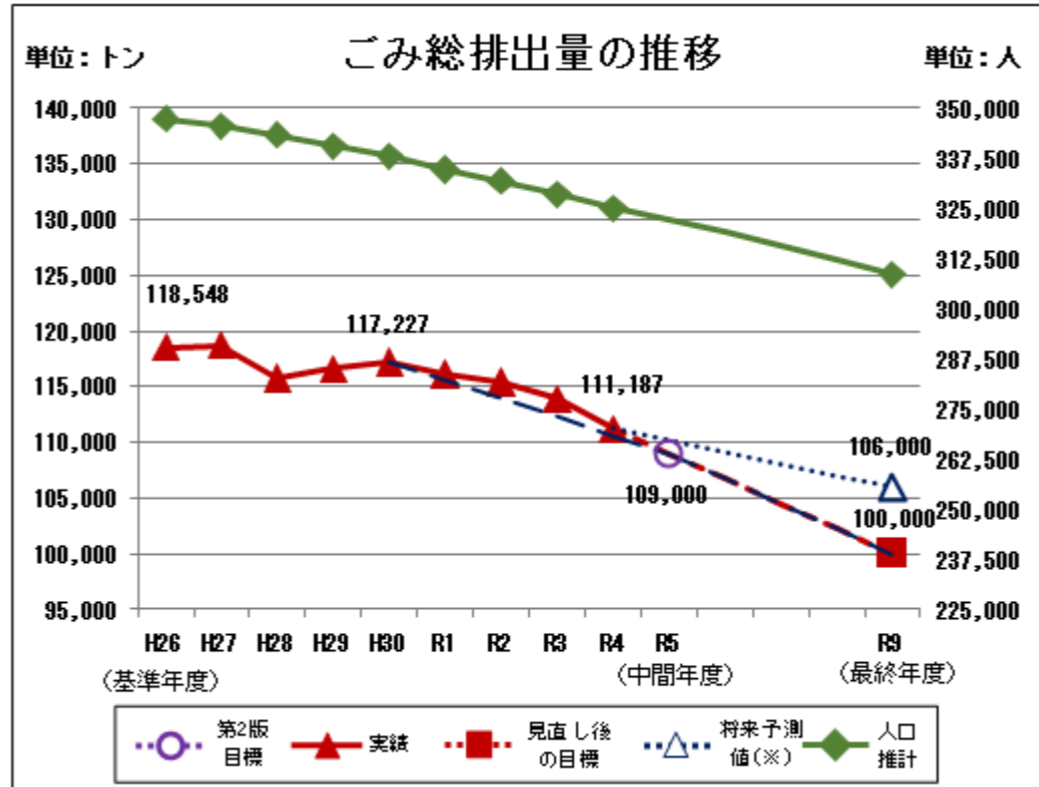


ごみ総排出量は、最終目標100,000tに向けて、これまで取り組んできたごみ減量化の取組のほか、新たな施策についても積極的に取り組んでいきます。

(1) ごみの排出量に関する目標

ア 総排出量

家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収



※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出



ごみ総排出量については、最終目標100,000tの達成に向けて、これまで取り組んできたごみ減量化の取組のほか、新たな施策についても積極的に取り組んでいきます。

図表更新

将来予測値を追加

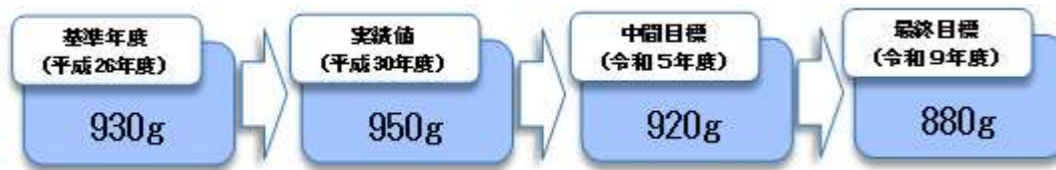
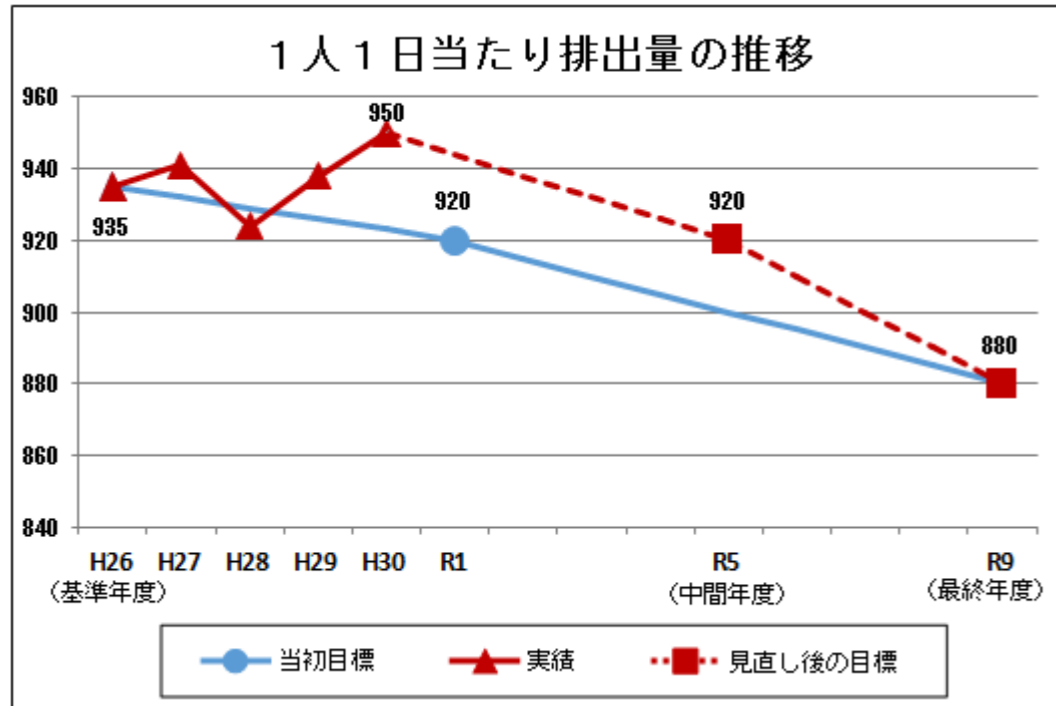
総排出量10万tを目標として維持する

図表更新

イ 1人1日当たりの排出量

家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収

(単位：g)

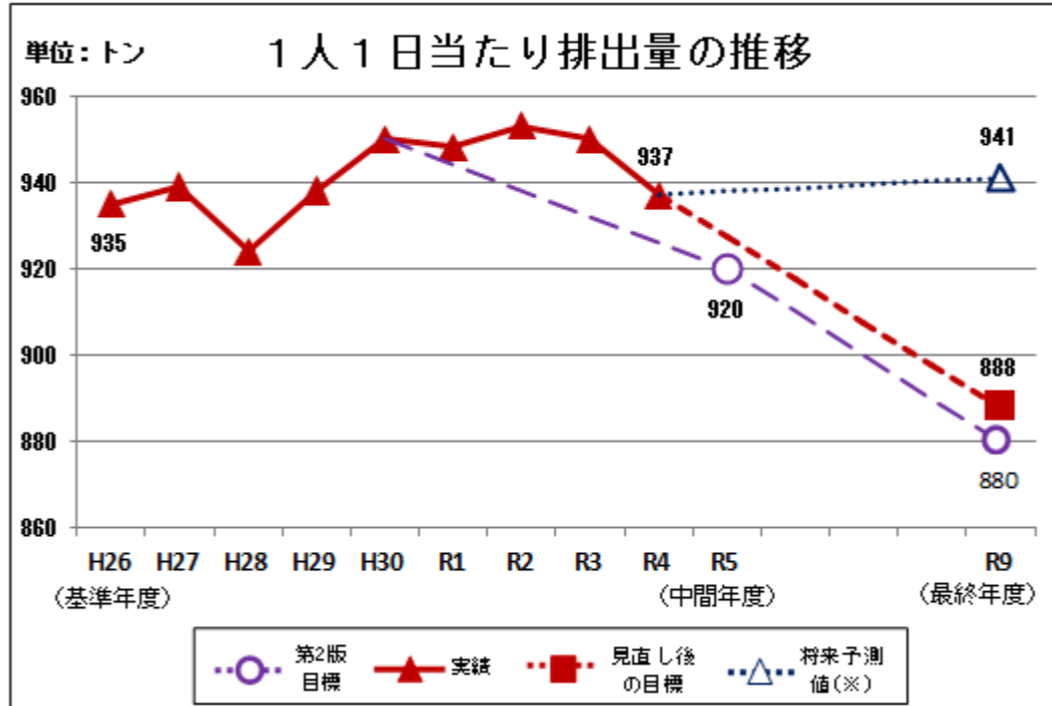


$$\text{1人1日当たりの排出量 (排出原単位) (g)} = \frac{\text{年間総排出量}}{\text{人口} \times \text{年間暦日数}}$$

1人1日当たり排出量は、市民一人一人が家庭で排出するごみだけでなく、事業者から排出されるごみも含まれています。最終目標880gにむけて、家庭ごみ・事業系ごみの双方の更なる減量化に取り組んでいきます。

イ 1人1日当たりの排出量

家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収



※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出



$$\text{1人1日当たりの排出量 (排出原単位) (g)} = \frac{\text{年間総排出量}}{\text{人口} \times \text{年間暦日数}}$$

1人1日当たり排出量には、市民一人一人が家庭で排出するごみだけでなく、事業者から排出されるごみも含まれています。令和2年3月に旭川市人口ビジョンを改訂したため、数値目標を見直すこととし、修正した最終目標888gの達成に向けて、家庭ごみ・事業系ごみの双方の更なる減量化に取り組んでいきます。

図表更新

将来予測値を追加

※総排出量10万tを達成する場合の施策効果等を踏まえた原単位（以下同）

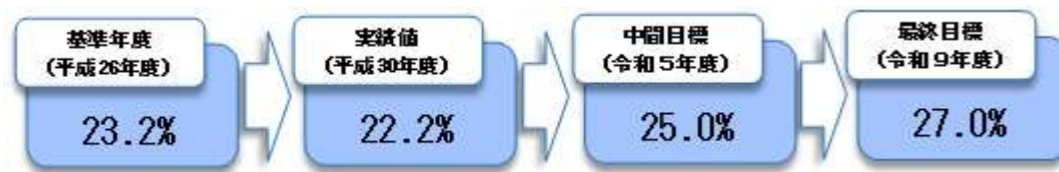
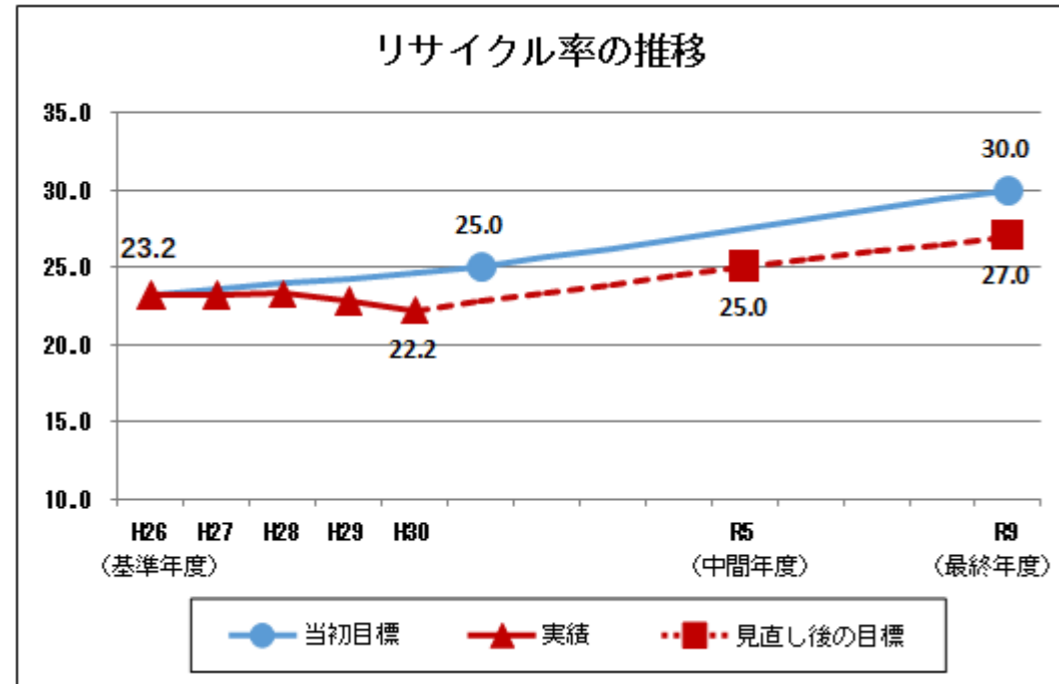
図表更新

数値目標修正

(2) 資源化に関する目標

リサイクル率

(単位：%)

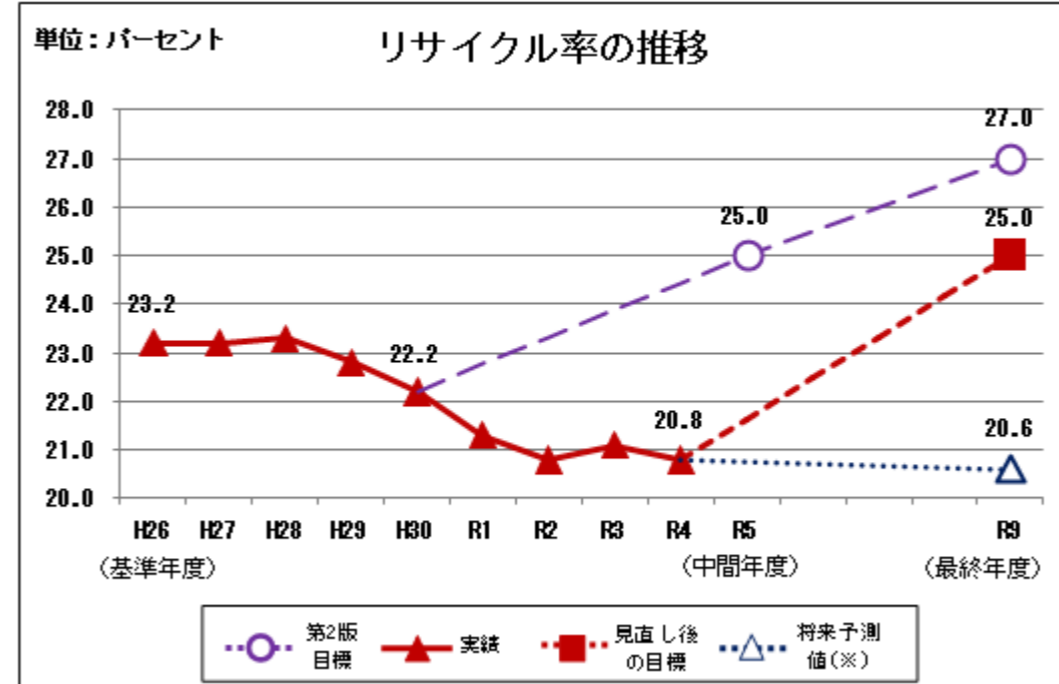


$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{家庭ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

リサイクル率の目標値は、次期清掃工場施設整備においてメタン発酵処理施設の導入を見送ったことや、「最終処分場整備基本構想」との整合を図り、焼却灰は埋立処分を基本とすることを踏まえて数値を見直しました。

(2) 資源化に関する目標

リサイクル率



※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出



$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{家庭ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

リサイクル率については、燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別施設の導入を見送ったことや、近年新聞発行部数が全国的に減少していることを踏まえて、数値目標を見直しました。

図表更新

将来予測値を追加

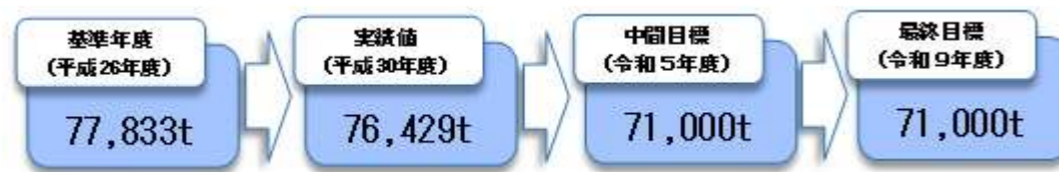
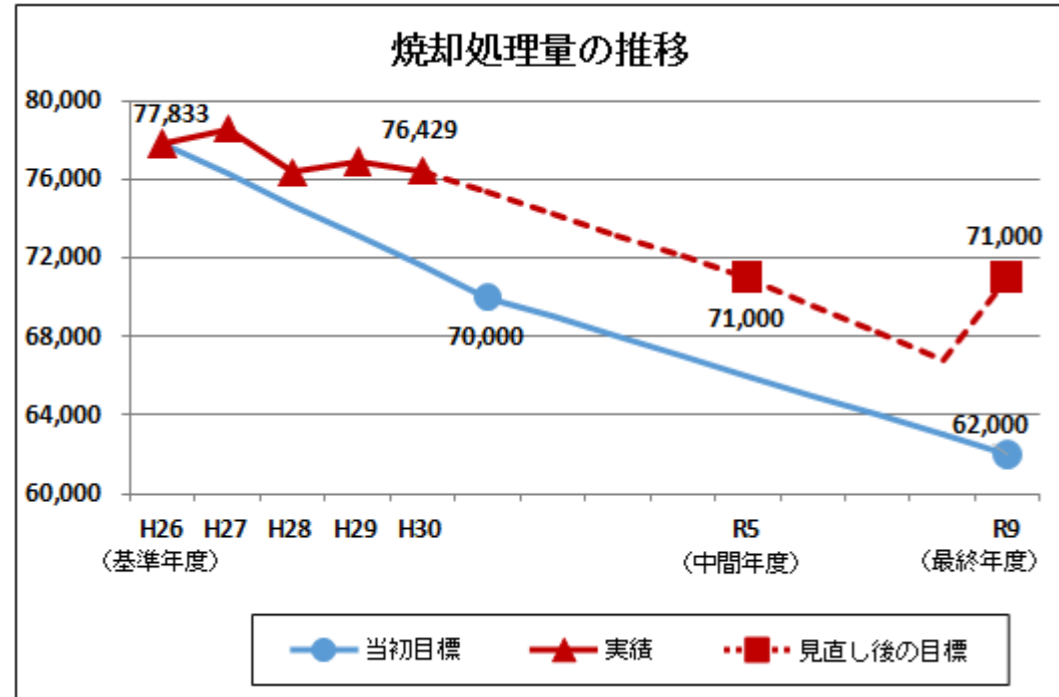
図表更新

数値目標修正

(3) 焼却に関する目標

焼却処理量

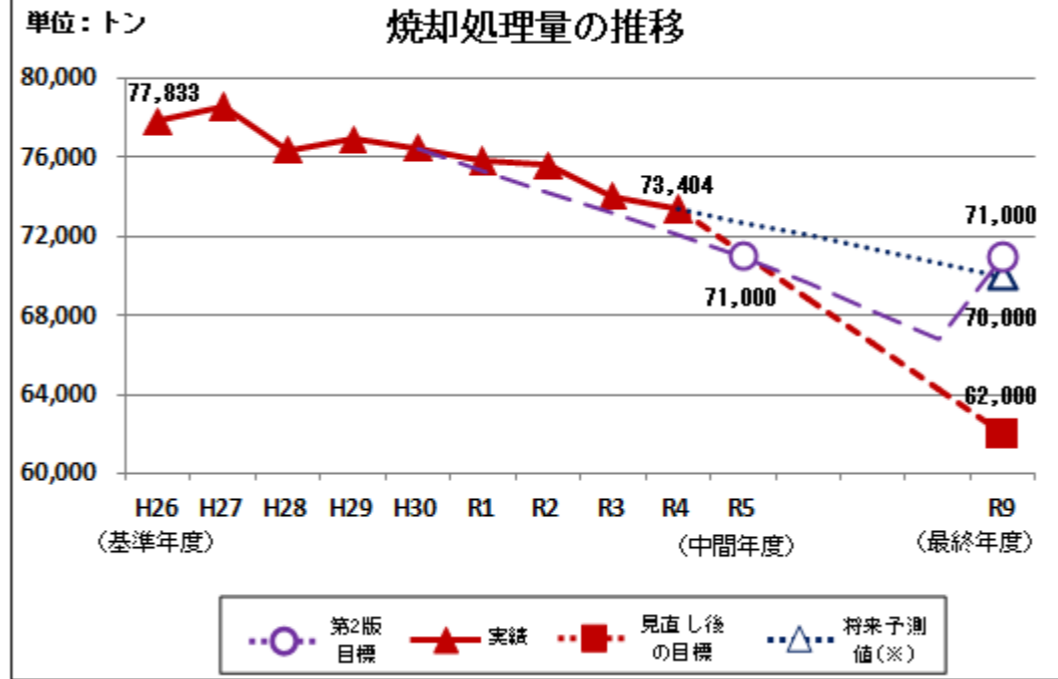
(単位：t)



焼却処理量の目標値は、次期清掃工場施設整備においてメタン発酵処理施設の導入を見送ったことや、令和9年度に次期清掃工場が供用開始することに伴い、廃プラスチック類や破碎選別施設からの可燃性残さ等、焼却対象となるごみが追加されることにより、焼却処理量が増加することを踏まえて数値を見直しました。

(3) 焼却に関する目標

焼却処理量



※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出



焼却処理量については、増加の要因として見込んでいた、廃プラスチック類の焼却への移行や燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別施設の導入を見送ったことを踏まえて、数値目標を見直しました。

図表更新

将来予測値を追加

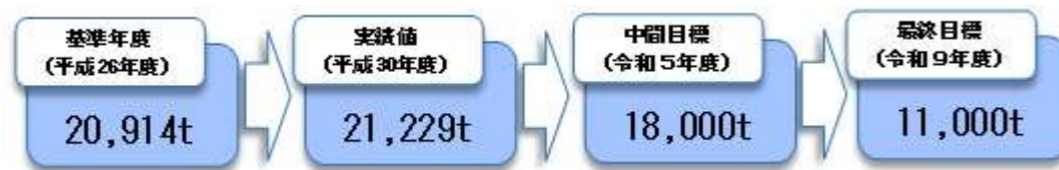
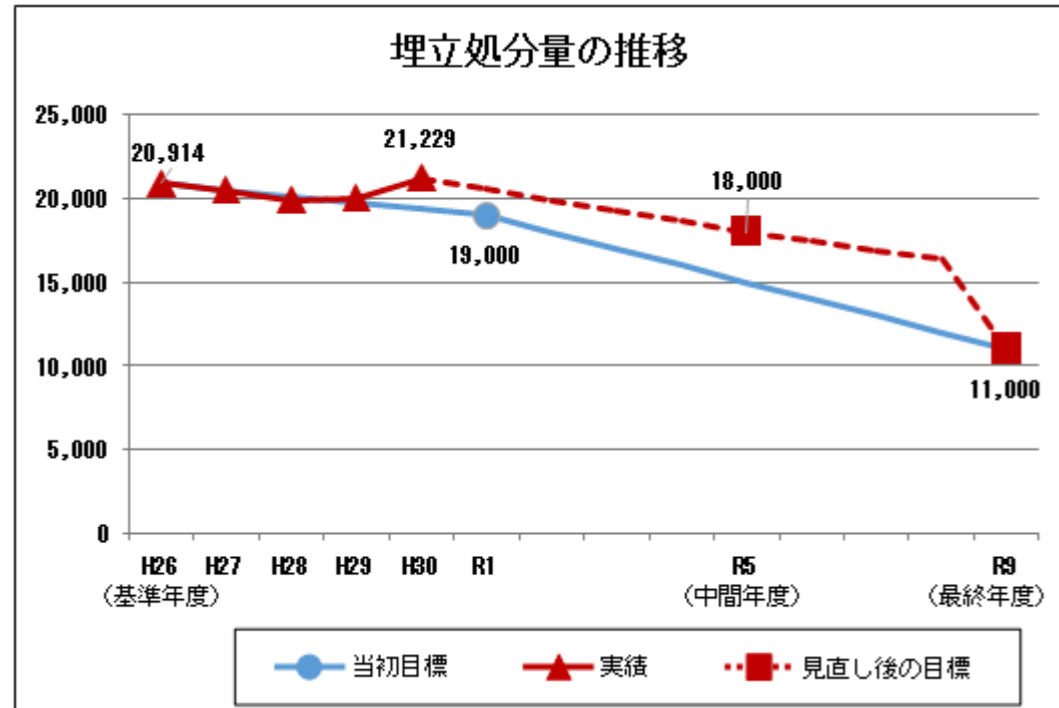
図表更新

数値目標修正

(4) 埋立に関する目標

埋立処分量

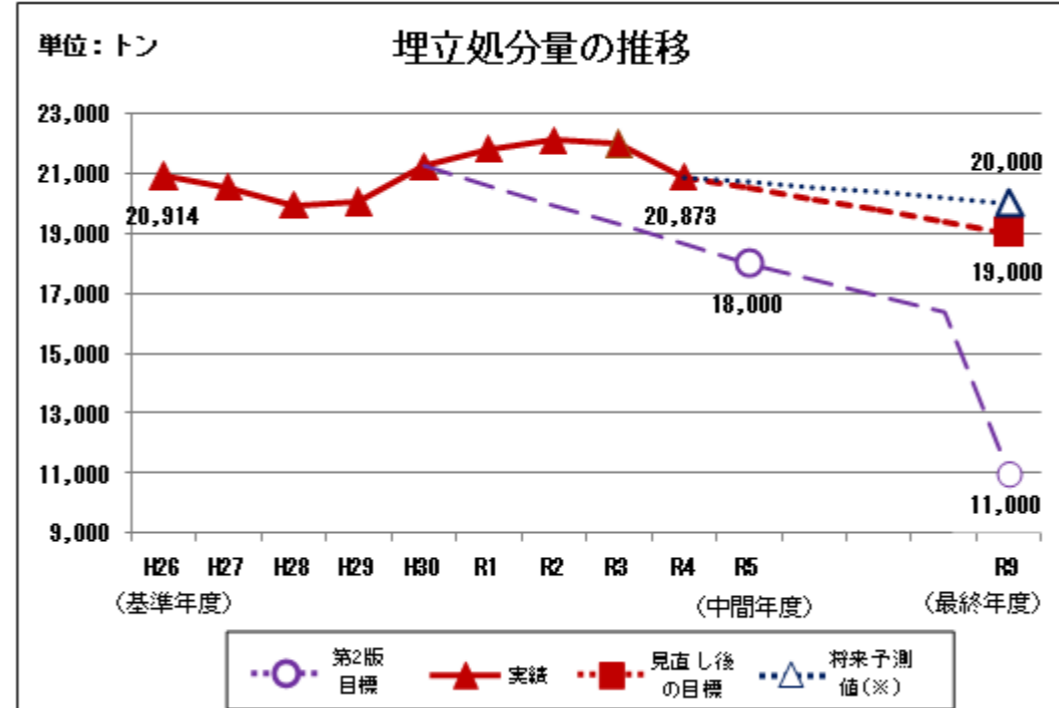
(単位：t)



埋立処理量の目標値は、令和9年度に次期清掃工場が供用開始することに伴い、廃プラスチック類が焼却処理されるとともに、燃やせないごみや粗大ごみが破碎・選別されることにより、埋立処分量が減少することを踏まえた数値としました。

(4) 埋立に関する目標

埋立処分量



※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出



埋立処分量については、減少の要因として見込んでいた、廃プラスチック類の焼却への移行や燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別施設の導入を見送ったことを踏まえて、数値目標を見直しました。

図表更新

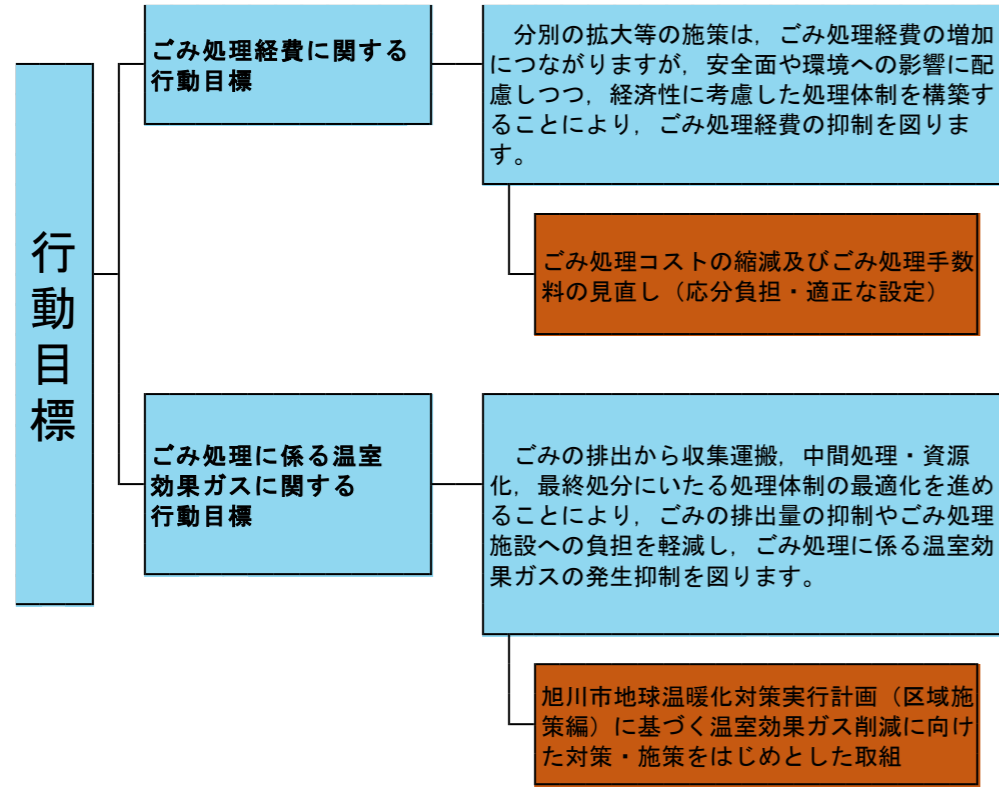
将来予測値を追加

図表更新

数値目標修正

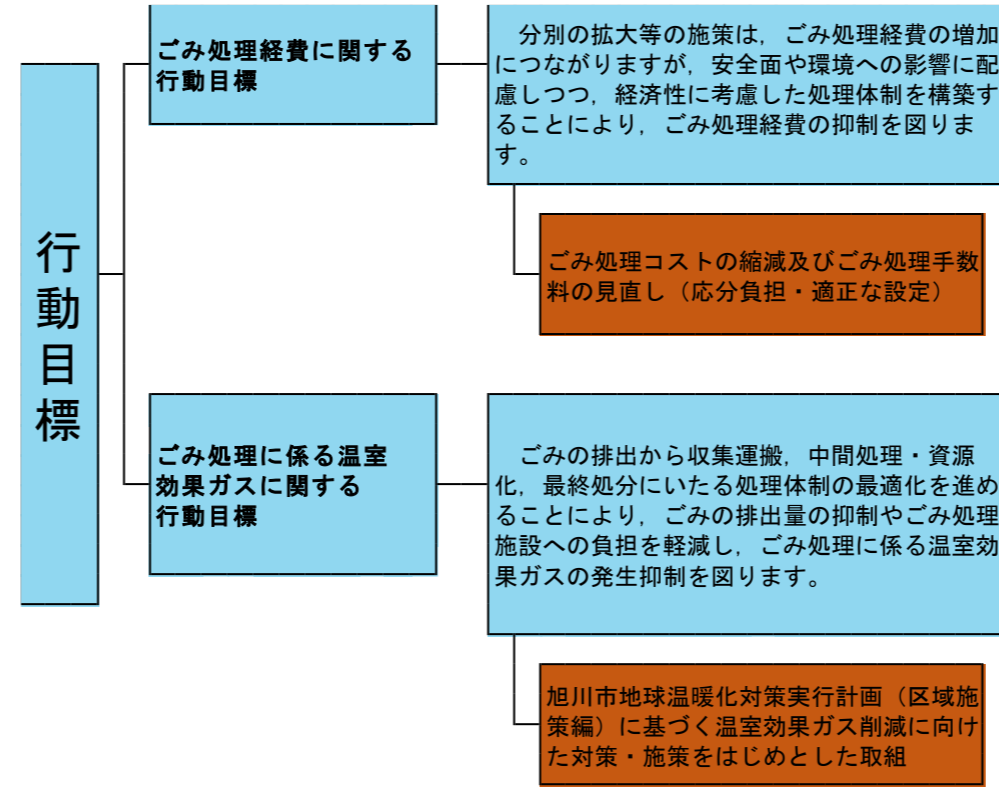
5 行動目標

行動目標として設定する項目としては、ごみ処理経費及び温室効果ガスに関する2つとします。



5 行動目標

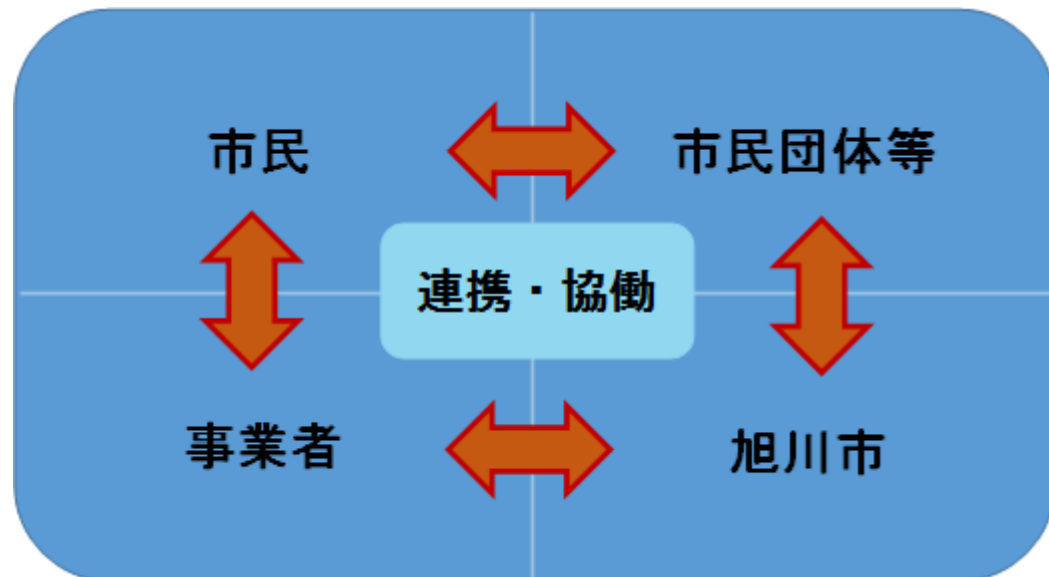
行動目標として設定する項目としては、ごみ処理経費及び温室効果ガスに関する2つとします。



第5 計画の推進

1 連携・協働

市民・事業者・行政・市民団体等との連携・協働^{注1}のもと、計画の基本理念に掲げる“恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ”の実現を目指します。



★連携・協働の強化について

ごみ処理に関する計画や施策を確実に実行するためには、ごみの排出等に関わる市民・事業者・旭川市・市民団体等がそれぞれの役割を理解し、行動することが必要です。

例えば、市民はごみをしっかりと分別するとともに、排出マナーを守り、事業者は排出者責任の考えに基づく適正なごみ処理の徹底、旭川市は安全かつ環境に配慮したごみ処理の実施や周知・啓発、市民団体等は柔軟性や専門性を活かしたごみ減量等の取組を進めるなど、4者がそれぞれの立場で行動し、協力し合い、連携を強化していくことが必要です。

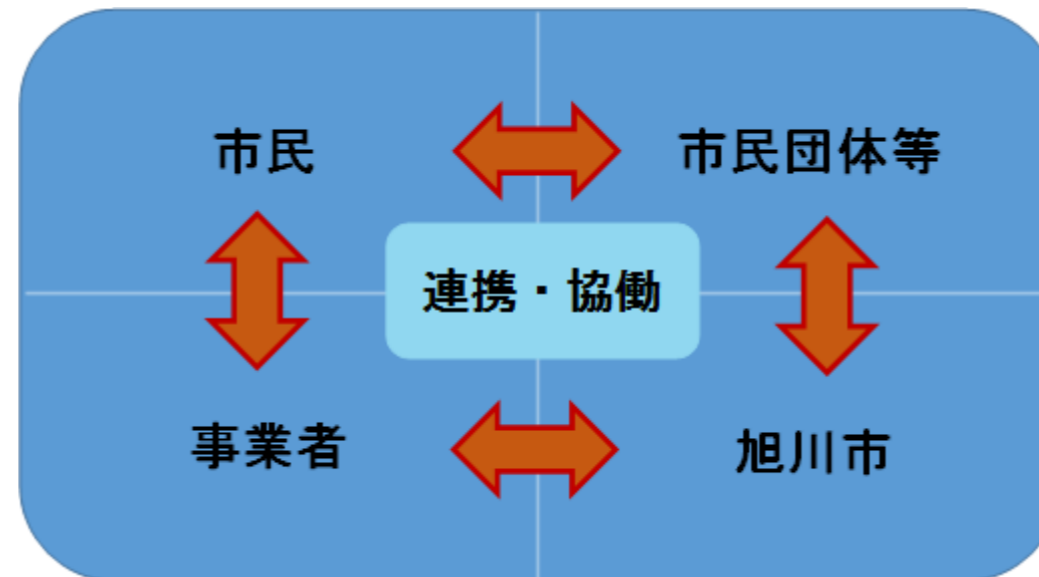
注1 協働

「旭川市市民参加推進条例」には、「市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うこと」と定めています。

第5 計画の推進

1 連携・協働

市民・事業者・行政・市民団体等との連携・協働^{注16}のもと、計画の基本理念に掲げる“恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ”の実現を目指します。



★連携・協働の強化について

ごみ処理に関する計画や施策を確実に実行するためには、ごみの排出等に関わる市民・事業者・旭川市・市民団体等がそれぞれの役割を理解し、行動することが必要です。

例えば、市民はごみをしっかりと分別するとともに、排出マナーを守り、事業者は排出者責任の考えに基づく適正なごみ処理の徹底、旭川市は安全かつ環境に配慮したごみ処理の実施や周知・啓発、市民団体等は柔軟性や専門性を活かしたごみ減量等の取組を進めるなど、4者がそれぞれの立場で行動し、協力し合い、連携を強化していくことが必要です。

注16 協働

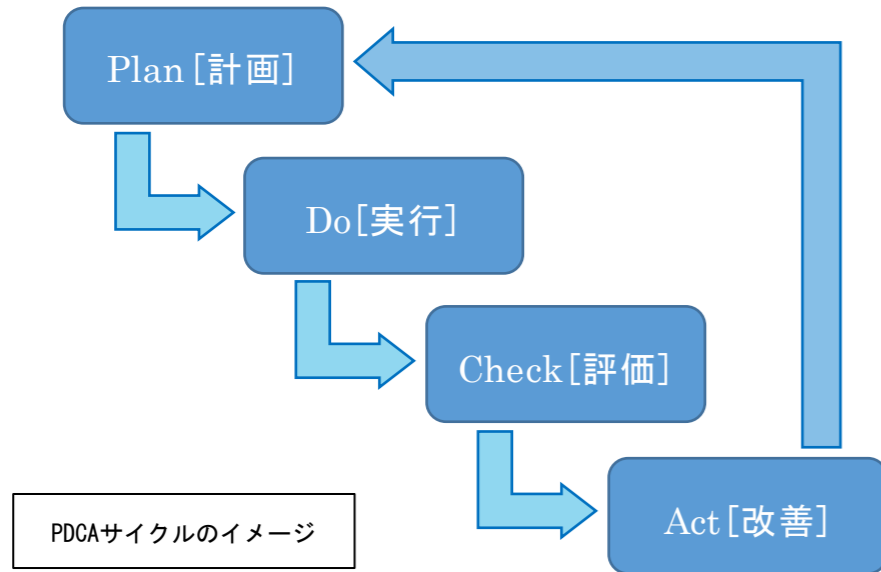
「旭川市市民参加推進条例」には、「市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うこと」と定めています。

2 進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、計画の進行管理を進めます。

また、計画の見直しに当たっては、施策の効果や有効性、浮き彫りになった課題、計画全体の進捗状況、社会情勢の動向等を十分に踏まえ、第8次旭川市総合計画と同様に原則4年ごとに行い、必要な改善を図ります。



(2) 進行管理の充実

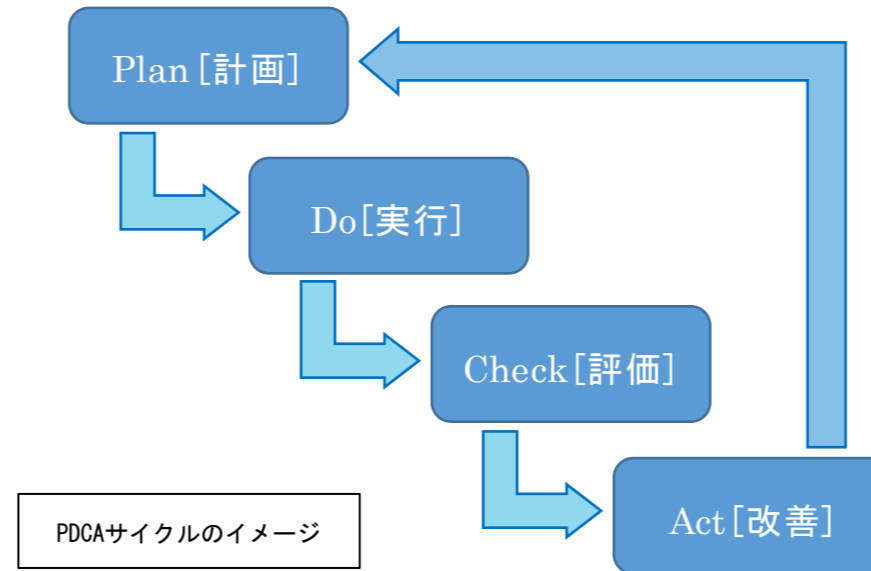
計画に掲げる基本方針に基づき展開する施策・取組の実施状況や数値目標の達成状況を、毎年度策定する「旭川市ごみ処理実施計画」において把握するとともに広く公表し、計画の進捗状況を管理します。

また、本市の附属機関である旭川市廃棄物減量等推進審議会における審議など、市民等の意見や提案も取り入れながら、進行管理の充実を図ります。

2 進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、計画の進行管理を進めます。



(2) 進行管理の充実

計画に掲げる基本方針に基づき展開する施策・取組の実施状況や数値目標の達成状況を、毎年度策定する「旭川市ごみ処理実施計画」において把握するとともに広く公表し、計画の進捗状況を管理します。

また、本市の附属機関である旭川市廃棄物減量等推進審議会における審議など、市民等の意見や提案も取り入れながら、進行管理の充実を図ります。

最終期間となるため中間見直しの項目削除